

【参考資料】

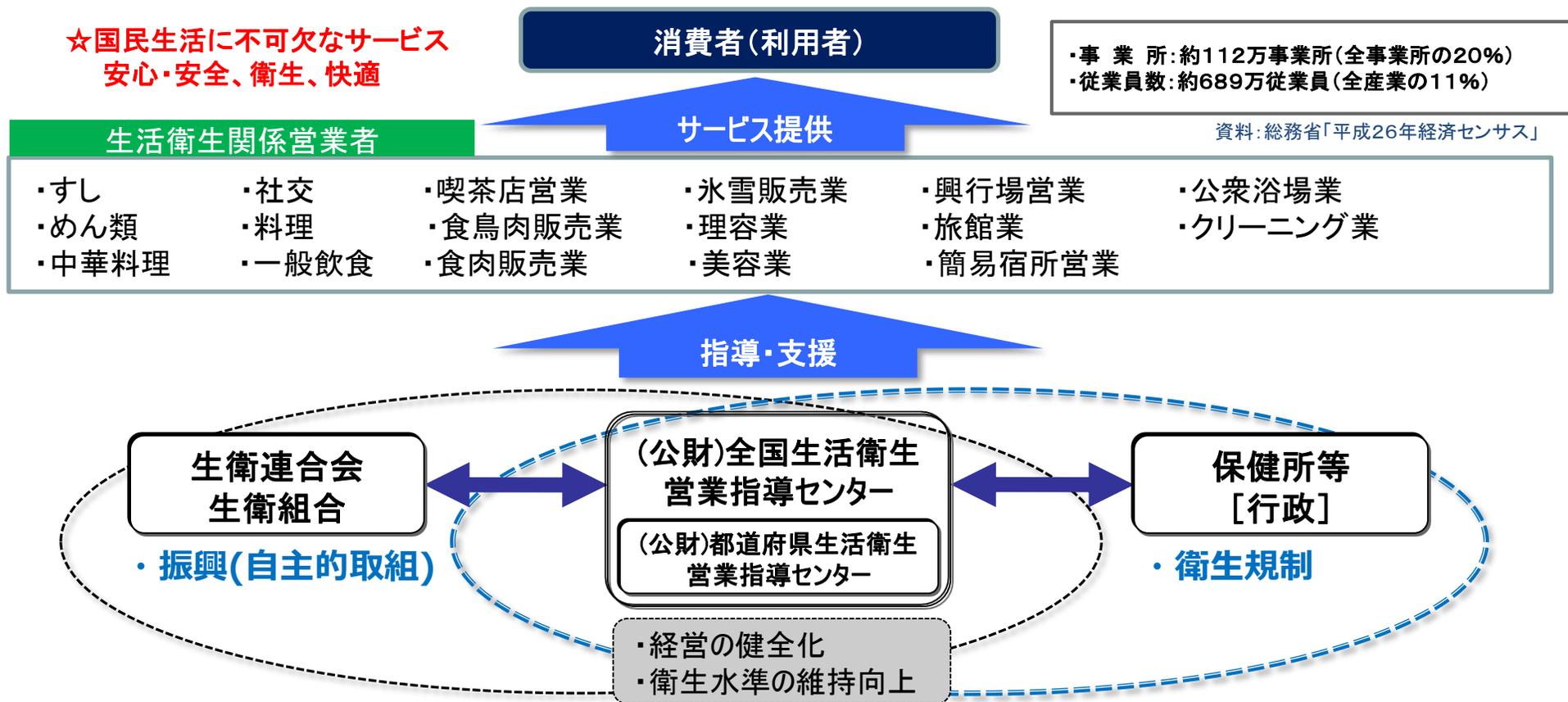
〈生活衛生課〉

・生活衛生関係営業に係る施策体系	2
・令和2年度生活衛生課関係予算案の状況	4
・旅館等の宿泊施設における新型コロナウイルス感染症への対応について	7
・違法民泊対策について	10
・イベントホームステイ(イベント民泊)について	11
・ハンセン病に関する正しい知識の普及について	39
・出張理容・出張美容について	40
・公衆浴場における入浴着を着用した入浴等について	54
・平成30年度 クリーニング師研修の受講者数	58
・平成30年度 業務従事者講習の受講者数	59
・クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習受講促進について	60
・生活衛生関係営業における生産性向上推進事業	61
・生活衛生同業組合活動推進月間について	62
・標準営業約款制度について	63
・振興指針及び振興計画のあらまし	64
・災害発生時における支援連絡体制について	66
・ビルクリーニング分野における新たな外国人材の受入れ	67
・ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドラインについて	68
・公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律概要	69
・表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律の概要	70

生活衛生課

生活衛生関係営業に係る施策体系

- 生活衛生関係営業(生衛業)は、飲食業、理容業、美容業、クリーニング業、旅館業、浴場業など、国民生活に密着したサービスを提供。
- 衛生的で安心できるサービスを提供するため、衛生規制の下で活動。
- 生衛業は中小零細企業が大部分であるため、衛生規制を行いつつ、生衛法に基づく各種の振興支援を行うことで、経営の健全化と衛生水準の向上を実現。



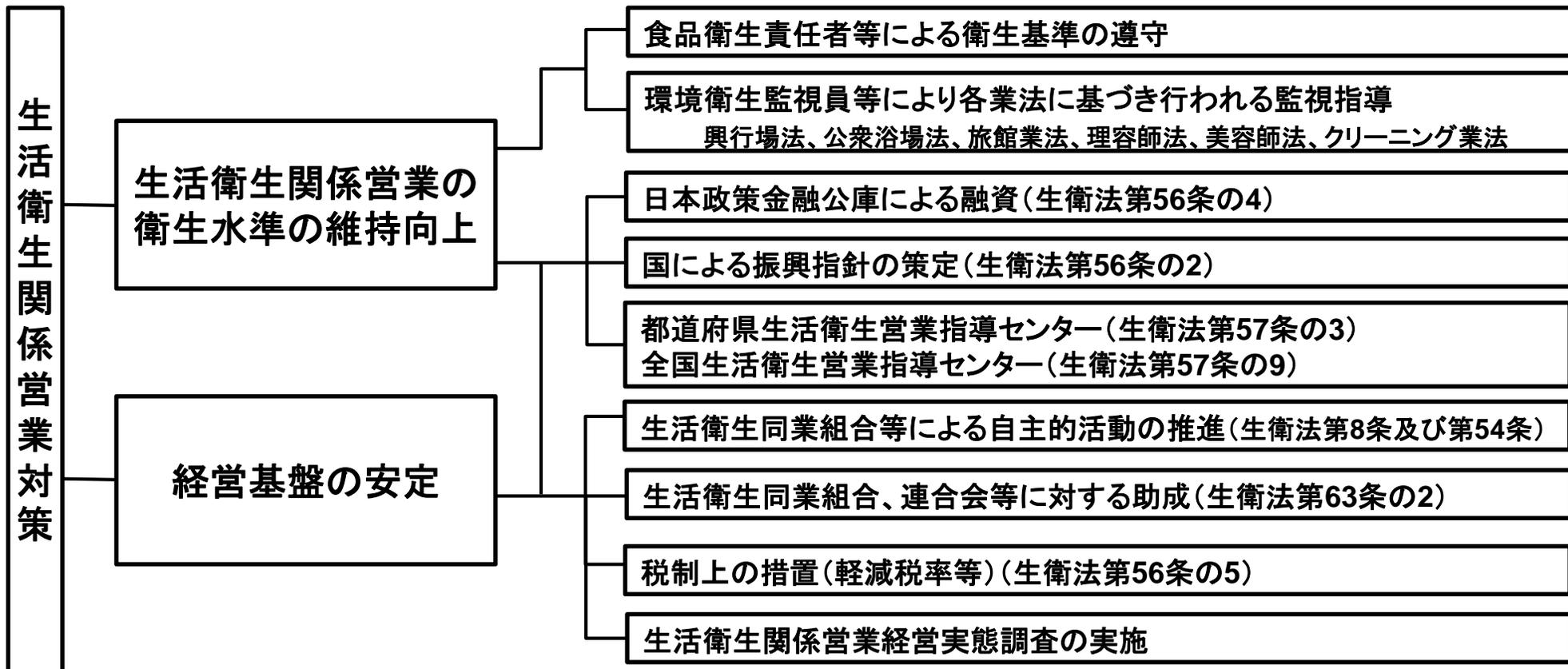
※生活衛生関係営業の業種毎に振興指針を定めるとともに、予算・融資(日本政策金融公庫)・税制措置等の支援策を通じて業界を振興

生衛法とその施策体系

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(生衛法) (昭和32年6月3日法律第164号)(抄)

(目的)

第1条 この法律は、公衆衛生の見地から国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係の営業について、衛生施設の改善向上、経営の健全化、振興等を通じてその衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護に資するため、営業者の組織の自主的活動を促進するとともに、当該営業における過度の競争がある等の場合における料金等の規制、当該営業の振興に計画的推進、当該営業に関する経営の健全化の指導、苦情処理等の業務を適正に処理する体制の整備、営業方法又は取引条件に係る表示の適正化等に関する制度の整備等の方策を講じ、もって公衆衛生の向上及び増進に資し、並びに国民生活の安定に寄与することを目的とする。



令和2年度生活衛生関係営業に係る予算案等の状況

令和元年12月
厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生課

令和2年度予算案 [令和元年度予算]
5,554百万円 [5,275百万円]

予 算

1. 生活衛生関係営業対策事業費補助金

1,156百万円 [1,155百万円]

中小零細の生活衛生関係営業者の業の振興や発展を図るための組織基盤の強化を通じた衛生水準の確保・向上、相談支援体制の強化等を図る。

・生活衛生関係営業収益力向上事業 80百万円 [86百万円]

最低賃金のルールの徹底を図るとともに、同時に経営やICTに関するセミナーを開催することによって収益力の向上等を図るため、全国生活衛生営業指導センター等を中心とした取組を進める。

2. 生活衛生関係営業における生産性向上推進事業

129百万円 [124百万円]

都道府県生活衛生営業指導センターの経営指導員と中小企業診断士との連携による生産性向上ガイドライン・マニュアルを活用した個別相談を実施する。個別相談で集積した課題等を踏まえ、より効果的なガイドライン・マニュアルに改訂していく。

3. 株式会社日本政策金融公庫補給金 3,829百万円 [3,634百万円]

生活衛生関係営業の振興及び経営の安定を図るための株式会社日本政策金融公庫における生活衛生資金貸付業務に対する補給金。

4. 被災した生活衛生関係営業業者への支援（復興庁一括計上）

・株式会社日本政策金融公庫出資金 423百万円 [329百万円]

株式会社日本政策金融公庫が東日本大震災復興特別貸付等の融資を行うために必要な財政支援を行う。

(参考：厚生労働省全体予算案)

○ 受動喫煙防止対策の強化【一部新規】

22億円の内数[43億円の内数]

受動喫煙の防止に関する内容について、2020年東京オリンピック・パラリンピック等の機会をとらえ効果的に周知・浸透させ、確実に定着・徹底させるとともに、飲食店等における喫煙専用室等の整備への助成、受動喫煙対策に係る個別相談等を実施する。

令和元年度補正予算案

○ 生活衛生関係営業者の資金繰り支援

1,222百万円

被災した生活衛生関係営業者が資金繰りを円滑に行えるよう、株式会社日本政策金融公庫が実施する低利融資に必要な出資を行う。

○ 生活衛生関係営業者の生産性向上の支援

275百万円

生活衛生関係営業者の生産性向上を支援するため、個別相談やセミナーを実施するとともに、経営改善に役立つ情報提供や経営診断ツール等により、経営力向上を図る。

日本政策金融公庫融資（生活衛生資金貸付）

1. 貸付計画額

1,150億円 [1,150億円]

2. 貸付制度の改善

生活衛生関係営業者の円滑な事業承継を支援するため、生活衛生関係営業事業承継・集約・活性化支援資金を創設する。 等

1. 交際費課税の特例措置の延長 (※)

〔法人税、法人住民税、事業税〕

飲食費の50%を損金算入できる特例措置（中小企業・資本金の額等が100億円以下の大企業）及び交際費（飲食費や贈答品の費用等）を800万円までは全額損金算入できる特例措置（中小企業のみ）について、その適用期限を2年延長する。

※中小企業のみに係る損金算入の特例については中小企業庁と共同要望

2. 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入特例措置の延長 (※)

〔所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税〕

連結法人を除く従業員500人以下の中小企業者等が取得価額30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の年間の取得価額の合計額300万円を限度として、全額損金算入できる特例措置について、その適用期限を2年延長する。

3. 中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の延長 (※)

〔登録免許税、不動産取得税〕

中小企業等経営強化法に基づく認定経営力向上計画に従って、事業の再編・統合を行った際に承継した不動産に係る登録免許税等を軽減する措置について、その適用期限を2年延長する。

各〔都道府県〕
〔保健所設置市〕 衛生主管部（局）長 殿
〔特別区〕

厚生労働省健康局結核感染症課長
厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長
（ 公 印 省 略 ）

旅館等の宿泊施設における新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下単に「新型コロナウイルス感染症」という。）については、海外における新型コロナウイルス感染症の発生状況等に鑑み、令和2年1月28日に「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令」（令和2年政令第11号）が公布され、令和2年1月31日に公布された「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令」（令和2年政令第22号）により、令和2年2月1日から施行されたところである。

今般、旅館等の宿泊施設における新型コロナウイルス感染症への対応についての留意事項を下記のとおりまとめたので、御了知の上、関係者への周知を図るとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。また、宿泊施設に対し、保健所による感染経路の状況把握等に対応するために宿泊者名簿を備え付けるよう、改めて指導願いたい。

さらに、衛生部局及び保健所においても宿泊施設に十分な情報の提供に努められたい。

記

1 営業者が日頃留意すべき事項

- (1) 保健所等の関係機関と十分連携し、新型コロナウイルス感染症に関する情報収集に努めるとともに、緊急の場合に宿泊者等が受診するための医療機関を把握しておくこと。
- (2) 感染経路の把握に必要な場合があるため、旅館業法（昭和23年法律第138号）第6条に基づく宿泊者名簿への正確な記載を励行し、宿泊者の状況把握に努めること。
- (3) 宿泊者に対し、新型コロナウイルス感染症に関する情報提供を行うとともに

に、発熱など体調に異変が生じた場合は必ず宿泊施設側に申し出るよう伝えること。

宿泊者から申し出があった場合、当該宿泊者が下記2(1)に該当しない場合は、マスクを着用するなどし、事前に医療機関へ連絡した上で受診するよう勧めること。

- (4) 宿泊者から体温計の貸出を求められた際は衛生的管理に留意の上で貸与するなど、宿泊者の健康管理に積極的に協力すること。
- (5) 日頃から、従業員の健康管理、施設の環境衛生管理の徹底を図ること。
- (6) 中華人民共和国湖北省に滞在していたことのみを理由として宿泊を拒むことはできないこと。

2 新型コロナウイルスへの感染が疑われる宿泊者が発生した場合

- (1) 宿泊者から、発熱など体調に異変が生じており、かつ、中華人民共和国湖北省から帰国・入国した又はこれらの者と接触した旨の申し出があった場合は、宿泊者の同意を得た上で、速やかに保健所（帰国者・接触者相談センター）へ連絡し、その指示に従うこと。
- (2) 感染が疑われる宿泊者に対し、感染拡大の予防の必要性を十分説明の上、レストラン等の利用を控え、他の宿泊者と接触しないよう個室での待機を依頼すること。同室者がいれば他室への移動と待機を依頼すること。
また、飛沫の飛散を防止するため、感染が疑われる宿泊者及び同室していた者には、マスク着用を求めること。
- (3) 感染が疑われる宿泊者に対応する従業員の数を極力制限し、原則として、部門長などの責任者が対応すること。感染が疑われる宿泊者に接触する場合は、マスク及び使い捨て手袋を着用し、感染が疑われる宿泊者から離れた場合は、手洗い及びうがいを確実に行うこと。使用後のマスク及び手袋はビニール袋で密閉し、焼却する等適正な方法で廃棄すること。
- (4) 保健所から求めがあった場合は、保健所が行う、宿泊者名簿による当該宿泊者の宿泊期間中における接触者の状況等の調査に協力すること。
- (5) 施設の消毒は、保健所の指示に従って実施することが望ましいが、緊急を要し、自ら行う場合には、感染が疑われる宿泊者が利用した区域（客室、レストラン、エレベータ、廊下等）のうち手指が頻回に接触する箇所（ドアノブ、スイッチ類、手すり、洗面、便座、流水レバー等）を中心に、「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き」（厚生労働省健康局結核感染症課）、「MERS 感染予防のための暫定的ガイドンス（2015年6月25日版）」（一般社団法人日本環境感染学会）を参考に実施すること。

また、シーツ等のリネン類の洗濯に当たっては、医療リネンに準じて扱い、「病院、診療所等の業務委託について」（平成5年2月15日付け指第14号厚生省健康政策局指導課長通知）を参考に実施すること。

3 感染が疑われる宿泊者に接触対応した場合等の従業員の対策

従業員から、本人又は家族に新型コロナウイルスへの感染が疑われる症状の申し出があった場合や、感染が疑われる宿泊者に接触した可能性があり発熱な

ど体調に異変が生じた旨の申し出があった場合、使用者は、保健所（帰国者・接触者相談センター）に連絡させ、その指示に従わせること。

(参考情報)

- 内閣官房新型インフルエンザ等対策室ホームページ
(新型コロナウイルス感染症の対応について)
http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

- 厚生労働省ホームページ
(中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎の発生について)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

- 厚生労働省検疫所ホームページ
(海外感染症発生情報)
<https://www.forth.go.jp/topics/fragment1.html>

- 医療機能情報提供制度（医療情報ネット）について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/teikyouseido/index.html

- 「外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト」について
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05774.html

- 「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き」（厚生労働省健康局結核感染症課）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000548441.pdf#search=%27%E6%84%9F%E6%9F%93%E7%97%87%E6%B3%95%E3%81%AB%E5%9F%BA%E3%81%A5%E3%81%8F%E6%B6%88%E6%AF%92%E3%83%BB%E6%BB%85%E8%8F%8C%E3%81%AE%E6%89%8B%E5%BC%95%E3%81%8D+%E5%B9%B3%E6%88%9030%E5%B9%B4%27>

- 「MERS 感染予防のための暫定的ガイダンス（2015年6月25日版）」（一般社団法人日本環境感染学会）
http://www.kankyokansen.org/modules/iinkai/index.php?content_id=11

- 「病院、診療所等の業務委託について」（平成5年2月15日付け指第14号厚生省健康政策局指導課長通知）
https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00ta6374&dataType=1&pageNo=1

違法民泊対策について

民泊の現状

- 平成30年6月15日、民泊に関するルールを定めた住宅宿泊事業法及び違法民泊への取締りを強化する改正旅館業法が施行。
- 住宅宿泊事業の届出住宅数: **20,200件** (令和元年12月11日時点) / 簡易宿所数: **35,452件** (平成31年3月31日時点)
/ 特区民泊認定数: **3,274施設10,699居室** (令和元年10月31日時点)
- 旅館業法違反のおそれがあると地方自治体が把握している事案は、平成31年3月末時点で**3,555件**であり、法施行前の平成30年3月末時点の8,134件よりは半数以下に**大幅減少**しているものの、依然として違法民泊対策は喫緊の課題。
- 平成31年3月末時点の住宅宿泊仲介業者等68社の取扱件数の合計は**71,289件**で、前回(平成30年9月30日)調査から29,685件増加。うち違法認定件数の合計件数に対する割合は**3%**(前回比約2ポイント改善)。



法施行後の主な取組

(地方自治体への対応)

- 違法民泊取締りに当たって地方自治体から多く寄せられる疑義照会への回答を、**旅館業法FAQ**として取りまとめ、地方自治体に**発出**(平成30年10月15日発出、平成31年4月17日には追記版を発出)。
- **違法民泊の利用・運営の問題点を呼びかける啓発メッセージ**を、厚生労働省HPや旅行者向け情報サイトへ掲載。
- **外国語訳(16カ国語)も作成**し、厚生労働省HPへ掲載したほか、自治体に提供。
- 地方自治体の**違法民泊取締りの事例を収集**し、厚生労働省HPで紹介。
※京都市:無許可営業施設への旅館業停止命令を令和元年10月25日に発出。
⇒違法民泊疑い事案数は、**1,006件(平成30年3月末時点)→24件(平成31年3月末時点)**と大幅減。
※大阪市:大阪府警や大阪府と連携し、違法民泊撲滅チーム(警察官OB30名等)を結成。
⇒違法民泊疑い事案数は、**3,277件(平成30年3月末時点)→412件(平成31年3月末時点)**と大幅減。

(関係省庁間の連携)

- **違法民泊対策関係省庁連絡会議**を定期的を開催して関係省庁における取組を紹介し、情報共有・連携強化に取り組んでいる。
※違法民泊取締り対策に関する連携強化を進めるため、平成30年5月21日に設置。平成30年11月12日に第2回、平成31年3月18日に第3回、令和元年7月17日に第4回を開催。
- 地方自治体と協力して**民泊仲介サイトにおける取扱い物件**について適法性の確認を行い、適法と確認できなかった物件については仲介業者等に対して**削除するよう指導**を行った。
- **厚生労働省HPには、地方自治体の旅館業法許可物件掲載ページ**を掲載し、仲介業者に通知。仲介業者が取扱い物件の適法性を速やかに行えるようにした。
- 関係省庁で、**住宅宿泊事業法の届出物件、旅館業法の許可物件、特区民泊の認定施設を一括で管理するデータベース**を構築。平成31年4月以降は、仲介業者がデータベースの情報との照合を行うことで、適法性の確認作業の効率化、精度の向上が実現。

イベントホームステイ（イベント民泊）について

ガイドライン改訂

- イベント開催時に自治体の要請等により自宅を旅行者に提供するイベント民泊の旅館業法上の取扱い等について示したイベント民泊ガイドラインを、令和元年12月25日付けで改訂。
- 改訂内容は以下のとおり。
 - ① **通称の変更**
イベント民泊の趣旨をより明確にするため、「イベント民泊ガイドライン」を「**イベント民泊ガイドライン(イベントホームステイガイドライン)**」に、「イベント民泊」を「**イベントホームステイ(イベント民泊)**」に変更
 - ② **イベントホームステイ(イベント民泊)の実施要件の変更**
「宿泊施設の不足が見込まれる」場合のほか、「ホームステイでの宿泊体験を通して、**地域の人々と旅行者の交流を創出する**」ことを目的とする場合もイベント民泊を実施することができるよう要件を変更

ハンセン病に関する正しい知識の普及について

周知のお願い

- 熊本県において、ハンセン病療養所の入所者がホテルの宿泊を拒否されるという極めて遺憾な事例が発生したことを受け、「ハンセン病に関する正しい知識の普及について」(平成15年11月19日健疾発第1119001号・健衛発第1119001号厚生労働省健康局疾病対策課長・生活衛生課長連名通知)を発出し再発防止に努めてきたところ。
- 通知の内容は以下のとおり。
 - ① ハンセン病については、飲食や入浴などの日常生活を通じて感染するものではなく、旅館業法第5条第1号及び公衆浴場法第4条にいう「伝染性の疾病」に該当しないこと。
 - ② ①について、改めて営業者等への周知等を行うとともに、各市町村、関係機関、関係団体等に幅広くハンセン病に関する正しい知識の普及と啓発を図り、当該事案が発生しないよう努めること。

事 務 連 絡

令和元年12月25日

各	〔 都道府県 市町村 特別区 〕	観光担当部局 御中			
			各	〔 都道府県 保健所設置市 特別区 〕	生活衛生担当課 御中

国土交通省観光庁観光産業課
厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

イベント民泊ガイドラインの改訂について

令和元年12月12日付け事務連絡「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けたイベント民泊の積極的な活用について」においては、東京オリンピック・パラリンピック競技大会を控える中、イベント民泊の積極的な活用について検討をお願いしたところです。

今般、東京オリンピック・パラリンピック競技大会など、国内外から多くの旅行者が来訪するイベントが開催される際に、ホームステイを通して開催地の住民の方々と旅行者との交流機会を創出できるよう、イベント民泊のガイドラインを別添のとおり改訂しました。（改訂の概要は別紙を参照。）

イベント民泊を積極的に活用していただくことで、東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の大きなイベントで、開催地の住民の皆様一人ひとりに、「一緒にイベントを成功させた」という体験がレガシーとして残ることを期待しています。

都道府県、市町村、特別区の皆様におかれましては、ガイドラインの改訂内容を御了知の上、イベント民泊の更なる積極的な活用を検討いただきますようお願いいたします。

イベント民泊ガイドライン改訂の概要

1. 通称の変更

ガイドラインの件名と全文に渡って次のとおり改訂。

【改訂箇所】※青字部分追加

<タイトル> イベント民泊ガイドライン (イベントホームステイガイドライン)
 <全文> イベントホームステイ (イベント民泊)

2. 交流要件の追加

イベント民泊を実施するための要件として、宿泊施設の供給不足のほかに交流機会の創出を目的とする場合を追加。

【改訂箇所】※青字部分追加

2. イベント民泊を実施できる場合

(1) イベント民泊の概要

イベントホームステイ (イベント民泊) とは、「i) 年数回程度 (1回あたり2~3日度) のイベント開催時であって、ii-1) 宿泊施設の不足が見込まれること、又はii-2) ホームステイでの宿泊体験を通して、地域の人々と旅行者の交流を創出する地方創生の観点から、iii) 開催地の自治体の要請等により自宅を提供するような公共性の高いもの」について、「旅館業」に該当しないものとして取り扱い、自宅提供者において、旅館業法に基づく営業許可なく、宿泊サービスを提供することを可能とするものです。

(4) 「ホームステイでの宿泊体験を通して、地域の人々と旅行者の交流を創出する地方創生の観点」について

イベントの主催者、ボランティアスタッフ等の関係者に限らず、参加者、観戦者をはじめイベントの開催をきっかけに地域に訪れる方と地域住民との交流を念頭においています。必ずしも海外からの旅行者に限らず、また、首都圏等の都市部を対象から除いているわけではありません。

自宅提供者の自宅に旅行者が宿泊すること自体が交流となります。宿泊の他に食事会の開催のような特別な企画を実施することまでを求めるものではありません。

【交流事例】

- 「町のことや歴史、自宅提供者夫婦のこと、色々な会話をした。自宅提供者とは今後も交流を続けていきたいと思った。また、泊まりに来たい。(宿泊者体験)」
- 「宿泊中に、自宅提供者の家庭や地域が台風で被災したため、ボランティアとして泥かきを手伝った。(宿泊者体験)」
- 「海外からの宿泊者を受け入れた。宿泊者と近くのスーパーで一緒に買い物をし、交流を深めた。息子が宿泊者と英語でコミュニケーションを取っている姿を見て、自身も英語を勉強しようと思った。宿泊者が帰国した後も連絡は続いており、次は、宿泊者の国にも来てほしいと言ってくれる。(自宅提供者体験)」

平成 28 年 4 月 1 日
一部改訂 平成 29 年 7 月 10 日
一部改訂 令和 元年 7 月 8 日
一部改訂 令和 元年 8 月 27 日
一部改訂 令和 元年 12 月 25 日

観光庁観光産業課
厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

イベント民泊ガイドライン (イベントホームステイガイドライン)

1 はじめに

イベント開催時に自治体の要請等により自宅を旅行者に提供する行為（以下「イベントホームステイ（イベント民泊）」といいます。）の旅館業法上の取扱いについては、厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課（旧健康局生活衛生課、医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部生活衛生課）より、別添の平成 27 年 7 月 1 日付事務連絡及び令和元年 12 月 25 日付事務連絡（以下、総称して「事務連絡」といい、令和元年 12 月 25 日付事務連絡の「別添）」を「質疑回答」といいます。）により、考え方をお示ししているところです。

イベントホームステイ（イベント民泊）は、多数の集客が見込まれるイベントの開催時に宿泊施設が不足する地域において、その不足を解消する有効な手段であり、また、旅行者が、日帰りではなく当該地域に宿泊できるようになれば、当該地域で夕食をとったり、2 日目に当該地域の観光資源を巡るオプションツアーに参加すること等も可能となるため、当該地域の人々と旅行者との交流の促進や、当該地域における観光消費の拡大等にもつながり、観光による地方創生の観点からも有効なものと期待されています。

他方、イベントホームステイ（イベント民泊）は、本来は宿泊施設ではない施設に旅行者が宿泊するものであることから、自宅提供者・宿泊者・近隣住民間のトラブル防止の観点や、衛生面、治安面に関する事故予防の観点からの配慮も求められます。

このため、今般、イベントホームステイ（イベント民泊）を積極的かつ円滑に実施いただけるよう、イベントホームステイ（イベント民泊）を実施する自治体において行うべき手続の内容・手順や、留意すべき事項等を以下のとおりとりまとめました。

内容をご確認いただき、各自治体の観光部署及び同自治体を所管する旅館業法担当部署等の関係部署のほか、警察署、消防署等の関係組織と十分に連携の上、安全かつ適切に、イベントホームステイ（イベント民泊）を活用いただき、宿泊施設不足の解消と、観光に

よる地方創生につなげていただきますようお願いいたします。

2 イベントホームステイ（イベント民泊）を実施できる場合

(1) イベントホームステイ（イベント民泊）の概要

イベントホームステイ（イベント民泊）とは、「i) 年数回程度（1回当たり2～3日程度）のイベント開催時であって、ii-1) 宿泊施設の不足が見込まれること、又はii-2) ホームステイでの宿泊体験を通して、地域の人々と旅行者の交流を創出する地方創生の観点から、iii) 開催地の自治体の要請等により自宅を提供するような公共性の高いもの」について、「旅館業」に該当しないものとして取り扱い、自宅提供者において、旅館業法に基づく営業許可なく、宿泊サービスを提供することを可能とするものです。

このように、自宅提供行為がイベントホームステイ（イベント民泊）として認められるためには、上記の「i)」から「iii)」の要素により、自宅提供行為について公共性が認められることが必要となりますが、これらの各要素の考え方は、以下のとおりです。

(2) 「年数回程度（1回当たり2～3日程度）のイベント開催時」について

ア イベントの開催期間について

事務連絡においては、イベントの日数について「2～3日程度」としていますが、これはあくまで目安であり、必ずしもイベント開催期間が3日以内でなければイベントホームステイ（イベント民泊）として認められないということではありません（なお、別添「公募書」中（※1）のとおり、自治体は、イベント開催期間の前後の日を含めて、イベントホームステイ（イベント民泊）の実施期間として定めることができます。）。

イベントホームステイ（イベント民泊）に旅館業法が適用されないのは、イベントホームステイ（イベント民泊）実施期間中に、宿泊者の入れ替わりがない状態（注）で宿泊させる場合について、反復継続性が否定されるためです。反復継続しない宿泊サービスの提供行為は、そもそも事業として実施されるものではなく、また、多数人が施設を入れ替わり利用することがないことから、感染症の流行等、公衆衛生に関する問題が生じるリスクも低いと考えられることから、旅館業法の適用対象外となります。

そのため、イベント開催期間が3日を超える場合であっても、各自治体の旅館業法担当部署において、自宅提供行為が、上記趣旨に照らして問題がないと判断できる場合には、旅館業法が適用されないイベントホームステイ（イベント民泊）として取り扱うことができます。

（注） 「宿泊者の入れ替わり」については、例えば、イベントホームステイ（イベント民泊）実施期間が3日間とされた場合で、同じ施設に、1日目から2日目午前までは宿泊者Aを宿泊させ、2日目午後から3日目までは宿泊者Bを宿泊させる場合は、「宿泊者の入れ替わり」があるため、旅館業法が適用されることとなります。他方、同じ施設に、同時に、複数組、複数名を宿泊させる場合は、「宿泊者の入れ替わり」がないため、イベントホーム

ステイ（イベント民泊）として実施することができます。

イ イベントの内容、性質について

イベントホームステイ（イベント民泊）の対象となるイベントは、必ずしも自治体が主催している必要はなく、協賛、後援しているものも含まれます。また、イベントホームステイ（イベント民泊）の実施について公共性が認められるのであれば、イベントそれ自体が公共的なものである必要はありません。対象となるイベントには、地域のお祭り、花火大会等に限らず、国際会議や展示会等のビジネスイベント（MICE）、スポーツイベント、コンサートなどの音楽イベント等も含まれます（質疑回答の質問5参照）。

(3) 「宿泊施設の不足が見込まれる」について

イベント開催時に宿泊施設の不足が見込まれるかどうかの確認においては、必ずしも精緻な調査を実施する必要はありません。自治体の観光部署において、当該自治体及びその近隣自治体の宿泊施設の供給量（客室数）、イベントへの遠方からの来場者数の見込み（外国人や、他の都道府県からの来場者等）、イベントと無関係な宿泊者数の見込み、さらに過去実績等から、「宿泊施設の不足が見込まれる」と合理的に判断できるのであれば、本要素は満たされます。

【具体的事例】

必要となるイベントホームステイ（イベント民泊）の物件数の算出方法としては、当該イベントにおける宿泊希望者調査を行い、当該イベント開催月の平均稼働率から供給可能客室数を求め、宿泊施設の客室数の需給分析を行うといったものがみられます。

(4) 「ホームステイでの宿泊体験を通して、地域の人々と旅行者の交流を創出する地方創生の観点」について

イベントの主催者、ボランティアスタッフ等の関係者に限らず、参加者、観戦者をはじめイベントの開催をきっかけに地域に訪れる方と地域住民との交流を念頭においています。必ずしも海外からの旅行者に限らず、また、首都圏等の都市部を対象から除いているわけではありません。

自宅提供者の自宅に旅行者が宿泊すること自体が交流となります。宿泊の他に食事会の開催のような特別な企画を実施することまでを求めるものではありません。

【交流事例】

- 「町のことや歴史、自宅提供者夫婦のこと、色々な会話をした。自宅提供者とは今後も交流を続けていきたいと思った。また、泊まりに来たい。（宿泊者体験）」
- 「宿泊中に、自宅提供者の家庭や地域が台風で被災したため、ボランティアとして泥かきを手伝った。（宿泊者体験）」
- 「海外からの宿泊者を受け入れた。宿泊者と近くのスーパーで一緒に買い物をし、交

流を深めた。息子が宿泊者と英語でコミュニケーションを取っている姿を見て、自身も英語を勉強しようと思った。宿泊者が帰国した後も連絡は続いており、次は、宿泊者の国にも来てほしいと言ってくれる。(自宅提供者体験)」

(5) 「開催地の自治体の要請等により自宅を提供する」について

ア 判断、要請の主体

イベントホームステイ（イベント民泊）を実施するか否かの判断は、当該イベントの開催地の自治体が行うこととなります。したがって、その実施に当たり、国や都道府県に対し、申請などの行為を要するものではありません。

その際、観光部署（宿泊施設が不足するかどうかの確認等）と旅館業法担当部署（旅館業法に抵触しないことの確認、衛生トラブルの予防等）の連携が必要となりますが、自治体内に保健所が設置されていない場合には、予め、当該自治体を管轄する都道府県の旅館業法担当部署と相談してください。また、警察署、消防署等の関連組織にも、適宜、事前相談や情報共有を行ってください。

【具体的事例】

関係部局との連携を行った事例としては、「有事の際に旅館業法担当部局と警察署が連携した事例」、「住民票担当部局から旅館業法担当部局が自宅提供者の情報提供を受けた事例」、「観光部署が旅館業法担当部署と連携し衛生面に関するチラシを作成した事例」があります。

自宅提供者への要請行為や、これに関連する事務については、当該イベントの実行委員会や、その他の第三者に委託することができます。なお、委託する際には、当該自治体のホームページ、広報誌等において、①イベントホームステイ（イベント民泊）を実施すること、②イベントホームステイ（イベント民泊）の実施に当たり要請等の業務を第三者に委託すること、③委託先事業者の名称、所在地、連絡先、④イベントホームステイ（イベント民泊）に関する当該市町村の問合せ先を明示することが適当です。

【具体的事例】

業務委託の事例としては、「イベントホームステイ（イベント民泊）の概要説明会の企画・運営をイベント企画会社に委託した事例」、「イベントホームステイ（イベント民泊）宿泊希望者及び自宅提供者の募集を地域の協議会に委託した事例」、「宿泊予約用 WEB サイト作成・管理を旅行会社に委託した事例」、「民泊仲介業者に、説明会の開催、自宅提供者の募集、宿泊予約用 WEB サイト作成、広告・情報発信、自宅提供者へのアンケート調査までを一括して委託した事例」があります。

イ 要請の方法、形式

イベントホームステイ（イベント民泊）を実施する自治体においては、自宅提供者・宿泊者・近隣住民間のトラブルや、衛生、治安面に関する事故を予防するため、自宅提供者を把握しておくことが重要です。

そのため、自宅提供者への要請については、ホームページや広報誌等により自宅提供希望者を公募し、これに申し込んだ自宅提供希望者のうち一定の要件を満たすものについて、個別に、要請を実施することが必要です。

自宅提供希望者を公募する際の公募書としては別添「公募書」、自宅提供希望者が自治体に提出する申込書としては別添「申込書」、また、自治体が自宅提供者に発出する要請書としては別添「要請書」を活用することが考えられます。これらについては、自治体から委託を受けた者が、自宅提供希望者の公募を実施する場合でも同様の公募書、申請書又は要請書を活用することが考えられます。

ウ 「自宅」の範囲

事務連絡における「自宅」とは、個人が現に居住する施設のことを指します。その他の場合の取扱いについては、個別具体的な事情により異なりますので、旅館業法担当部署にご照会下さい。

なお、各自治体において、要請先の自宅提供希望者を選定する際に、施設の種類や設備等に関する一定の選定基準を設けることを排除するものではありません。

（参考）

体育会、博覧会等のために一時的に営業する施設については、旅館業法に基づく営業許可を取得する際に必要となる構造設備が、旅館業法施行規則第5条に基づき大幅に緩和されていますので、イベントホームステイ（イベント民泊）のほか、当該特例制度の活用も御検討下さい。

3 イベントホームステイ（イベント民泊）を実施する際の留意点

(1) 自宅提供者及びイベントホームステイ（イベント民泊）実施状況の把握

イベントホームステイ（イベント民泊）を実施しようとする自治体においては、自宅提供者に要請する際に、上記「2」「(4)」「イ」記載の方法を採るほか、イベントホームステイ（イベント民泊）実施期間終了後に、適宜、自宅提供者を対象とするアンケート調査を実施する等して、イベントホームステイ（イベント民泊）の実施状況を適切に把握の上、関係部署、関係組織において十分に連携し、自宅提供者・宿泊者・近隣住民間のトラブルや、衛生面、治安面に関する事故の予防に努めてください。

【具体的事例】

イベントホームステイ（イベント民泊）実施にあたり、各種トラブルに対しての具体的

な対策として、「トラブル発生時の対応方針の策定」、「チラシや HP を活用したトラブルを予防するための情報発信」といったものがみられます。

(2) 自宅提供者に対する研修の実施等

また、イベントホームステイ（イベント民泊）を実施しようとする自治体においては、旅館業法担当部署や当該地域の旅館ホテル生活衛生同業組合等と連携して、事前に、自宅提供者向けの研修を実施したり、適宜、自宅提供者への要請書面、ホームページ、広報誌や自宅提供者に対する個別の案内書面等において、イベントホームステイ（イベント民泊）の実施に当たって留意すべき事項を周知しておくことが望まれます。

特に、下記〔留意すべき事項〕は、自宅提供者・宿泊者・近隣住民間のトラブルや、衛生、治安面に関する事故を予防するために重要であるため、研修等において、自宅提供者に周知、指導することが望まれます。

〔留意すべき事項〕

- ① 自宅提供者は、宿泊予約を受け付ける際は、宿泊者全員の氏名、住所、国籍及び旅券番号（日本国外に在住する外国人の場合に限る。）を確認し、保存すること。なお、仲介サイトを利用して宿泊者を募集する場合には、仲介事業者において上記の各情報を取得し、個人情報保護法等の法令を遵守した上で自宅提供者に情報を提供すること。
- ② 自宅提供者は、自宅の提供開始時（チェック・イン）及び終了時（チェック・アウト）には、宿泊者全員の本人確認を実施し、日本国外に居住する外国人の場合は、旅券により本人確認を実施した上でその写しを保存すること。
- ③ 自宅の提供に当たっては、必ずしも契約書面を作成する必要はないが、トラブルを防ぐため、宿泊日、宿泊料金、提供する部屋の内容（部屋面積、間取り、キッチン・トイレ・シャワールームの有無、施錠の可否、単独利用・共用の別、和室・洋室の別、その他宿泊サービスの提供に当たり重要な点）等の契約条件を明確にした上で宿泊者を募集すること。なお、仲介サイトを利用して宿泊者を募集する場合には、仲介事業者と適宜連携の上、これらの各事項を予約サイト上に明記すること。
- ④ 同一施設について、反復継続して、宿泊者を受け入れる場合には、旅館業法に基づく営業許可又は住宅宿泊事業法に基づく届出が必要となり、営業許可又は届出なく宿泊者を受け入れた場合は、旅館業法違反となること（別添「民泊サービスと旅館業法に関する Q&A」参照）。
- ⑤ 状況に応じて、以下の衛生措置をとることが望ましいこと。
 - a. 施設の設定備や備品等については清潔に保ち、ダニやカビ等が発生しないよう除湿を心がけ、清掃、換気等を行うこと。
 - b. 施設に循環式浴槽（追い炊き機能付き風呂・24 時間風呂など）や加湿器を備え

付けている場合は、『入浴施設におけるレジオネラ症防止対策』のパンフレットを参照するなど、適切に対応すること。

- ⑥ 自宅の提供に当たっては、必要に応じて、近隣住民や関係者（賃貸物件の場合の賃貸人等）に不利益が生じないように、予め、当該施設における騒音の防止やゴミ処理の方法等、施設の利用に当たり遵守すべき事項について宿泊者に説明、指導する等、必要な対応を採ること。
- ⑦ 住宅周辺の状況に応じ、災害時における宿泊者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、宿泊者に対して避難場所等に関する情報提供を行うことが望ましいこと。
- ⑧ 警察等からの要請に適切に協力すること。

(3) 自宅提供者に対する損害保険への加入勧奨

イベントホームステイ（イベント民泊）を実施しようとする自治体においては、自宅提供者に対し、当該自宅におけるイベントホームステイ（イベント民泊）起因して、宿泊者や近隣住民等の第三者に損害が生じた場合に同損害を填補できる損害保険に加入するよう要請することが望まれます。適切な保険商品がない場合には、保険会社と連携するなどして、イベントホームステイ（イベント民泊）にかかる団体保険商品の組成についてもご検討いただきますようお願いいたします。

(4) 住民への説明及び苦情受付窓口の設置

イベントホームステイ（イベント民泊）を実施しようとする自治体においては、イベントホームステイ（イベント民泊）が実施されることによる住民の不安を除去するため、イベントホームステイ（イベント民泊）を実施すること、及びイベントホームステイ（イベント民泊）の概要について、ホームページや広報誌等において広く周知し、さらに、自宅提供者、宿泊者、近隣住民からの苦情・相談を受け付けられる苦情受付窓口を設置してください。

また、トラブル発生時に観光部署及び旅館業法担当部署等の関係部署、並びに警察署及び消防署等の関係組織が連携の上、速やかに対応できる体制を構築していただきますようお願いいたします。

(5) 仲介サイトの活用

イベントホームステイ（イベント民泊）を広く周知するとともに宿泊の予約受付を効率的に行うため、仲介サイトを活用することも考えられます。この場合においては、仲介サイトを運営する仲介事業者と自宅提供者とのやりとりが円滑に行われるよう、事前に、仲介事業者と必要な調整を行ってください。また、仲介サイトを活用する際は、イベントホームステイ（イベント民泊）を周知する自治体のホームページや広報誌等において、当該仲介サイトの該当部分のリンク先や仲介サイトの利用方法を記載することも考えられます。なお、仲介サイトを活用する際は、住宅宿泊事業法に基づく登録を受けた仲介業者や旅行業法に基づく登録を受けた旅行業者が運営する仲介サイトの活用を推奨します。

【具体的事例】

自治体や観光協会のHPのほか、民泊仲介業者によるWEB広告や、SNSを利用した広告（Facebook広告）による募集が行われた事例があります。

（6）実施状況の報告

イベントホームステイ（イベント民泊）を実施した自治体においては、その実施状況（イベント名・開催地・開催時期・開催日数・提供物件数・宿泊者数・延べ宿泊者数）を厚生労働省・観光庁担当窓口（連絡先：hqt-eventminpaku@gxb.mlit.go.jp）に報告してください。また、イベントホームステイ（イベント民泊）を実施した自治体が旅館業の営業許可の権限を有しない市町村である場合には、都道府県（保健所設置市又は特別区）の旅館業法担当部局にも報告してください。

以上

（本ガイドラインに関する照会先）

観光庁観光産業課

（代表電話） 03(5253)8111

（内線 27-313）

厚生労働省医薬・生活衛生局

生活衛生課

（代表電話） 03(5253)1111

（内線 2431、2437）

イベントホームステイ（イベント民泊）の活用に向けた作業フロー

（例）【自治体用】

		観光部署	旅館業法担当部署	警察署・消防署等
自治体における意思決定	①	<p>多数の旅行者が見込まれるイベントの開催時に、宿泊施設の供給量（客室数）、来場者数の見込値、過去実績等から、<u>宿泊施設が不足するかどうかを判断。</u></p> <p>又は、ホームステイでの宿泊体験を通して、地域の人々と旅行者の交流を創出する地方創生の観点からイベントホームステイ（イベント民泊）の必要性を判断。</p>		
	②	<p>上記①の判断結果を踏まえ、旅館業法担当部署、警察署、消防署等（以下「関係部署」という。）と事前相談の上、<u>イベントホームステイ（イベント民泊）の活用について自治体として意思決定。</u></p>	<p>イベントホームステイ（イベント民泊）の実施について事前相談。</p>	<p>イベントホームステイ（イベント民泊）の実施について事前相談。</p>
自宅提供者への要請	③	<p>ホームページ、広報誌等により、<u>自宅提供希望者を公募。</u>その際、「<u>募集要件</u>」等の記載事項や、<u>自宅提供希望者が提出する申込書の記載事項について、関係部署と事前相談。</u></p>	<p>募集要件や申込書記載事項の内容について事前相談。</p>	<p>募集要件や申込書記載事項の内容について事前相談。</p>
	④	<p>自宅提供希望者から提出された申込書を審査し、<u>要請先を決定。</u>要請先の自宅提供者について、関係部署に情報共有。</p>	<p>要請先の情報共有。</p>	<p>要請先の情報共有。</p>
	⑤	<p>自宅提供者に対する要請を実施。</p>		
事前研修等	⑥	<p>関係部署（特に旅館業法担当部署）と連携して、<u>自宅提供者に対する研修や、ホームページ・個別書面による注意事項の案内</u>を実施。</p>	<p>研修、注意事項案内について連携。</p>	<p>適宜連携。</p>
イベント期間中	⑦	<p>苦情受付窓口を設け、関係部署と連携して、<u>トラブル時に対応できる体制を構築。</u></p>	<p>トラブル時の対応体制の構築に協力。</p>	<p>トラブル時の対応体制の構築に協力。</p>
イベント後	⑧	<p>自宅提供者にアンケート等を実施し、イベントホームステイ（イベント民泊）の実施結果を把握。 イベントホームステイ（イベント民泊）の実施状況を報告。</p>	<p>アンケート結果の情報共有。 実施状況の把握。</p>	<p>アンケート結果の情報共有。</p>

イベントホームステイ（イベント民泊）の実施に向けた作業フロー

（例）【自宅提供者用】

		自宅提供者
申込書の提出	①	<p>自治体による自宅提供希望者の公募案内に従い、<u>以下の観点等から、自宅が、旅行者の宿泊に適した施設であるかどうか確認。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 自宅を旅行者に貸し出す権原があるか（賃貸物件の場合、又貸しが禁止されていないか等）。 ✓ 旅行者が利用できるシャワー、トイレ、洗面設備等が室内又はその付近にあり、清潔な環境が維持されているか。清潔なりネンが提供できるか。 ✓ イベント民泊を実施することで、近隣住民（同一建物内の他の入居者等）や関係者（賃貸物件の場合の賃貸人等）に不利益が及ばないか。 ✓ その他、自治体が定める募集要件を満たすか。
	②	必要に応じ、近隣住民や関係者と事前相談。
	③	<p>以下の点を中心に、イベントホームステイ（イベント民泊）の実施に当たっての大まかな構想を練る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 自宅の提供方法（住戸全体か、一部の部屋のみ提供か。提供時に在宅するか等） ✓ 宿泊者の本人確認、鍵の引渡しの方法。 ✓ 宿泊者の募集方法（仲介事業者を活用するかどうか）
	④	<u>上記「①」「②」について問題がないことを確認の上、自治体に申込書を提出。</u>
要請後の準備	⑤	自治体からの要請を受けた場合、要請書面、ホームページ、広報誌等において周知されているイベントホームステイ（イベント民泊）の実施に係る留意事項を確認、理解。また、自治体において、 <u>自宅提供者向けの研修が開催される場合、同研修に参加。</u>
	⑥	<p>上記「⑤」の研修を踏まえ、以下の点を中心に、詳細な構想を練る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 宿泊料金等の契約条件 ✓ 宿泊者の本人確認、鍵の引渡しの方法 ✓ 旅券の写し等の記録の保存方法 ✓ 宿泊者の募集方法（仲介事業者を利用するかどうか） ✓ 受入れ前に必要な清掃や衛生対策
予約受付	⑦	自ら、又は仲介事業者を介して、宿泊者の予約を受付。その際、宿泊者全員の氏名、住所、国籍及び旅券番号（日本国外に在住する外国人の場合）を確認することが望ましい。
イベント期間中	⑧	宿泊者のチェックイン、チェックアウトの際、予約受付時に確認した宿泊者情報に照らし、宿泊者全員の本人確認を実施することが望ましい。
	⑨	自宅提供中にトラブルがあれば、速やかに自治体の相談窓口や警察等に連絡すること。
イベント期間後	⑩	自治体によるアンケート等に協力し、イベントホームステイ（イベント民泊）の実施結果を報告。

イベントホームステイ（イベント民泊）公募書

平素は観光振興に格別のご理解とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、以下のとおり、イベントホームステイ（イベント民泊）に関する自宅提供者を公募いたしますので、自宅提供を希望される方につきましては、（HPなど）に掲載されております申込書に必要事項を記載の上、下記「イベントホームステイ（イベント民泊）担当部署」までご提出をお願いします。

記

イベントの情報

項目	自治体記載欄（例）
イベントの名称	●●●●祭り
イベントの開催期間	●●●●年●月●●日から●●●●年●月●●日まで
イベントホームステイ（イベント民泊）の実施期間（※）	●●●●年●月●●日から●●●●年●月●●日まで
申込締切日	●●●●年●月●●日

（※1）イベントの開催期間の前後を含めて、イベントホームステイ（イベント民泊）の実施期間を定めることができます。

募集要件

項目（例）※	要件（例）
自宅提供者の権原	自宅提供者が、当該自宅について、イベントホームステイ（イベント民泊）を実施するための権原を有すること（賃貸借契約やマンション管理規約に違反しないこと）
自宅提供者の資格	自宅提供者が反社会的勢力に該当しないこと
対象地域	提供される自宅が〇〇市内にあること
宿泊者の募集方法	仲介業者の利用 仲介業者名：（株）イベントミンパク 仲介業者所在地：●●県●●市●●町●●丁目●●番●●号 仲介業者電話番号：●●-●●●●-●●●●

（※2）上記のほか、イベントホームステイ（イベント民泊）の開催に当たり、自宅提供者、当該自宅等が最低限備えておくべき条件について適宜ご記載ください。

（※3）自治体において募集要件の事実関係を直ちに確認することが困難な点については、イベントホームステイ（イベント民泊）が年に数回程度に限り実施されるものであり、宿泊者や近隣住民等の第三者に大きな不利益を生じさせるリスクが低いことに鑑み、原則として、自宅提供希望者から誓約書を求める等の方法（申請書にあらかじめ誓約してもらうべき事項を印字記載し、これを誓約したことの証として、本人の署名を求める等の方法が考えられます。）により確認することで足りると考えられます。

【別添】公募書

イベントホームステイ（イベント民泊）当部署（お問い合わせ先）

項目	自治体記載欄（例）
自治体名	●●市
部署名	●●課 (電話番号 ●●-●●●●-●●●●)

(※4) 委託先が公募する際は、自治体の問い合わせ先に加え、委託先の問い合わせ先もご記入ください。

以 上

イベントホームステイ（イベント民泊）申込書

平素は観光振興に格別のご理解とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、●●●●年●月●●日に公募をした（イベント名）に関するイベント民泊について、自宅の提供を希望される方につきましては、本申込書に必要な事項を記載の上、下記「イベントホームステイ（イベント民泊）担当部署」までご提出をお願いします。

記

自宅提供者情報

項目	記載欄（例）
自宅提供者の氏名	旅 太郎
自宅提供者の住所	●●県●●市●●町●●丁目●●番●●号 ▲▲▲号室
電話番号	●●-●●●●-●●●●
自宅提供者が当該施設について有する権利、及び宿泊者に対する賃貸（または転貸）権原の有無	所有権、区分所有権、賃借権等

申込件情報

項目	記載欄（例）
提供する自宅の所在地（※1）	●●県●●市●●町●●丁目●●番●●号 ▲▲▲号室
提供する自宅のタイプ	戸建住宅、共同賃貸住宅、分譲マンション等
提供する客室及び定員数	〇〇室/△人
宿泊料金（予定）	●●円
チェックイン/チェックアウト	チェックイン 〇〇時 チェックアウト 〇〇時
自宅の提供方法及び範囲	住戸全体を提供するのか、一住戸内の一部の部屋を提供するのか等
自宅提供時に自宅に在宅する者がいる場合、その人数、その代表者の氏名及び電話番号	△人 在宅代表者名：旅 花子 電話番号：●●-●●●●-●●●●
当該自宅の所有者	自宅提供者本人等
当該自宅がマンションである場合、マンション管理組合の名称及び電話番号	マンション管理組合：イベントマンション管理組合 電話番号：●●-●●●●-●●●●

【別添】 申込書

(※1) 建物名・部屋番号がある場合には必ず建物名・部屋番号を記載すること

その他の情報

項目	記載欄 (例)
宿泊者の本人確認及び鍵の引渡し方法	本人確認方法：保険証による確認 鍵の引渡し方法：玄関先にて直接引き渡す
過去のイベントホームステイ (イベント民泊) 実施実績	年月日：●●●●年●月●●日から●月●●日まで 開催イベント名：●●●●祭り 宿泊者数：△人

(※2) 委託先が公募する際は、自治体の問い合わせ先に加え、委託先の問い合わせ先もご記入ください。

イベントホームステイ (イベント民泊) 担当部署 (お問い合わせ先)

項目	自治体記載欄 (例)
自治体名	●●市
部署名	●●課 (電話番号 ●●-●●●●-●●●●)

(※3) 委託先が公募する際は、自治体の問い合わせ先に加え、委託先の問い合わせ先もご記入ください。

(※4) 上記のほか、イベントホームステイ (イベント民泊) の開催に当たり、自宅提供者の同意事項等について適宜ご記載ください。

以上

【別添】要請書

●●●●年●月●●日
●●市[●●課]

[公印]

イベントホームステイ（イベント民泊）要請書（審査結果の通知）

平素より観光行政に格別のご理解とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、イベントホームステイ（イベント民泊）に関する貴殿の申請を採択したため、下記のとおり、自宅提供を要請いたします。

記

要請物件情報

項目	自治体記載欄（例）
自宅提供者の商号、名称又は氏名	旅 太郎
電話番号	●●-●●●●-●●●●
対象物件の所在地（※）	●●県●●市●●町●丁目●番●号 マンション●● ▲▲▲号室

（※）建物名・部屋番号がある場合には必ず建物名・部屋番号を記載すること

イベントの情報

項目	自治体記載欄（例）
イベントの名称	●●●●祭り
イベントの開催期間	●●●●年●月●●日から●●●●年●月●●日まで
イベントホームステイ（イベント民泊）の実施期間	●●●●年●月●●日から●●●●年●月●●日まで

要請書の発行元情報

項目	自治体記載欄（例）
自治体名	●●県●●市
部署名	●●課 (電話番号 ●●-●●●●-●●●●)

以 上

各 (都道府県)
政令市 生活衛生担当課 御中
特別区

厚生労働省健康局生活衛生課

規制改革実施計画への対応について

平成27年6月30日に閣議決定された規制改革実施計画において、投資促進等分野や地域活性化分野への対応として、理容師法、美容師法及び旅館業法に関する規制の見直しについての対応が盛り込まれていますので、別添のとおり情報提供いたします。

今後、それぞれの内容に応じ、必要な法令改正や通知改正等行う予定としていますが、取り急ぎ、下記の点については、管下関係機関等への周知及び適切な対応につき御配慮願います。

なお、出張理美容の対象範囲等についての検討材料とするため、別紙による調査に御協力をお願いいたします。

記

1. 出張理美容が認められる「疾病その他の理由により、理容所、美容所に来ることができない者」の中には、骨折した者や認知症の者が、そのことにより理容所、美容所に来ることができない場合も含まれること。
2. イベント開催時の旅館業法上の取扱いについては、「反復継続」に当たる場合には、旅館業法施行規則第5条第1項第3号による特例の対象として取り扱うこととなるが、年1回（2～3日程度）のイベント開催時であって、宿泊施設の不足が見込まれることにより、開催地の自治体の要請等により自宅を提供するような公共性の高いものについては、「反復継続」するものではなく、「業」に当たらない。

なお、自治体の要請等に基づき、公共性が高いことを要件とする考え方であることから、開催地周辺の宿泊施設が不足することの確認や反復継続して行われていないことが確認ができるよう、自宅提供者の把握を行うことなどが求められる。

別添

事務連絡
令和元年12月25日

各〔都道府県
保健所設置市
特別区〕生活衛生担当課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

イベント開催時の旅館業法上の取扱いについて

イベント開催時の旅館業法上の取扱いに関する照会事項への回答については、平成29年12月26日付事務連絡（『「規制改革実施計画（平成27年6月30日閣議決定）」に基づくイベント開催時の旅館業法上の取扱いについて』）の別添としてお示ししたところですが、今般、イベント民泊ガイドラインの改訂に合わせ、別添のとおり回答を更新しましたので、お知らせいたします。

貴課におかれては、内容を御了知の上、観光担当部局等の関係部署及び都道府県におかれては併せて管下市町村等への周知等についてご配慮願います。

<更新箇所>

「イベント民泊ガイドライン」を「イベント民泊ガイドライン（イベントホームステイガイドライン）」に、「イベント民泊」を「イベントホームステイ（イベント民泊）」に修正し、合わせて表記を適正化。

イベント開催時の取扱いQ & A

番号	質 問	回 答
1	<p>イベント民泊ガイドライン(イベントホームステイガイドライン)においては、旅館業法上の「業」に当たらないイベント開催時のケースとして、「年数回程度(1回当たり2~3日程度)」としているが、イベント開催期間が4日を超えるケースについては、旅館業法上の許可が必要となるのか。</p>	<p>イベント開催時の旅館業法上の取扱いについては、事務連絡でお示したケースに該当するものについては、「反復継続」するものではなく、「業」に当たらないと解するものであり、お尋ねのケースについては、「反復継続」するものか否かを、個別のケースごとに判断することとなる。</p> <p>したがって、一律に許可の要否をお答えすることはできないが、旅館業法上の規制が、主として公衆衛生の観点から行われているものであることにかんがみれば、宿泊者が入れ替わるか否かが、その規制の必要性判断における重要な要素であり、4日を超えるケースであっても、原則として同一人が継続して宿泊するのであれば、各自治体の旅館業法所管部署の判断により、「反復継続」性がないものとして、旅館業法上の許可を要しない扱いとすることも可能である。</p> <p>※ 昭和39年6月4日環衛第15号東京都衛生局長宛厚生省環境衛生課長回答参照。</p>
2	<p>年1回のイベントであるが、複数年にわたって行われるイベントにおいて、毎年、自治体が同一人に対し、自宅の提供を要請し、同一人の自宅において宿泊を受け入れる場合も、旅館業法上の「業」には当たらないと解してよいか。</p>	<p>宿泊の受け入れが複数年にわたって繰り返される場合であっても、毎年、受け入れが年1回のイベント時に限られる場合には、「反復継続」して宿泊を提供するものではないと解されるので、お見込みのとおりである。</p>
3	<p>地域活性化の観点から、四季に応じた町おこしイベントの開催(四半期ごとに1回実施)を計画しているが、イベント会場周辺には宿泊施設が数軒しかなく、イベント規模に対応できるだけの宿泊施設の確保は困難であり、今後もホテル・旅館の開業予定もないため、イベント開催時に必要と考える受入数の確保は困難である。</p> <p>町おこしイベント等の自治体が関与するイベントにあつては、公共性が非常に高く、当該地域の公衆衛生上の問題が生じさせない対応を講じることが可能と考えられるため、年に数回程度であれば旅館業法上の「業」に当たらないと解してよいか。</p>	<p>お尋ねのケースについては、個別のケースごとに判断すべきものであり、一律に許可の要否をお答えすることはできないが、協力要請する自治体が宿泊施設が不足することや公衆衛生上の観点からの問題が生じない状況であることを確認し、かつ施設提供者が自治体からの要請以外には宿泊サービスを行わないことを担保する措置を講じている場合は、年数回程度であれば、旅館業法上の「業」に当たらない扱いとすることは可能と考える。</p>

番号	質問	回答
4	<p>イベント民泊ガイドライン（イベントホームステイガイドライン）においては、旅館業法上の「業」に当たらないイベント開催時のケースとして、「年数回程度（1回当たり2～3日程度）」としているが、年何回までが許容されるのか。</p>	<p>イベントホームステイ（イベント民泊）の場合、一般的な旅館業を営む場合と異なり、サービス提供者自らのサービス実施意欲だけではなく、地元自治体がイベント開催時の宿泊施設不足を解消するため、公的な立場から協力を求めることによってはじめて実施可能となる特殊性があるため、「多数の集客が見込まれるイベントの開催時に宿泊施設が不足する地域において、その不足を解消する」というイベントホームステイ（イベント民泊）の趣旨を十分に踏まえて実施される場合には、結果的に同一の住宅において、年に複数回実施されたとしても、実施期間中に宿泊者の入れ替わりがない態様で行われる限り、「旅館業」に該当しないものである。</p> <p>上記の趣旨を十分に踏まえて実施される場合には、その回数は自ずと「年数回程度」と言える範囲にとどまるはずであり、実施の是非については、年に何回までなら大丈夫かということではなく、イベントホームステイ（イベント民泊）を実施するという判断が、上記の趣旨を十分に踏まえているか否かという観点で、考えるべきものである。</p> <p>ただし、イベントホームステイ（イベント民泊）の本来の趣旨を逸脱し、いたずらに継続反復して実施されるような事態が常態化したとすれば、それは旅館業法違反となるものであるため、そのような懸念が生じないよう、必要に応じて都道府県（政令市又は特別区）の旅館業法担当部局に相談するなど、地域の関係者のご理解の下、円滑に実施いただくことが望ましい。</p>
5	<p>事務連絡において、旅館業法上の許可を不要とするケースとして認められている「公共性の高いもの」についての判断基準如何。当該イベントは自治体が主催している必要はあるか。</p>	<p>イベントを自治体が主催している必要は必ずしもなく、協賛や後援を行っているようなものも含まれ得る。また、イベントの内容自体が必ずしも公共性の高いものである必要もない。</p> <p>「公共性の高いもの」の判断は、例えば、地域振興に資するなどの観点から、宿泊者受け入れのための自宅の提供を要請することの必要性を自治体として判断することとなるが、事務連絡でもお示ししているとおり、宿泊施設が不足することを自治体が確認し、かつ、宿泊者受け入れのための自宅の提供を要請することの必要性を自治体が判断し、要請することが必要である。</p>
6	<p>イベントを主催し、自宅の提供を要請しようとする自治体が旅館業の営業許可の権限を有しない市町村である場合、「公共性の高いもの」の判断は、当該市町村が行うのか。それとも、当該市町村を管轄する都道府県が行うことになるのか。</p>	<p>事務連絡でお示したようなケースに該当するものについては、「業」に当たらないものであるため、そもそも旅館業法の許可を要しないものであることから、一義的な判断はあくまで当該市町村が行うものである。</p> <p>しかしながら、その運用内容等によっては、「反復継続するものとして、旅館業に当たる」と判断される可能性も考えられることから、適正な運営が図られるよう、都道府県の関係部署とは十分に連携を図り、必要な確認等が行われることが望ましい。</p>
7	<p>旅館業法上の許可を不要とする取り扱いが認められるためには、宿泊施設が不足することの確認や、自宅の提供の要請は、自治体自ら行う必要があるか。自治体からの委託を受けた業者が行う場合も認められるか。</p>	<p>最終的に、自治体において宿泊施設が不足することが確認でき、かつ、自宅の提供を要請することの必要性を自治体自らが判断することが担保された形で、お尋ねにある業務を業者に委託するのであれば、自治体が関与した「公共性の高いもの」として取り扱って差し支えない。</p>

番号	質 問	回 答
8	開催地周辺の宿泊施設が不足することの確認は、具体的な確認調査のようなものを行う必要があるのか。また、自治体から住民に対して行う自宅提供の要請は、例えば公示などの手続きをとる必要があるのか。	例えば、宿泊施設の供給量とイベント来場者見込み数との関係から、宿泊施設の不足が見込まれることを、自治体としてある程度客観的、合理的に説明できるのであれば、必ずしも具体的な確認調査のようなものまでを行う必要はない。 ただし、前年度に利用実績がなかった場合などについては、改めて宿泊施設の不足について、検証を行うことが望ましい。 また、自治体からの要請行為については、当該要請行為が、例えばホームページや広報誌で広く呼びかけられていたり、個別に文書による要請が行われているなど、当該行為が明確に確認できる形で行われているのであれば、その形式を問うものではない。
9	宿泊施設が不足することの判断は、どの程度のエリアを想定したものか。当該自治体エリア内には宿泊施設がないが、近隣自治体のエリアを含めると一定の宿泊施設の供給が確保できる場合はどうか。	イベント開催地の自治体の区域内だけで考えるのではなく、各地域の地理的状況や交通事情等を踏まえ、イベント開催会場から、イベント来場者が比較的移動が容易なエリア内を想定して、宿泊施設が確保できるか否かを判断することが適当である。
10	イベントホームステイ（イベント民泊）を行おうとする地域が広範囲になり、旅館業法の適用確認を行う自治体（旅館業法担当部局）が複数に跨る場合は、自治体ごとに旅館業法の許可を要しないことの確認が必要なのか。	地域が広範囲となる場合には、イベントホームステイ（イベント民泊）を行おうとする地域の自治体ごとにイベントホームステイ（イベント民泊）実施についての合意が得られていることが必要であり、実施に当たっての旅館業法の許可を要しないことの確認についても、管轄する自治体ごとに行う必要がある。
11	事務連絡において、「開催地の自治体の要請等により自宅を提供する」とあるが、この「等」にはどのような内容が含まれるのか。	「等」の内容としてどのようなものが考えられるのかについては、個別の事例により異なってくるものと考えているが、例えば、開催地の自治体と民間企業等が実行委員会を組織して公募する場合や、自治体から委託を受けた者が公募を行うことなどが考えられる。
12	事務連絡において、「自宅」とあるが、具体的にはどのような範囲を想定しているか。	「自宅」とは、住宅提供者が居住する施設のことを想定している。 なお、住宅提供者が所有するものに限られない。
13	事務連絡において、旅館業法上の許可を要しないと判断されるケースにおいても、宿泊を提供するものである以上は、一定の衛生措置が講じられる必要があると考えるが、どうか。	一定の衛生水準が確保されることが望ましいのはご指摘のとおりである。 自宅提供者および宿泊者が適切に把握されていることはもちろんのこと、自宅提供者に対する事前の研修を実施するなどにより、宿泊者を受け入れるに当たっての衛生管理上の注意事項などを周知しておくことが望まれる。

民泊サービスと旅館業法に関するQ & A

Q 1 旅館業とはどのようなものですか。

A 1 旅館業とは「宿泊料を受けて人を宿泊させる営業」と定義されており、「宿泊」とは「寝具を使用して施設を利用すること」とされています。そのため、「宿泊料」(Q 9 参照)を徴収しない場合は旅館業法の適用は受けません。

なお、旅館業がアパート等の貸室業と違う点は、

- ①施設の管理・経営形態を総合的にみて、宿泊者のいる部屋を含め施設の衛生上の維持管理責任が営業者にあると社会通念上認められること、
- ②施設を利用する宿泊者がその宿泊する部屋に生活の本拠を有さないこととなります。

Q 2 旅館業の許可には、こういった種類のものがありますか。

A 2 旅館業法では、旅館業を次の3つに分類しています。

- ①旅館・ホテル営業：施設を設け、宿泊料を受けて人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のもの
- ②簡易宿所営業：宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて人を宿泊させる営業で、下宿営業以外のもの
- ③下宿営業：施設を設け、1月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて人を宿泊させる営業

Q 3 「民泊サービス」とは、どのようなものですか。

A 3 法令上の定めはありませんが、一般には、住宅(戸建住宅、共同住宅等)の全部又は一部を活用して宿泊サービスを提供することを指します。住宅宿泊事業法による住宅宿泊事業の届出を行う場合や、国家戦略特別区域法の特区分泊の認定を受ける場合を除くと、簡易宿所営業として旅館業法上の許可を取得して実施する場合があります。

Q 4 個人が自宅の一部を利用して人を宿泊させる場合は、旅館業法上の許可が必要ですか。

A 4 個人が自宅や空き家の一部を利用して行う場合であっても、「宿泊料を受けて人を宿泊させる営業」に当たる場合（Q 1 参照）には、住宅宿泊事業法による住宅宿泊事業としての届出を行うか、国家戦略特別区域法の特区分民泊の認定を受ける場合を除き、旅館業法上の許可が必要です。

Q 5 知人・友人を宿泊させる場合でも旅館業法上の許可は必要ですか。

A 5 旅館業に該当する「営業」とは、「社会性をもって継続反復されているもの」となります。ここでいう「社会性をもって」とは、社会通念上、個人生活上の行為として行われる範囲を超える行為として行われるものであり、一般的には、知人・友人を宿泊させる場合は、「社会性をもって」には当たらず、旅館業法上の許可は不要と考えられます。「知人」「友人」と称していても、事実上広く宿泊者の募集を行い、繰り返し人を宿泊させる場合は、住宅宿泊事業法による住宅宿泊事業としての届出を行うか、国家戦略特別区域法の特区分民泊の認定を受ける場合を除き、旅館業法上の許可が必要です。

Q 6 インターネットを介して知り合った外国の方が来日した際に、自宅の空き部屋に泊まってもらいました。その際、お礼としてお金をもらいましたが、問題ないでしょうか。

A 6 日頃から交友関係にある外国の方を泊められる場合は、Q 5 の場合と同様と考えられます。ただし、インターネットサイト等を利用して、広く宿泊者の募集を行い、繰り返し人を宿泊させ得る状態にある場合は、「社会性をもって継続反復されているもの」に当たります。このような場合で、宿泊料と見なされるものを受け取る場合は、住宅宿泊事業法による住宅宿泊事業としての届出を行うか、国家戦略特別区域法の特区分民泊の認定を受ける場合を除き、旅館業の許可を受ける必要があります。

Q 7 営利を目的としてではなく、人とのコミュニケーションなど交流を目的として宿泊させる場合でも、旅館業法上の許可は必要ですか。

A 7 人とのコミュニケーションなど交流を目的とすることだけでは旅館業法の対象外とならないため、「宿泊料を受けて人を宿泊させる営業」に当たる場合（Q 1 参照）には、住宅宿泊事業法による住宅宿泊事業としての届出を行うか、国家戦略特別区域法の特区分泊の認定を受ける場合を除き、旅館業法上の許可が必要です。

Q 8 土日のみに限定して宿泊サービスを提供する場合であっても、旅館業法上の許可は必要ですか。

A 8 日数や曜日をあらかじめ限定した場合であっても、宿泊料を受けて人を宿泊させる行為が反復継続して行われ得る状態にある場合は、住宅宿泊事業法による住宅宿泊事業としての届出を行うか、国家戦略特別区域法の特区分泊の認定を受ける場合を除き、旅館業法上の許可が必要です。

Q 9 「宿泊料」ではなく、例えば「体験料」など別の名目で料金を徴収すれば旅館業法上の許可は不要ですか。

A 9 「宿泊料」とは、名目だけではなく、実質的に寝具や部屋の使用料とみなされる、休憩料、寝具賃貸料、寝具等のクリーニング代、光熱水道費、室内清掃費などが含まれます。このため、これらの費用を徴収して人を宿泊させる営業を行う場合には、住宅宿泊事業法による住宅宿泊事業としての届出を行うか、国家戦略特別区域法の特区分泊の認定を受ける場合を除き、旅館業法上の許可が必要です。

Q 10 旅館業法上の許可を受けないで、「宿泊料を受けて人を宿泊させる営業」を行った場合はどうなりますか。

A 10 旅館業法第 10 条では、許可を受けないで旅館業を営んだ者は、6 月以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処することとされています。

Q11 旅館業法上の許可を受けるにはどうすればいいですか。

A11 使用する予定の施設の所在する都道府県（保健所を設置する市、特別区を含む。）で申請の受付や事前相談等を行っています。

Q12 平成 28 年 4 月から規制緩和が行われ、「民泊サービス」の営業がしやすくなったと聞きましたが、どのような緩和が行われたのでしょうか。旅館業法上の許可を受けずにできるということでしょうか。

A12 「民泊サービス」の場合であっても、「宿泊料を受けて人を宿泊させる営業」に当たる場合（Q 1 参照）には、住宅宿泊事業法による住宅宿泊事業としての届出を行うか、国家戦略特別区域法の特区分民泊の認定を受ける場合を除き、旅館業法上の許可が必要です（Q 4 参照）。

平成 28 年 4 月の規制緩和により、簡易宿所営業の許可要件である客室延床面積（33 m²以上）の基準を改正し、一度に宿泊させる宿泊者数が 10 人未満の施設の場合には、宿泊者 1 人当たり面積 3.3 m²に宿泊者数を乗じた面積以上で許可を受けられることとしました。これにより、従来より容易に旅館業の営業許可を取得することができるようになっています。

営業許可の申請手続については、都道府県等の旅館業法担当窓口にご相談下さい。（Q11 参照）

Q13 「民泊サービス」を実施するため旅館業法上の許可を受けようとする場合は、自己所有の建物でなければならないのでしょうか。賃貸物件を転貸（いわゆる又貸し）することはできるのでしょうか。

A13 「民泊サービス」を実施するため旅館業法上の許可を受けようとする場合、ご自身の所有する建物を使用する場合と他者から建物を借り受けて実施する場合がありますが、いずれの場合でも営業許可を受けることは可能です。ただし、他者から建物を借り受けて営業を行う場合は、賃貸借契約において、転貸（又貸し）が禁止されていないことや、旅館業に使用することが可能となっていることを貸主や賃貸住宅の管理会社に確認いただく必要があります。

なお、賃貸借契約において、旅館業としての使用が可能な場合であっても、使用予定の建物が所在する地域において旅館業の立地が禁止されている場合があります。また、建築基準法の用途変更の建築確認の手続きが必要となる場合があります。詳しくは、都道府県等の建築基準法担当窓口にご相談下さい。

Q14 分譲マンションを所有しているのですが、空いている部屋を使って「民泊サービス」を実施することは可能でしょうか。

A14 分譲マンションの場合、通常はマンションの管理規約等で用途を制限しておりますので、管理規約等を確認いただく必要があります。また、トラブル防止の観点から事前に管理組合に相談されるなどの対応が望まれます。なお、管理規約上は、旅館業（「民泊サービス」を含む。）としての使用が可能な場合であっても、使用予定の建物が所在する地域において旅館業の立地が禁止されている場合があります。また、建築基準法の用途変更の建築確認の手続きが必要となる場合があります。詳しくは、都道府県等の建築基準法担当窓口にご相談下さい。

Q15 「イベントホームステイ（イベント民泊）」というものがあると聞きましたが、どのようなものですか。

A15 いわゆる「イベントホームステイ（イベント民泊）」とは、年数回程度（1回当たり2～3日程度）のイベント開催時であって、宿泊施設の不足が見込まれること又はホームステイでの宿泊体験を通して地域の人々と旅行者の交流を創出する地方創生の観点から、イベント開催地の自治体の要請等により自宅を提供するような公共性の高いものについては、旅館業法の営業許可を受けずに宿泊サービスが提供できることを指します。なお、イベントホームステイ（イベント民泊）については、「イベント民泊ガイドライン（イベントホームステイガイドライン）」を作成していますので、詳しくはそちらをご覧ください。

(3) ハンセン病に関する正しい知識の普及について

健疾発第1119001号
健衛発第1119001号
平成15年11月19日

各

都	道	府	県
政	令	市	
特	別	区	

 衛生主管部（局）長 殿

ハンセン病に関する正しい知識の普及について

厚生労働省健康局疾病対策課長
厚生労働省健康局生活衛生課長

標記に関し、平成8年3月31日付け健医第110号厚生事務次官通知や「ハンセン病を正しく理解する週間」の実施等を通じ、ハンセン病に関する正しい知識の普及による、いわれなき差別や偏見の解消をお願いしているところでありますが、今般、熊本県において、ハンセン病療養所の入所者がホテルの宿泊を拒否されるという極めて遺憾な事例が発生いたしました。

ハンセン病については、飲食や入浴などの日常生活を通じて感染するものではなく、旅館業法第5条第1号及び公衆浴場法第4条にいう「伝染性の疾病」には該当しません。この点について改めて営業者等への周知及び指導・監督方お願いするとともに、あわせて貴管下市町村、関係機関、関係団体等に幅広くハンセン病に関する正しい知識の普及と啓発を図り、このような事案が発生しないよう、一層の御尽力をお願いいたします。

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長
（公印省略）

出張理容・出張美容に関する衛生管理要領について（再周知）

標記については、出張理容・出張美容の衛生を確保等するため、「出張理容・出張美容に関する衛生管理要領について」（平成19年10月4日付け健発第1004002号厚生労働省健康局長通知）（以下「要領」という。）において、お示ししているところです。

日本の高齢化率の上昇が続いていることから、今後とも、出張理容・出張美容に対する需要の増加が見込まれます。

つきましては、出張理容・出張美容の衛生を確保するため、出張理容・出張美容の実施主体に対し要領について改めて周知徹底いただくとともに、下記事項についても引き続きご対応いただきますようお願いいたします。

また、理容所又は美容所の開設者（当該理容所又は美容所に所属する理容師又は美容師を含む。）であれば、都道府県等が理容師法（昭和23年法律第234号）又は美容師法（昭和32年法律第163号）に基づき、所要の指導等を行うことができる枠組みが存在していることから、出張理容・出張美容の実施主体としてふさわしいと考えられる旨申し添えます。

記

- 1 出張理容・出張美容を行う者に対して衛生の確保のための指導等を行うに当たっては、必要に応じて条例や要綱等を制定するなどにより、行われたいこと。
- 2 出張理容・出張美容の実施主体を理容所又は美容所の開設者に限定しない場合には、これらの者以外が出張理容・出張美容を行う場合において、要領に基づく衛生措置が確保されるよう、ホームページ等により出張理容・出張美容において講ずべき衛生措置や衛生上の問題が生じた場合の相談先の周知を図るとともに、必要に応じて営業者の名称、営業区域、従業員等について把握等ができる条例や要綱等を制定するなどにより、衛生の確保のための指導に遺漏なきを期されたいこと。

出張理容・出張美容に関する条例等の制定状況等調査について ※令和元年10月1日時点の状況

- 問1-1 理容師法施行令第4条第3号及び美容師法施行令第4条第3号「前2号のほか、都道府県が条例で定める場合」に基づき規定していますか。
 ○問2-1 理容師法第6条の2及び美容師法第7条ただし書の規定により理容所及び美容所以外の場所で業を行うに当たって、届出・承認などを規定していますか。

	問1-1回答		問2-1回答			問1-1回答		問2-1回答			問1-1回答		問2-1回答	
	規定して ない	規定して いる	規定して ない	規定して いる		規定して ない	規定して いる	規定して ない	規定して いる		規定して ない	規定して いる	規定して ない	規定して いる
北海道		○	○		札幌		○		○	函館		○	○	
青森		○		○	仙台		○		○	旭川		○		○
岩手	○		○		さいたま		○		○	青森		○		○
宮城		○		○	千葉		○		○	八戸		○		○
秋田		○		○	横浜		○		○	盛岡	○		○	
山形	○			○	川崎		○		○	秋田		○	○	
福島		○		○	相模原		○	○		郡山		○		○
茨城		○		○	新潟		○		○	いわき		○		○
栃木		○		○	静岡		○	○		福島		○		○
群馬		○		○	浜松		○	○		宇都宮		○		○
埼玉		○		○	名古屋		○	○		前橋		○		○
千葉		○	○		京都		○	○		高崎		○		○
東京		○	○		大阪		○	○		川越		○		○
神奈川		○	○		堺		○	○		越谷		○		○
新潟		○		○	神戸		○	○		川口		○		○
富山		○		○	岡山		○		○	船橋		○		○
石川		○		○	広島		○	○		柏		○	○	
福井		○		○	北九州		○		○	八王子		○	○	
山梨		○	○		福岡	○		○		横須賀		○	○	
長野		○		○	熊本		○		○	富山		○		○
岐阜		○		○	指定都市計	1	19	10	10	金沢		○		○
静岡		○	○		小樽		○	○		長野		○		○
愛知		○	○		町田		○	○		岐阜		○		○
三重		○	○		藤沢		○	○		豊橋		○	○	
滋賀		○	○		四日市		○		○	岡崎		○	○	
京都		○	○		大牟田		○	○		豊田	○		○	
大阪		○	○		茅ヶ崎		○	○		大津		○	○	
兵庫		○	○		その他政令市計	0	6	5	1	豊中		○	○	
奈良		○		○	千代田		○	○		高槻		○	○	
和歌山		○		○	中央		○	○		枚方	○		○	
鳥取		○		○	港		○	○		東大阪		○	○	
島根		○		○	新宿		○	○		八尾		○	○	
岡山		○		○	文京		○	○		姫路		○		○
広島		○	○		台東		○	○		尼崎		○	○	
山口		○	○		墨田		○	○		西宮		○	○	
徳島		○		○	江東		○	○		明石		○	○	
香川		○		○	品川	○		○		奈良		○		○
愛媛		○		○	目黒		○	○		和歌山		○		○
高知		○		○	大田		○	○		鳥取		○		○
福岡		○		○	世田谷		○	○		松江		○		○
佐賀	○		○		渋谷		○	○		倉敷		○		○
長崎		○		○	中野		○	○		呉		○	○	
熊本		○		○	杉並		○	○		福山		○	○	
大分	○		○		豊島		○	○		下関		○	○	
宮崎		○		○	北		○	○		高松		○		○
鹿児島		○		○	荒川		○	○		松山		○	○	
沖縄		○		○	板橋		○	○		高知		○		○
都道府県計	4	43	17	30	練馬		○	○		久留米		○	○	
					足立		○	○		長崎		○		○
					葛飾	○		○		佐世保		○		○
					江戸川		○	○		大分		○		○
					特別区計	2	21	23	0	宮崎		○		○
										鹿児島		○		○
										那覇		○		○
										山形		○		○
										福井		○		○
										甲府		○	○	
										寝屋川		○	○	
										中核市計	3	55	25	33
										合計	10	144	80	74

出張理容・出張美容に関する条例等の制定状況等調査について

※令和元年10月1日時点の状況

都道府県等名	○問1-1 理容師法施行令第4条第3号及び美容師法施行令第4条第3号「前2号のほか、都道府県が条例で定める場合」に基づき規定していますか。 ○問1-2 規定している場合は、具体的に規定している内容をお教えてください。		○問2-1 理容師法第6条の2及び美容師法第7条ただし書の規定により理容所及び美容所以外の場所で業を行うに当たって、届出・承認などを規定していますか。 ○問2-2 規定している場合は、具体的に規定している内容をお教えてください。可能であれば、規定を添付していただくかURLをお教えてください。		○問3 出張理容・出張美容の実施主体を理容所又は美容所の開設者に限定していない場合、その実施者の衛生の確保状況をどのように確認しているかお教えてください。
	問1-1回答	問1-2回答	問2-1回答	問2-2回答	問3回答
	規定していない	規定している	規定していない	規定している	
(記入例)	○	・刑務所に留置されている者に対して、理容又は美容を行う場合 ・山間部など、理容所又は美容所のないへき地に出張して理容又は美容を行う場合 ・規定を添付する。	○	・理容師美容師出張営業承認申請書を管轄する保健所長に提出する。規定を添付する。	・提出された理容師美容師出張営業承認申請書に基づき、実施者の名称、営業区域、従業員等の状況を把握し、必要に応じ立会、指導等を行う。
北海道	○	・交通条件に恵まれない山間地、離島その他の地域であって、理容所のない地域に居住する者に対して、その居住地において理容又は美容を行う場合 ・演劇、映画等に出演等をする者に対して、その出演等をする直前に理容又は美容を行う場合 ・社会福祉施設、医療施設、刑務所等において、当該施設の求めに応じ、その入所者等に対して理容又は美容を行う場合	○		・道のホームページにおいて、出張理容・出張美容が認められる場合や衛生上の措置について周知徹底するとともに、衛生上の問題が生じた場合の連絡先を掲載することにより、個別の相談内容等に応じ衛生確保の状況確認や指導等を行う。
青森県	○	・社会福祉施設入所中の者及び警察署等に拘禁中の者等に対して理容又は美容を行う場合 ・規定を添付する。	○	・理容・美容の出張業務届出書を管轄する地域県民局長に提出する。 ・規定を添付する。	届出時に器具等の衛生状況について確認するようにしている。
岩手県	○		○		○以下の内容について、県の要綱(出張理容・出張美容に関する衛生管理指導要綱、別添)において定め、保健所において指導等を行っている。 ・理容所又は美容所の開設者以外の者が行う出張理容・出張美容について、必要があると認めるときは、営業者及び関係者の同意を得て、職員に、管内の事務所(事務所を設けない場合は、営業者の住所をいう。)又は営業の場所に立ち入り、衛生措置の状況を把握し必要な指導をさせるものとする。 ・理容所又は美容所の開設者以外の者が行う出張理容・出張美容の状況について把握に努めるとともに、新たな営業者については「出張理容・出張美容営業者一覧表」(別紙様式1)に記録するものとする。 ⇒ 別紙様式1については、別添 ○理容所又は美容所の開設者以外の者が行う出張理容・出張美容の状況把握のため、県ホームページ(以下のリンク先)において、保健所への相談を促している。 https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/anzenanshin/seikatsuseisei/seikatsueisei/1004585.html
宮城県	○	一 養護老人ホームその他の社会福祉施設に入所している者に対して理容を行う場合 二 警察署、拘留所等に留置され、又は収容されている者に対して理容を行う場合	○	法第六条の二(七条)ただし書の規定により、理容所(美容所)以外の場所において理容の業(以下「出張営業」という。)を行おうとする理容師(美容師)であって理容所(美容所)に所属しないものは、次に掲げる事項をあらかじめ知事に届け出なければならない。 一 氏名及び住所並びに免許証番号又は登録番号 二 出張営業を行おうとする場所、期間及び理由 三 器具等の消毒方法の概要 (宮城県ホームページ) https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/shokuk/syuttouribi.html	・ホームページやリーフレットによる周知 ・提出された理容師(美容師)出張営業届に基づき、営業者の氏名等、営業の場所や営業期間、器具等の消毒方法の概要について把握し、必要に応じ指導等を行う。
秋田県	○	・演劇、演芸、服飾の発表会等に出演する者に対してその出演の直前に美容を行う場合 ・社会福祉施設、矯正施設その他これらに類する施設に入所している者に対して美容を行う場合	○	出張して理・美容を行う場合の衛生等指導要領に基づき、保健所にて事前指導等を行い、台帳に記録する。 規定を添付する。	出張して理・美容を行う場合の衛生等指導要領に基づき、保健所にて事前指導等を行う。
山形県	○		○	・指導要領を定め、出張理美容を行おうとする理美容師に対し、出張業務従事届を管轄する保健所長に届出させている。要領を添付する。	・必要に応じ衛生指導を行うとともに、出張業務に使用する消毒設備の確認を行う。
福島県	○	福島県理容師法施行条例 (理容所以外の場所で業を行うことができる場合) 第二条 政令第四条第三号の条例で定める場合は、次のとおりとする。 一 社会福祉施設の求めにより、当該社会福祉施設に入所し、又は収容されている者に対して理容を行う場合 二 刑務所、少年院その他これらに類する施設において理容を行う場合 三 停泊中の船舶において、当該船舶の船員であって上陸することができないものの求めにより理容を行う場合 福島県美容師法施行条例 (美容所以外の場所で業を行うことができる場合) 第二条 政令第四条第三号の条例で定める場合は、次のとおりとする。 一 社会福祉施設の求めにより、当該社会福祉施設に入所し、又は収容されている者に対して美容を行う場合 二 刑務所、少年院その他これらに類する施設において美容を行う場合 三 停泊中の船舶において、当該船舶の船員であって上陸することができないものの求めにより美容を行う場合	○	福島県理容師法施行条例 (出張営業の届出) 第二条 理容所において理容の業を行っていない理容師が法第六条の二ただし書の規定により理容所以外の場所(福島市、郡山市又はいわき市の区域内に存する場所を除く。)において理容の業を行おうとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめその旨を知事に届け出なければならない。 2 前項の規定による届出をした者は、同項の規定による届出に係る事項に変更が生じたとき又は理容所以外の場所において理容の業を行うことをやめたときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。 福島県美容師法施行条例 (出張営業の届出) 第三条 美容所において美容の業を行っていない美容師が法第七条ただし書の規定により美容所以外の場所(福島市、郡山市又はいわき市の区域内に存する場所を除く。)において美容の業を行おうとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめその旨を知事に届け出なければならない。 2 前項の規定による届出をした者は、同項の規定による届出に係る事項に変更が生じたとき又は美容所以外の場所において美容の業を行うことをやめたときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。	・届出(理美容所に所属する者以外で出張理美容を実施する者)時に、要領に基づく衛生措置の基準を提示の上指導を行うとともに、出張理美容証明書を発行(5年更新)する。 ・営業区域は条例に基づく届出時に確認する。 ・営業実績については、営業実施記録表に基づき確認を行う。
茨城県	○	・社会福祉施設その他の施設で規則で定めるものに入所し、又は通所している者に対して当該施設において理容又は美容を行う場合 ・政令第4条第1号に準ずるものとして規則で定める場合 ・規定を添付する。(別添1)	○	・出張業務開始届を、業務所又は業務の管理を行う場所の所在地を管轄する保健所長に届出する。 ・規定を添付する。(別添2)	・届出時、無店舗の場合には、免許証の原本確認や携行品の確認などのため必ず来所を求めています。 ・当県では、「茨城県出張理容・出張美容衛生指導要綱」の中で、必要があると認めるときは、利用者等の同意のもとに営業場所に当該職員を立ち入らせ、その衛生措置の状況を確認させることができる、との規定及び、保健所長は、営業者の衛生措置が不十分であることを確認したときは、当該営業者が自らの管轄に係る者である場合には、適切な衛生措置を講ずるよう指導するものとし、他の保健所長の管轄に係る者である場合には、当該保健所長に対し確認内容を連絡するものとする、との規定があります。 ※ 条例には規定していません。
栃木県	○	・社会福祉施設等からの要請によりその入所者に対して美容を行う場合 ・知事が特別の事情があるものとして承認した場合	○	・理容師美容師出張営業届を管轄する保健所長に提出する。	・提出された理容師美容師出張営業届に基づき、登録番号、登録年月日、出張営業を行う区域、出張営業を行う理由、器具等を管理する場所、消毒設備の状況、器具容器の状況、救急薬品等の状況、器具・布片類の設備状況、開始予定年月日を把握し、必要に応じ立入検査、指導等を行う。
群馬県	○	・社会福祉法第二条第二項に規定する第一種社会福祉事業に係る施設又は老人福祉法第五条の三に規定する老人福祉施設(同条に規定する老人福祉センター及び老人介護支援センターを除く。)に入所している者に対して理容又は美容を行う場合 ・その他知事がやむを得ない事情があると認める場合 ※理容師法施行条例(第四条)、美容師法施行条例(第四条)添付	○	・理美容所の所在地を管轄する保健所長(開設又は従業する理美容所がない場合は出張理美容を行う場所の所在地を管轄する保健所長)に出張業務届を提出する。 ※理容師法施行条例施行細則(第三条)、美容師法施行条例施行細則(第三条)添付	・提出された理容師美容師出張業務届により、届出者(営業者)、出張業務を行う者の氏名、出張業務を行う場所等を把握。必要に応じ指導等を行う。

埼玉県	○	<ul style="list-style-type: none"> ・付近に理・美容所のないへき地に出張して理容又は美容を行う場合 ・刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第2条第1号に規定する被収容者又は同条第2号に規定する被留置者に対して理容又は美容を行う場合 ・演劇、演芸等に出演する者に対してその出演の直前に理容又は美容を行う場合 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・出張理容美容届出制度を規定し、出張理容又は美容を行うおとす場所の所在地を管轄する保健所長に提出することとしている(各条例第6条)。 理容師法施行条例 http://www3.e-reikinet.jp/saitama-pref/d1w.reiki/41290101002300000000/41290101002300000000.html 美容師法施行条例 http://www3.e-reikinet.jp/saitama-pref/d1w.reiki/41290101002400000000/41290101002400000000.html 	<ul style="list-style-type: none"> ・提出された出張理容美容届に基づき、実施者の名称、営業区域を把握している。 ・知事が指定した講習を定期的(3年に1度)に受講することを条例に定め、衛生上必要な措置に関する知識を習得させている。
千葉県	○	<ul style="list-style-type: none"> ・停泊中の船舶の乗船者であって上陸できないものに対して美容を行う場合 ・老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十条の五に規定する特別養護老人ホームその他これに類するものに入所している者に対して美容を行う場合 ・演芸等(演芸、音楽、講演その他の公衆に見せ、又は聞かせるものをいう。以下この号において同じ。)に出演する者に対してその演芸等の直前に美容を行う場合 	○		<ul style="list-style-type: none"> ・原則として理容所又は美容所の開設者が実施主体となるよう行政指導している。なお、実施者の把握及び衛生の確保状況について、個別に確認はしていないが、ホームページに衛生管理要領を掲載し、適切な衛生確保をするよう周知している。
東京都	○	<p>以下、理容師法施行条例より抜粋(美容師法施行条例についても同様の内容になっています。)</p> <p>第四条 理容師法施行令(昭和二十八年政令第二百三十二号)第四条第三号の規定による条例で定める場合は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 山間部等における理容所のない地域に居住する者に対して、その居住地で施術を行う場合 二 社会福祉施設等において、その入所者に対して施術を行う場合 三 演劇に出演する者等に対して、出演等の直前に施術を行う場合 	○		<ul style="list-style-type: none"> 衛生の確保状況の確認を行っていないが、パンフレットやホームページに出張理容美容に関する注意点を掲載するなどし、出張理容美容における衛生の確保について周知している。
神奈川県	○	<ul style="list-style-type: none"> 理容師法施行条例第3条および美容師法施行条例第3条 (1) 養護老人ホーム、児童養護施設その他これらに類する施設において業務を行う場合 (2) 港湾に停泊中の船舶において、船舶の乗組員に対し業務を行う場合 (3) 興行場等において、演芸を行う者等に対し、出演等の直前に業務を行う場合 (4) その他知事が特に必要と認める場合 	○		<ul style="list-style-type: none"> 実施者の衛生の確保状況の確認に関する規定はないが、県から県域保健所宛に出している「出張理容・出張美容に関する指導方針」の「3 相談における指導事項」の中で、相談があった場合の説明すべき事項の1つとして「理容師法第9条及び同法施行条例第1条又は同法第8条及び美容師法施行条例第1条に規定する衛生上必要な措置を講ずる」を挙げている。
新潟県	○	<ul style="list-style-type: none"> ・停泊中の船舶の船員で上陸できないものに対して理容を行う場合 ・司法機関の求めにより留置人に対して理容又は美容を行う場合 ・演芸、興行等に付随して理容美容の行為を必要とする者に対して理容又は美容を行う場合 ・社会福祉施設の求めにより収容者に対して理容又は美容を行う場合 ・理容所、美容所がない山間へき地、離島等に居住する者に対して理容又は美容を行う場合 ・前各号に掲げるもののほか、特別の事情により知事がやむを得ないと認めた場合 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・理容師美容師出張営業届出書を所管する保健所長に届け出る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規や変更の届出時に各保健所において県条例のほか国の衛生管理要領に基づき必要な衛生指導を行っているが、定期的な現場確認等は行っていない。なお、必要に応じて出張業務先及び出張業務を行う理(美)容師の同意を得たうえで任意調査を行っている。
富山県	○	<ul style="list-style-type: none"> ・興行場(興行場法(昭和23年法律第137号)第1条第1項に規定する施設をいう。)において、演芸を行う者に対し、出張業務を行う場合 ・社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第1項に規定する社会福祉事業に供される施設(通所施設を除く。)において、その入所者等に対し、出張業務を行う場合 ・前2号に掲げる場合のほか、知事が特別の事情があるものとして、あらかじめ承認する場合 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の所属理美容師は所属する理容所又は美容所を管轄する厚生センター所長に、県内の無所属理美容師は住所を管轄する厚生センター所長に、県外の所属理美容師及び無所属理美容師は主な出張業務地を管轄する厚生センター所長に届け出なければならない。 (富山県出張理容・出張美容に関する衛生管理要綱 http://www.pref.toyama.jp/cms_pfile/00018863/01011620.pdf) 	<ul style="list-style-type: none"> ・無所属理美容師の場合、結核、皮膚疾患等の有無に関する診断書(発行後6か月以内のもの)及び理容師又は美容師免許証(写し)を添付させ、出張業務を行う際の携行品(消毒薬、消毒器、タオル等布片、応急薬品等)を届出提出時に確認する。所属理美容師の場合、診断書等については、理美容所開設時に確認しているため、添付する必要はない。
石川県	○	<ul style="list-style-type: none"> ・司法機関の求めにより、留置人等に対し理容又は美容を行う場合 ・社会福祉法第二条第二項第一号から第五号までに掲げる第一種社会福祉事業に係る施設に入所している者の求めに応じ、出張して理容又は美容を行う場合 ・演芸人その他これに類する者の求めに応じ、出張して理容又は美容を行う場合 ・山間へき地等に居住する者の求めに応じ、出張して理容又は美容を行う場合 ・このほか、知事が特に必要があると認める場合 	○	<ul style="list-style-type: none"> 石川県出張理容・出張美容に関する衛生管理要綱 ※別添 	<ul style="list-style-type: none"> 新規及び更新(1年)の届出時に、出張業務を行う際の携行品(ハサミ、バリカン、カミソリ、くし、ブラシ、床に敷くシート、消毒薬、消毒器、タオル等布片、応急薬品等)を提示させ衛生状態を確認するとともに、必要に応じ衛生措置に係る指導を行う。
福井県	○	<ul style="list-style-type: none"> ①司法警察職員の求めにより、留置施設において、留置されている者に対し、理(美)容の業を行う場合 ②興行場法(昭和二十三年法律第百三十七号)第一条第一項に規定する興行場において、演芸を行う者に対し、理(美)容の業を行う場合 ③社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二条第二項第一号から第四号までに規定する第一種社会福祉事業に係る施設に入所している者に対し、理(美)容の業を行う場合 ④①～③に掲げる場合のほか、特別の理由により理(美)容所以外の場所において理(美)容の業を行う場合であって、やむをえないと認めるとき。 	○	<ul style="list-style-type: none"> 問1-2の回答の④に該当する場合、業を行う場所を管轄する保健所長に、理(美)容師出張営業承認申請書を提出し承認を受けなければならない。 	
山梨県	○	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法に規定する第一種、第二種社会福祉事業が行われる施設、介護保険法に規定する指定介護老人福祉施設等において、利用者のうち介助が必要な者に対して、理容または美容を行う場合。 ・規定を添付する。 	○		<ul style="list-style-type: none"> ・ただし書きで除外しているが、原則として開設者に限定している。

長野県		<p>(1) 社会福祉施設等'で規則で定めるものに出張して入所者に対して美容を行う場合</p> <p>(2) 演芸等の出演者に対して出演の直前に美容を行う場合</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、知事が'特別の理由'があるものとして承認した場合</p> <p>※1 社会福祉施設等は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定に基づく乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設</p> <p>(2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定に基づく救護施設</p> <p>(3) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)の規定に基づく認知症対応型老人共同生活援助事業を行う事業所、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホーム</p> <p>(4) 医療法(昭和23年法律第205号)の規定に基づく病院及び診療所(診療所にあつては、患者を入院させるための施設を有するものに限る。)</p> <p>(5) 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定に基づく介護老人保健施設及び介護医療院</p> <p>(6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)の規定に基づく障害者支援施設及び共同生活援助事業を行う事業所</p> <p>※2 知事が'特別の理由'があるものとして承認する出張業務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 介護保険法で規定する通所事業所及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律で規定する通所事業所において通所者に対して行う場合</p> <p>(2) 警察署において留置者に対して行う場合</p> <p>(3) 刑務所及び少年院において収容者に対して行う場合</p> <p>(4) 特別支援学校において通学者に対して行う場合</p> <p>(5) 要介護者及び単独で外出困難な者等で、来店困難な個人宅を訪問して行う場合</p> <p>(6) 災害時の避難所、仮設住宅において避難者に対して行う場合</p>		○	○	<p>・美容師美容師出張営業承認申請書を管轄する保健所長に提出する。規定を添付する。</p>	<p>・提出された美容師出張営業承認申請書に基づき、実施者の名称、営業区域、従業員等の状況を把握する。</p> <p>・申請書の添付書類として衛生管理を確認するため、携行品一覧表等を添付させている。また、保健所職員が講ずべき衛生措置について申請者に直接聞き取りを行なった上で、内容確認書を作成し、当該確認書についても申請書の添付書類としている。</p> <p>・申請者に対して出張美容・美容に関する衛生管理要領を必要に応じ、配布している。</p>
岐阜県		<p>・理容所又は美容所のない山間へき地に居住する者に対し、その居住地で理容又は美容を行う場合</p> <p>・社会福祉施設その他の入所施設において、その入所者に対して理容又は美容を行う場合</p> <p>・知事が'特別の事情'があるものとして認める場合</p> <p>規定を添付する。</p> <p>(岐阜県理容師法施行条例) https://www3.e-reikinet.jp/gifu-ken/houkikishu/H412901010005/H412901010005.html</p> <p>(岐阜県美容師法施行条例) https://www3.e-reikinet.jp/gifu-ken/houkikishu/H412901010006/H412901010006.html</p>		○	○	<p>出張理容届出書及び出張美容届出書を管轄する保健所長に提出する。規定を添付する。</p> <p>(岐阜県理容師法施行細則) https://www3.e-reikinet.jp/gifu-ken/houkikishu/H334902100160/H334902100160.html</p> <p>(岐阜県美容師法施行細則) https://www3.e-reikinet.jp/gifu-ken/houkikishu/H334902100161/H334902100161.html</p>	<p>出張理美容消毒設備等について検査をし、法第九条又は法第八条の措置を講ずるに資する旨の確認を行う。また、必要に応じ、出張理美容消毒設備等を管理する場所又は出張理美容を行う場所に立ち入り、法第九条又は法第八条の措置の実施状況について検査を行う。</p>
静岡県		<p>(1) 疾病その他の理由により社会福祉施設その他これに類する施設に入所している者に対して、当該施設の求めに応じて理(美)容を行う場合</p> <p>(2) 理(美)容所がないへき地に住んでいる者の求めに応じて理(美)容を行う場合</p>		○			—
愛知県		<p>・港内に停泊中の船舶内において、その乗組員に対して理容を行う場合</p> <p>・社会福祉施設に入所している者に対して理容又は美容を行う場合</p> <p>・知事が'特別の事情'があるものとして承認した場合</p>		○			<p>平成19年10月4日付け発第1004002号厚生労働省健康局長通知及び同日付け健衛発第1004001号厚生労働省健康局生活衛生課長通知に基づき、衛生の確保を図るため、理容所又は美容所に所属する理容師又は美容師(理容所又は美容所の開設者を含む。)が、「出張理容・出張美容に関する衛生管理要領」に準拠し、出張理容・出張美容を行うよう指導している。</p>
三重県		<p>・社会福祉施設その他の施設に入所しているものに対して理容(美容)を行う場合</p> <p>・前号に掲げるもののほか、知事が衛生上支障がないものとして承認した場合</p>		○		<p>(ただし、問1-2にある、前号に掲げるもののほかの場合にあつては、承認申請を保健所長に提出することとしている。)</p>	<p>施設を開設していない相談者に対しては、参考様式にて携行品の確認や消毒設備の概要を確認することとしている。</p>
滋賀県		<p>・社会福祉施設に入所している者および警察署等に収容されている者に対して理容または美容を行う場合</p> <p>・災害の際に避難所において被災者に対して理容または美容を行う場合</p> <p>・興行場等において出演者に対して理容または美容を行う場合</p> <p>・前3号に掲げる場合のほか、やむを得ない事情があるものとして知事が認める場合</p>		○			<p>・窓口等で相談があった際に「出張理容・出張美容に関する衛生管理要領」に基づいて指導している。</p> <p>・出張先である社会福祉施設等からの相談の際にも同要領に基づき、作業場の衛生確保等を指導している。</p> <p>(いずれのケースにおいても、出張理容・美容の営業主体は理美容所の開設者が望ましい旨を指導している)</p>
京都府		<p>・児童養護施設、養護老人ホームその他これらに類する施設に入所している者に対して理美容を行う場合</p> <p>・演芸等を行う者に対してその演芸等の直前に理美容を行う場合</p> <p>・災害により避難している者に対して理美容を行う場合</p> <p>・その他知事が特に必要と認める場合</p>		○			<p>出張理容・美容の対象について、告示により明確化して、府民へ広く周知するとともに、関係団体へ通知を行っている。また、相談等があった場合には「出張理容・出張美容に関する衛生管理要領」等に基づき、必要に応じて保健所が指導等を行う。</p>
大阪府		<p>社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二条第二項第一号から第四号まで及び第六号に掲げる事業を行う施設に入所している者に対して理容(美容)を行う場合とする。</p>		○			<p>理(美)容師は法第6条の2(法第7条)ただし書きの規定により理(美)容所以外の場所においてその行を行うときは、府条例により、「法施行規則に定める消毒を行うために必要な薬品を、常に携帯しなければならない」として規定しており、適切な消毒が行われるよう担保している。</p> <p>適切な衛生の確保については、理・美容師資格制度の社会的信頼に期待するものであり、衛生措置を講じない場合は、業務停止あるいは免許手取り消し等の行政処分が法に明記されていることから、原則的には理(美)容師としての責任で行われるべきものであると考える。</p> <p>一方、本府では、平成29年度及び30年度に社会福祉施設等を対象として、出張理美容に関する実態把握調査を実施するとともに、平成30年度に出張理美容を行っている者に対し講習会を実施し、出張理美容に関する指導等を行った。</p> <p>また、ホームページより、出張理美容をおこなう者に対し、出張理美容の実施が可能な範囲や、出張理美容において講ずべき措置等について周知している。併せて、出張理美容を依頼しようとする者(社会福祉施設等)に対し、実施の際には理容師・美容師の資格の有無、器具の適切な消毒等を確認することを推奨している。</p> <p>なお、出張理美容は、それぞれの理美容師が様々な出張先において不定期(月に1回又は2回程度)に実施しているため、届出・承認制度の有無や、理美容所の開設者であるかどうかにかかわらず、立会による衛生状況の確認や指導を行うことは困難であると考えている。</p>
兵庫県		<p>【条例第2条】政令第4条第3号の規定による美容所以外の場所で業を行うことができる場合</p> <p>(1)社会福祉施設等からの求めに応じて美容を行う場合</p> <p>(2)前号に掲げる場合のほか、特別の事情があると知事が認める場合</p> <p>【規則第4条】条例第2条第2号に規定する知事が認める場合</p> <p>(1)災害時の衛生確保のために美容の行為を必要とする被災者に対して美容を行う場合</p> <p>(2)美容所がない山間へき地、離島等に居住する者の求めに応じて美容を行う場合</p> <p>(3)演芸に付随して美容の行為を必要とする者に対して美容を行う場合</p> <p>(4)前3号に掲げる場合のほか、美容所以外において美容を行うことにやむを得ない理由があると認められる場合</p>		○			<p>・届出等、積極的な確認は行っていない。今後、HP等で講ずべき衛生措置等について周知の徹底をはかる。</p>

奈良県	○	・理容所又は美容所のない山間又はへき地に居住する者の求めに応じて、その居宅で理容又は美容を行う場合 ・児童養護施設、養護老人ホームその他これらに類する施設からの求めに応じて、その入所者に対して理容又は美容を行う場合 ・これらのほか、特に出張して業を行うことがやむを得ないものとして知事が定める場合 ・規定を添付する。	○	・理容出張営業届に診断書(施行規則第19条の1の6に規定)を添えて、業務地を管轄する保健所長に提出する。 ・美容出張営業届に診断書(施行規則第19条の1の6に規定)を添えて、業務地を管轄する保健所長に提出する。 ・規定を添付する。	—
和歌山県	○	・社会福祉施設入所者 ・興行場における出演者 ・避難所の被災者 ・移手段確保困難者 ・刑務所等収用者	○	・県内の理容所・美容所に所属している理・美容師は、所属している理容所・美容所を管轄する保健所長に届出 ・県内の理容所・美容所に所属していない理・美容師(県内に住所を有する者に限る。)は、居住地を管轄する保健所長に届出 ・県内の理容所・美容所に所属していない理・美容師(県外に住所を有する者に限る。)又は県外の理容所・美容所に所属している理・美容師は、出張理容・出張美容を行う業務地を管轄する保健所長に届出	届出に際しての、①結核・皮膚疾患の有無に関する医師の診断書(発行後3か月以内のもの)を提出、②器具類及び器具類の洗浄・消毒を行うことができる設備等携行品を確認できる写真等(持参によることも可)の確認。
鳥取県	○	・県内の理容所又は美容所(以下事業所)に所属する理容師又は美容師が当該事業所の業務として行う場合(事業所として届け出た場合)で、出張して業を行う必要がある場合(具体的制限なし) ・事業所の業務として行う場合以外の場合(個人として届け出た場合)は、施行令第4条第1号及び第2号の場合のみ	○	・出張理容届出書又は出張美容届出書を県に提出する。	・提出された届出書に基づき実施者を把握し、理美容師免許、伝染性疾患の有無、使用する器具等を確認する。
島根県	○	・理容所又は美容所がない離島及び山間地に居住する者の求めに応じ、出張して業を行う場合 ・社会福祉施設に出張して、入所している者に対して業を行う場合 ・災害救助法第4条第1項第1号に規定する避難所又は応急仮設住宅に出張して、避難している者に対して業を行う場合 ・その他、知事が特別の事情があると認めた場合	○	・「出張理容・出張美容開始届」を、理容所若しくは美容所の所在地又は出張業務を行う場所を管轄する保健所長に提出する。 ・「理容師及び美容師の出張業務に係る指導要領」を添付する。	・「出張理容・出張美容開始届」提出時に、実施者の名称、営業区域、衛生確保状況等を把握し、必要に応じて指導等を行う。 ・出張理容又は出張美容を行った場合には、毎年の実績について「出張理容・出張美容実績報告書」を提出させている。
岡山県	○	一 留置施設、拘置所、刑務所等に収容されている者に対して出張して理(美)容を行う場合 二 社会福祉施設等に入所している者等に対して出張して理(美)容を行う場合 三 災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)第四条第一項第一号の避難所又は応急仮設住宅に避難している者に対して出張して理(美)容を行う場合 四 その他知事が特別の理由があると認めた場合	○	問1-2で回答した一、二及び「疾病その他の理由(骨折した者や認知症の者を含む。))により、理(美)容所に来ることができない者に対して、出張理(美)容を行う場合」については、あらかじめ保健所長に届出が必要としている。(指導要領) 四については、あらかじめ規則で定める事項を記載した申請書により知事の承認を受けることとしている。(条例) なお、三及び「婚礼その他の儀式に参列する者に対して、その儀式の直前に出張理(美)容を行う場合」については、承認・届出は不要。(条例、指導要領)	出張する理(美)容師が理(美)容所に所属していない場合は、出張業務を開始する旨の届出の書類に、「結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患の有無に関する医師の診断書」及び「理(美)容師免許証(写し)又は理(美)容師免許証明書(写し)」を添付することとしている。その他には、「出張する理(美)容師の理(美)容所への所属の有無」による区別は行っていない。 衛生状態の確保については、「利用者から相談があったときその他必要があると認めた場合」には、出張業務を行う場所に利用者等の同意のもと立入調査を行う等、当該指導要領に定めた衛生管理基準の措置状況を確認することとしている。これは、承認・届出の要・不要にかかわらず、出張理(美)容業務に係る指導として、実施されるものである。
広島県	○	・社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二条第一項に規定する社会福祉事業に係る施設に入所している者に対して理容を行う場合 ・少年院、刑務所、拘置所等の施設に収容されている者に対して理容を行う場合 ・興行場法(昭和二十三年法律第百三十七号)第一条第一項に規定する興行場に出演する者に対してその出演の直前に理容を行う場合 ・停泊中の船舶の船員で上陸することができないものに対して理容を行う場合 ・災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)第四条第一項第一号に規定する避難所に避難している者又は同号に規定する応急仮設住宅に入居している者に対して理容を行う場合 ・前各号に掲げるもののほか、知事がやむを得ないと認める場合	○		・広島県ホームページにより出張理容・出張美容において講ずべき衛生措置や衛生上の問題が生じた場合の相談先の周知を行い、問合せや理美容所の立入時などに衛生の確保について指導している。
山口県	○	理容所、美容所のない交通至難の島その他の地へ出張して美容の業を行う場合	○	—	H19.10.4健衛発第1004001号厚生労働省生活衛生課長通知の考え方に基づき、理容所又は美容所以外の場所で業を行う場合については、衛生上必要な措置を理容所又は美容所において行うよう指導している。 また、出張する場合の作業先環境、携行品については、出張理容・出張美容に関する衛生管理要領により衛生的配慮をするよう、営業者にに対し、周知、徹底している。
徳島県	○	・理容所又は美容所のない山間、へき地等に居住する者に対して理容又は美容を行う場合 ・社会福祉施設その他の施設に入所している者に対して理容又は美容を行う場合 ・演芸等を行う者に対して、その演芸等の直前に理容又は美容を行う場合 ・規定を添付する。	○	・開設届、出張理容・美容開始届を管轄する保健所長に提出する。 ・規定を添付する。	・提出された開設届、出張理容・美容開始届に基づき、実施者の名称、営業区域、従業員等の状況を把握し、必要に応じ立会、指導等を行う。
香川県	○	(1) 理容所又は美容所のない地域に居住する者に対して、その地域において理容又は美容を行う場合 (2) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第62条第1項に規定する社会福祉施設の入所者に対して、その施設において理容又は美容を行う場合 (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が特別の事情があるものとして承認した場合 条例を添付する。	○	・出張業務届出書を管轄する保健所長に提出する。 規定を添付する。	・提出された出張業務届出書に基づき、届出者の名称、実施場所、消毒設備、従業員等の状況を確認している。
愛媛県	○	・災害のあった場合に避難所等において美容を行うとき。 ・社会福祉施設その他これに類する施設内において、入所している者に対して美容を行う場合 ・育児又は介護により、美容所に来ることが著しく困難である者に対して美容を行う場合 ・規定を添付する。(愛媛県理容師法施行条例、愛媛県美容師法施行条例)	○	・理容師・美容師出張業務届出書を、住所又は愛媛県の区域外に住所を有する者にあつては当該出張業務を行おうとする主たる場所を管轄する保健所長に届け出なければならない。 ・規定を添付する。(愛媛県理容師及び美容師の出張業務指導要領)	・理容師・美容師出張業務届出書に基づき、実施者の氏名、営業区域、器具の消毒方法等を把握し、必要に応じ立ち入り調査を行う。
高知県	○	・被疑者等、社会福祉事業の施設入所者、理美容所のない地域の居住者に対して、理容(美容)を行う場合 (規定については、別添のとおり)	○	・出張理容(美容)承認申請 ・出張理容(美容)届出 (規定については、別添のとおり)	・申請、届出時に口頭で衛生措置について確認 ・作業時の現地確認
福岡県	○	○福岡県理容師法・美容師法施行条例 (理容所以外の場所で理容の業を行うことができる場合) 第四条 理容師法施行令第四条第三号に規定する条例で定める場合は、次の場合とする。 一 児童養護施設、老人ホームその他これらに類する施設に入所している者に対し、出張して業を行う場合 二 演芸を行う者等に対し、出演等の直前に業を行う場合 三 その他知事が特別の事情があるものとして承認した場合 (美容所以外の場所で美容の業を行うことができる場合) 第七条 第四条の規定は、美容師法施行令第四条第三号に規定する条例で定める場合について準用する。この場合において、同条中「理容師法施行令第四条第三号」とあるのは「美容師法施行令第四条第三号」と読み替えるものとする。	○	○理容師法施行細則 (出張業務の承認の申請等) 第七条 条例第四条第三号の承認を得ようとするときは、出張業務承認申請書(様式第十二号)を保健福祉環境事務所長等に提出しなければならない。 2 保健福祉環境事務所長及び保健福祉事務所長は、条例第四条第三号の承認を行ったときは、出張業務承認書(様式第十三号)を交付するものとする。 ○美容師法施行細則 (出張業務の承認の申請等) 第七条 条例第七条において準用する条例第四条第三号の承認を得ようとするときは、出張業務承認申請書(様式第十二号)を保健福祉環境事務所長等に提出しなければならない。 2 保健福祉環境事務所長及び保健福祉事務所長は、条例第七条において準用する条例第四条第三号の承認を行ったときは、出張業務承認書(様式第十三号)を交付するものとする。	・実施者からの相談等があった際に、出張理容・出張美容に関する衛生管理要領を遵守するよう指導等を行っている。 ・特に、成人式、大学等の卒業式の際に行われる出張美容については、事業者アンケートや現地立入を実施し、指導等を行っている。
佐賀県	○		○		・理容所又は美容所に所属していない理容師又は美容師が出張業務届出を提出する場合は、結核、皮膚疾患等の有無に関する医師の診断書、理容師・美容師免許証(写し)、出張業務管理施設設置届を提出し、保健所長から携行する器具類等の確認を受ける。ただし、医師の診断書は、1年以上継続して出張業務を行う場合は、初回の届出のみとする。 ・必要があると認められるときは、利用者等同意のもとに作業場で衛生措置の状況を確認することとしている。

長崎県	○	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第62条第1項に規定する施設をいう。)その他これに類する施設に出張して業を行う場合 ・公演等において、その出演者に対して出演直前に業を行う場合 ・前2号に定めるもののほか、当該理容所以外の場所を管轄する保健所長(地域保健法(昭和22年法律第101号)第5条第1項の規定により保健所を設置する市の区域内にあっては、知事)が特別の事情があるものとして承認した場合 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・理(美)容出張業務届出書を管轄する保健所長に届出する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・届出された理(美)容出張業務届出書に基づき、出張業務先、器具等の消毒方法、出張業務の基地となる営業所等の状況を把握し、必要に応じ立入、指導等を行う。
熊本県	○	<ul style="list-style-type: none"> (熊本県理・美容師法施行条例第4条第1項) ・社会福祉施設又は介護老人保健施設において当該施設に入所している者に対して業を行う場合 ・演芸等を行う者に対して出演等の直前に業を行う場合 ・前2号に定めるもののほか、特別の理由があり、公衆衛生上支障がないものとして知事が承認した場合 	○	<ul style="list-style-type: none"> (熊本県理・美容師法施行条例第4条第2項) ・理・美容師法及び熊本県理・美容師法施行条例に該当しない場合は、申請書を知事に提出する。 	<ul style="list-style-type: none"> (熊本県出張理容・美容業務事務処理要領第5条) ・携行する消毒器具及び消毒薬品等を保管し、消毒等を行うための専用の管理施設を設けることとしており、保健所長に管理施設設置届出書を届け出ることとしている。
大分県	○		○	<ul style="list-style-type: none"> 要領により、出張業務を行うものは管轄する保健所長に届け出ることを規定している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・提出された出張業務管理施設設置届に基づき、実施者の名称、営業区域、携行する器具及び衛生管理方法の状況を把握し、必要に応じ立会、指導等を行う。
宮崎県	○	<p>宮崎県理(美)容師法施行条例 第2条 政令第4条第3号に規定する条例で定める場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 理(美)容所がない山間へき地において、その居住者に対して理容を行う場合 (2) 社会福祉施設その他の入所施設において、その入所者に対して理容を行う場合 (3) 公演等において、その出演者に対して出演直前に理(美)容を行う場合</p> <p>【参考】宮崎県法規集 https://www3.e-reikin.jp/miyazaki-ken/d1w_reiki/reiki.html 宮崎県理容師・美容師出張業務取扱要領 第2 対象の範囲</p> <p>(2) 理(美)容師法施行条例第2条で規定する「社会福祉施設その他の入所施設の入所者」とは、次の者をいう。</p> <p>① 生活保護施設、婦人保護施設、児童福祉関係施設、身体障害者福祉関係施設、老人福祉関係施設、知的障害者福祉関係施設等に入所している者のうち、やむを得ない理由により理(美)容所に来ることができない者。(事前に当該施設の長又は管理者に承諾を得ること。)</p> <p>② 刑務所、警察署、留置場等司法関係機関の施設に収容されている者。</p> <p>【参考】別添要領</p>	○	<p>宮崎県理(美)容師法施行細則</p> <p>第8条 法第6条の2ただし書の規定により理(美)容所以外の場所において業を行おうとする者は、あらかじめ、出張して業務を行う場所を管轄する保健所の長に理(美)容出張業務届出書(別記様式第10号)を提出しなければならない。</p> <p>【参考】宮崎県法規集 https://www3.e-reikin.jp/miyazaki-ken/d1w_reiki/reiki.html</p>	<p>宮崎県理容師・美容師出張業務取扱要領</p> <p>第3 出張業務の届出</p> <p>(3) 出張業務届書を提出する場合、理(美)容所に所属していない理(美)容師にあっては、携行する消毒器具及び消毒薬品等を保管し、消毒等を行うための専用の管理施設を設け、その構造設備を明らかにした管理施設設置届(中略)を添付するとともに、携行する器具等を提示しなければならない。</p> <p>→設置届が新たに提出された場合、保健所の担当者が現地確認を行っており、出張業務届の期間は1年以内ですが、翌年以降も継続される場合は、保管場所に変更がない限り必要に応じて確認しています。</p>
鹿児島県	○	<ul style="list-style-type: none"> ・警察官署、刑務所又は拘置所の長の求めに応じてこれらの施設に収容されている者に対して理容又は美容を行う場合(1号) ・社会福祉施設の管理者の求めに応じて当該社会福祉施設に入所している者に対して理容又は美容を行う場合(2号) ・興行場において演劇等に出演する者等に対してその出演等の直前に理容又は美容を行う場合(3号) ・理容所又は美容所がないへき地又は離島に居住している者に対してその居住地において理容又は美容を行う場合(4号) ・前各号に掲げる場合のほか、理容又は美容を行おうとする場所を管轄する保健所長がやむを得ない事情があると認める場合(5号) ・規定を添付する。 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・出張理容届又は出張美容届を管轄する保健所長に提出する。(政令第4条第1号、条例第4条第2号、第4号の場合に限る。) ・条例第4条第5号の規定により承認を受けようとする者は、業務承認申請書を保健所長に提出する。 ・規定を添付する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・出張理容届又は出張美容届の内容に基づき、出張理容又は出張美容で使用する消毒設備等の検査を行う。
沖縄県	○	<ul style="list-style-type: none"> ・刑事収容施設及びこれに類する施設に収容されている者に対して理容又は美容を行う場合 ・社会福祉施設及びこれに類する施設に入所している者に対して理容又は美容を行う場合 ・理容所又は美容所がない山間へき地、離島等に居住する者の求めに応じて理容又は美容を行う場合 ・特別の事情により知事が承認した場合 ○規程を添付する。 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・あらかじめ理容師美容師出張届書を管轄する保健所長に提出する。 ○規程を添付する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・出張理容・出張美容の実施主体を理容所又は美容所の開設者に限定している。
札幌市	○	<ul style="list-style-type: none"> ・交通条件に恵まれず、かつ理美容所がない地域に居住する者に対して、その居住地において理美容を行う場合 ・演劇、映画等に出演等をする者に対して、その出演等の直前に理美容を行う場合 ・社会福祉施設、医療施設、刑務所等において、当該施設の求めに応じ、その入所者等に対して理美容を行う場合 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・「札幌市出張理容・出張美容に関する衛生管理要領」(http://www.city.sapporo.jp/hokenjo/f3seikatu/eigy_o/kakunin3/ribi/oshirase/shucchouribi_youryou.html) 札幌市内において出張理容・出張美容を行おうとする者は、出張理容・出張美容業務届出書により、あらかじめ保健所長に届け出なければならない。ただし、札幌市内の理容所に従事している理容師又は美容所に従事している美容師にあってはこの限りでない。 届出を受けた保健所長は、届出者の講じる衛生措置が適当なものであると認められるときは、出張理容・出張美容業務届出済証を交付するものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規の届出時に、実施者の名称、出張業務を行う理由、携行品の内容及び数量、器具類の消毒方法等を確認し、必要に応じて指導を行う。また、3年毎の更新制度としており、定期的に指導を行う。
仙台市	○	<ul style="list-style-type: none"> ・養護老人ホームその他の社会福祉施設に入所している者に対して理容又は美容を行う場合 ・警察署、拘置所等に留置され、又は収容されている者に対して理容又は美容を行う場合 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・理・美容師出張営業届を、管轄する保健所支所長に提出する。規定を添付する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・提出された理・美容師出張営業届に基づき、届出者の名称、出張営業先等の状況を把握し、必要に応じ立会、指導等を行う。
さいたま市	○	<ul style="list-style-type: none"> ・刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成17年法律第50号)第2条第1号に規定する被収容者又は同条第2号に規定する被留置者に対して理(美)容を行う場合 ・演劇、演芸等に出演する者に対してその出演の直前に理(美)容を行う場合 ・社会福祉施設等の入所者であって、理(美)容所に来ることができない者に対して理(美)容を行う場合 ・前3号に掲げる場合のほか、市長が特に必要と認める場合 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・理(美)容師は、出張理(美)容を行う場合は、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、政令第4条第2号又はこの条例第4条第2号に掲げる場合は、この限りでない。 ・前項の規定による届出をした理(美)容師は、その届出に係る事項を変更したとき又は出張理(美)容を廃業したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・出張理(美)容届に基づき、実施者の氏名、免許情報、出張を行う場所等を把握している。 ・届出の添付書類として「出張業務衛生管理等の概要」を提出させて消毒等の方法を確保するとともに、使用する専用の洗浄・消毒設備等(洗浄及び消毒用シンク、消毒機器、消毒薬等)の写真を提出させ、衛生の確保状況を確認している。 ・出張毎に出張先や作業状況を記録した「実施報告兼確認書」の写しを添付した「出張理・美容実績報告書」を、実施した翌年度に報告するよう求めており、年度内の実施状況を確認している。
千葉市	○	<p>[千葉市理容師法施行条例] [千葉市美容師法施行条例] 第4条第1号～第4号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・停泊中の船舶の乗船者であって上陸できないものに対して理容又は美容を行う場合 ・老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームその他これに類するものに入所している者に対して理容及び美容を行う場合 ・演芸等(演芸、音楽、講演その他の公衆に見せ、又は聞かせるものをいう。)に出演する者に対してその演芸等の直前に理容又は美容を行う場合 ・その他市長が特に必要と認める場合 	○	<p>[千葉市出張理容・出張美容に関する衛生管理要領] 第4条第1号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出張業務を行おうとする者は、あらかじめ、出張理容・出張美容業務届(様式第1号)に出張業務を行う理・美容師の結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患の有無に関する医師の診断書を添付して、保健所長に届け出なければならない。 ただし、理容所又は美容所の開設者(当該理容所又は美容所に所属する理・美容師を含む。)が出張業務を行おうとする場合を除く。 	<p>[千葉市出張理容・出張美容に関する衛生管理要領] 第4条第1号、第6条第1号～第2号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提出された出張理容・出張美容業務届(様式第1号)に基づき、営業者の住所・連絡先・氏名、使用する器具等の数・保管方法・消毒方法、出張先、出張業務を行う理・美容師を把握する。 ・理・美容師の結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患の有無について、医師の診断書に基づき確認する。 ・必要に応じ、出張業務の場所等に環境衛生監視員を立ち入らせ、衛生措置の状況を確認し、理・美容師の衛生措置が不十分であると認めるときは、適切な衛生措置を講ずるよう指導する。
横浜市	○	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第1項に規定する社会福祉事業に係る施設に入所している者であって、理(美)容所に来ることができないもの又は理(美)容所に来ることが著しく困難なものに対して当該施設において業務を行う場合 ・興行場等において、演芸等を行う者等に対し、出演等の直前に業務を行う場合 ・その他市長が特に必要と認める場合 ・規定を添付する。 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・問1-2回答中の「その他市長が特に必要と認める場合」に限り、理(美)容師が、理(美)容所以外の場所で業務を行おうとするときは、理(美)容師出張業務承認申請書を保健所長に提出する。 ・本市細則を添付する。 ※本市条例第4条第3号について、具体的な規定はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施者の衛生の確保状況に関しての確認はしていませんが、ホームページ、チラシにより、理容師法及び美容師法に基づく衛生措置を行うよう呼びかけています。

川崎市		○	川崎市理容師法施行条例 第4条 政令第4条第3号に規定する条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。 (1) 養護老人ホーム、児童養護施設その他これらに類する施設において、理容所を利用できない入所者、理容所を利用することが著しく困難な入所者等に対し業務を行う場合 (2) 港湾に停泊中の船舶において、船舶の乗組員に対し業務を行う場合 (3) 興行場等において、演芸を行う者等に対し、出演等の直前に業務を行う場合 (4) その他市長が特に必要と認める場合 川崎市美容師法施行条例 第4条 政令第4条第3号に規定する条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。 (1) 養護老人ホーム、児童養護施設その他これらに類する施設において、美容所を利用できない入所者、美容所を利用することが著しく困難な入所者等に対し業務を行う場合 (2) 港湾に停泊中の船舶において、船舶の乗組員に対し業務を行う場合 (3) 興行場等において、演芸を行う者等に対し、出演等の直前に業務を行う場合 (4) その他市長が特に必要と認める場合	○	川崎市理容師法施行細則 第5条 条例第4条第4号の規定により、理容師が理容所以外の場所において業務を行おうとするときは、出張業務承認申請書(第7号様式)を保健所長に提出しなければならない。 2 保健所長は、前項の規定による申請を承認したときは出張業務承認通知書(第8号様式)により、承認しないときは出張業務不承認通知書(第9号様式)により申請者に通知する。 川崎市美容師法施行細則 第5条 条例第4条第4号の規定により、美容師が美容所以外の場所において業務を行おうとするときは、出張業務承認申請書(第7号様式)を保健所長に提出しなければならない。 2 保健所長は、前項の規定による申請を承認したときは出張業務承認通知書(第8号様式)により、承認しないときは出張業務不承認通知書(第9号様式)により申請者に通知する。 川崎市例規集 http://www.reiki.city.kawasaki.jp/kawasaki/d1w_reiki/reiki.html ※川崎市理容師法施行条例第4条第4号、川崎市美容師法施行条例第4条第4号に規定する場合を除き、届出、承認を規定していない。	市ホームページ等により出張理容・出張美容において講ずべき衛生措置や留意事項、相談窓口等の周知を図っている。
相模原市		○	(1) 特別養護老人ホーム、児童養護施設等の社会福祉施設(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条に規定する第1種社会福祉事業又は第2種社会福祉事業を行う施設をいう。)において、当該施設を利用する者のうち、理(美)容所に来ることができないものに対して理(美)容を行う場合 (2) 興行場等において、演芸を行う者等に対し、出演等の直前に理(美)容を行う場合 (3) その他市長が特に必要と認める場合	○		・出張理容・出張美容の相談があった際には、消毒方法等の衛生管理について指導しています。
新潟市		○	・停泊中の船舶の乗組員で上陸することができない者に対して美容を行う場合 ・警察署、拘留所その他の行政機関の求めにより、当該行政機関に收容され、又は留置されている者に対して美容を行う場合 ・演芸、興行その他これらに類するものの開催場所において美容を必要とするその出演者に対して美容を行う場合 ・社会福祉施設の求めにより当該社会福祉施設の入所者に対して美容を行う場合 ・前各号に掲げるもののほか、特別な事情により市長がやむを得ないと認める場合 ・規定を添付する(新潟市美容師法施行条例第6条、新潟市理容師法施行条例第6条)。	○	・美容師は、出張業務を行う場合は、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。 ・理容師は、出張業務を行う場合は、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。 ・規定を添付する(新潟市美容師法施行条例第5条の2、新潟市理容師法施行条例第5条の2)	・提出された理容師美容師出張業務届出書に基づき、実施者の氏名、営業区域等を把握し、必要に応じ立会、指導等を行う。
静岡市		○	(1)社会福祉施設その他これに類する施設において、当該施設に居住している者に対して業務を行う場合 (2)理(美)容所がないへき地において、当該地域に居住している者に対して業務を行う場合 (3)演劇に出演する者等に対してその出演等の直前に業務を行う場合 (4)港湾に停泊中の船舶において、当該船舶の乗組員に対して業務を行う場合 (5)少年院、刑務所及び拘留所に收容されている者に対して業務を行う場合 (6)震災等の被災者に対し、避難所において業務を行う場合	○		届出等をしていないため、確認はしておりません。相談があれば、「出張理容・出張美容に関する衛生管理要綱」の通り、衛生管理するよう指導しています。
浜松市		○	・社会福祉法(昭和26年法律第45号)第62条第1項に規定する社会福祉施設その他これに類する施設に入所している者に対して、当該施設の管理者の求めに応じて理容又は美容を行う場合 ・理容所又は美容所がないへき地に住んでいる者の求めに応じて理容又は美容を行う場合 ・災害その他の特別な理由により、市長が必要であると認める場合	○	—	・確認方法は定めておりませんが、実施者等からの問い合わせがあった際は、衛生管理要領に沿って適切に実施されているかを確認します。
名古屋市		○	・港内に停泊中の船舶内において、その乗組員に対して理容又は美容を行う場合 ・社会福祉施設に入所している者に対して理容又は美容を行う場合 ・市長が特別な事情があるものとして承認した場合	○		・出張業務を行う理容師又は美容師は、衛生確保の観点から理容所又は美容所に所属していることが望ましい旨の指導をしている。また、理容所又は美容所を開設することなく出張美容を行っていると考えられる団体等に対し、出張業務の実態調査を実施しているところである。
京都市		○	・社会福祉法第2条第2項第1号から第4号まで及び第6号に規定する事業を行う施設その他これらに類する施設に入所している者に対して理(美)容を行う場合 ・演劇、舞踊その他の興行を行う者に対して、当該興行が行われる直前に理(美)容を行う場合 ・災害により避難している者に対して理(美)容を行う場合 ・前3号に掲げる場合のほか、市長が特に必要と認める場合	○		
大阪市		○	(理容師法) 条例第3条 理容師法施行令(昭和28年政令第232号)第4条第3号の条例で定める場合は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項第1号から第4号まで及び第6号に掲げる事業を行う施設に入所している者に対して理容を行う場合とする。 (美容師法) 条例第3条 美容師法施行令(昭和32年政令第277号)第4条第3号の条例で定める場合は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項第1号から第4号まで及び第6号に掲げる事業を行う施設に入所している者に対して美容を行う場合とする	○		事業者から相談等を受けた際は、「出張理容・出張美容に関する衛生管理要領について(平成19年10月4日付け健発第1004002号)」に基づき、衛生管理について指導を行うとともに、本市HPを通じて、出張理容・出張美容を行う者が講ずべき衛生措置等について周知・啓発を図っている。
堺市		○	社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項第1号から第4号まで及び第6号に掲げる事業を行う施設に入所している者に対して理容又は美容を行う場合	○	—	毎年講習会を行い、衛生管理等について啓発している。(講習会の案内を全国在宅理容協会に送付)
神戸市		○	(1) 社会福祉施設等からの求めに応じて理(美)容を行う場合 (2) 災害時に避難所に避難している者その他の災害時の衛生確保のために美容を受ける必要がある被災者に対して理(美)容を行う場合 (3) 山間地、離島その他のへき地であって理(美)容所がない地域に居住する者に対して、その居住地域において理(美)容を行う場合 (4) 演芸に出演する者に対してその出演の直前に理(美)容を行う場合 (5) 前各号に掲げる場合のほか、市長が特別な事情があると認める場合	○		市内で出張美容を実施する旨の相談があった際には、衛生管理要領等に関する情報提供等衛生指導を行っているが、相談がなければその衛生の確保状況については把握する方法がないのが現状です。
岡山市		○	(1) 疾病その他の理由により、理容所または美容所に来ることができない者に対して出張理容又は出張美容を行う場合 (2) 留置施設、拘留所、刑務所等に收容されている者に対して出張理容又は出張美容を行う場合 (3) 社会福祉施設等に入所している者等に対して出張理容又は出張美容を行う場合 「岡山市理容師及び美容師の出張業務に係る指導指針」を添付する。	○	・理容師美容師出張業務開始届を保健所長に届出する。 ・「岡山市理容師及び美容師の出張業務に係る指導指針」を添付する。	届出時、出張業務を行う従事者に対して次のことを確認している。 ・理容師免許証・美容師免許証 ・結核・感染性の皮膚疾患・その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患の有無に関する医師の診断書 ・かみそり・血液付着及びその他の器具の消毒方法 ・携行品(器具類ならびにこれらを衛生的かつ安全に収納できるもの、使用済み器具類を安全に収納できるもの、タオル等ならびにこれらを衛生的に収納できるもの、救急処置に必要な薬品及び衛生材料、手洗いに必要な石鹸、消毒液等) また、出張先が追加等により変更が伴う場合は、その都度届出の提出を求めている。 届出者(従事者)に対して、「理容所・美容所における衛生管理について」のチラシ(本市作成)、「岡山市理容師及び美容師の出張業務に係る指導指針」を配布し、届出時に指導を行っている。

広島市	○	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第1項に規定する社会福祉事業に係る施設に入所している者に対して美容を行う場合 ・刑務所、拘留所、少年院等の施設に収容されている者に対して美容を行う場合 ・興行場法(昭和23年法律第137号)第1条第1項に規定する興行場において出演する者に対してその出演の直前に美容を行う場合 ・停泊中の船舶の船員で上陸することができないものに対して美容を行う場合 ・災害救助法(昭和22年法律第118号)第4条第1項第1号の避難所又は応急仮設住宅に避難している者に対して美容を行う場合 ・その他、市長においてやむを得ない理由があると認める場合 	○		出張美容における衛生指導については、ホームページや理美容所開設者への説明資料のほか、理美容所の監視時に周知をおこなっているが、実際の実施状況は不明で、衛生の確保状況は確認できていない。
北九州市	○	<ul style="list-style-type: none"> ・児童養護施設、老人ホームその他これらに類する施設に入所している者に対し、出張して業を行う場合 ・演芸を行う者等に対し、出演等の直前に業を行う場合 ・その他市長が特別の事情があると認めて承認した場合 ・「北九州市理容師法(美容師法)施行条例」→例規集トップページ: https://www1.g-reiki.net/kitakyushu/reiki.html 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・出張美容(美容)を行おうとする者は、あらかじめその旨を市長に届け出なければならないこととしている。 ・「北九州市理容師法(美容師法)施行条例」及び「北九州市理容師法(美容師法)及び北九州市理容師法(美容師法)施行条例の施行に関する規則」→例規集トップページ: https://www1.g-reiki.net/kitakyushu/reiki.html 	<ul style="list-style-type: none"> ・届出時に、出張美容を行う際の衛生管理について、窓口に指導を行う。 ・届出者(特に理容所・美容所に所属していない者)を対象とした、衛生管理講習会を実施している。
福岡市	○		○		実施者に対して直接の確認は行っていないが、出張美容・出張美容の利用が見込まれる施設(社会福祉施設・医療機関など)への立入調査を不定期に行い、施設管理者等へ出張美容・出張美容に関する注意事項を周知・啓発している。
熊本市	○	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設又は老人保健施設において当該施設に入所している者に対して業を行う場合 ・演芸等を行うものに対して出演等の直前に業を行う場合 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・特別の理由があり、公衆衛生上支障がないものとして市長の承認を受けようとする場合は、あらかじめ、期間、場所及び理由を記載した申請書を提出する。 	理容所又は美容所に所属しない理容師又は美容師が出張美容・美容を行おうとする場合は、携行する消毒器具及び消毒薬品等を保管し消毒等を行うための専用の管理施設を設け、管理施設設置届出書により届け出るよう規定している。届出がなされた場合は調査を行い、衛生上必要な措置が講じられていると認められる場合は管理施設検査確認証を発行している。
函館市	○	<ul style="list-style-type: none"> ・交通条件に恵まれず、かつ、理(美)容所のない地域に居住する者に対して、その居住地において理(美)容を行う場合 ・演劇、映画等に出演等をする者に対して、その出演等の直前に理(美)容を行う場合 ・社会福祉施設、医療施設、刑務所等において、当該施設の求めに応じ、その入所者等に対して理(美)容を行う場合 	○		
旭川市	○	<ul style="list-style-type: none"> ・交通条件に恵まれない山間部その他の地域に居住する者に対して、その居住地において理容又は美容を行う場合 ・演劇、映画等に出演等をする者に対して、その出演等をする直前に理容又は美容を行う場合 ・社会福祉施設、医療施設、刑務所等において、当該施設の求めに応じ、その入所者等に対して理容又は美容を行う場合 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・出張美容・出張美容業務届出書の提出。(旭川市出張美容・出張美容に関する衛生管理要領を添付) 	<ul style="list-style-type: none"> ・出張美容・出張美容業務届出書に携行品の内容及び数量並びに器具類、消毒方法について記載させるとともに、以下の書類を添付させる。 ・施術者の理容師免許証又は美容師免許証の写し ・施術者の結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患の有無に関する医師の診断書 ・携行品及び消毒設備の写真
青森市	○	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設に入所中の者及び警察署等に拘禁中の者等に対して行う場合 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・青森市理容業及び美容業出張業務事務取扱要領により、理容・美容の出張業務届出書を保健所長に提出する。要領を添付する。 	提出された理容・美容の出張業務届出書に基づき、出張業務者、出張場所等を把握し、必要に応じ指導等を行う。
八戸市	○	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設に入所中の者及び警察署等に拘禁中の者等に対して理容又は美容を行う場合 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・理容・美容の出張業務届出書を保健所長に提出する。規定を添付する。 	出張美容を行う従事者に対し、必要に応じ指導等を行う。
盛岡市	○		○		出張美容・出張美容営業者調査書の提出をお願いし、営業者名称、出張営業の理由、携行品の種類及び数量、器具の消毒設備、器具の保管設備、従事者の状況等を確認している。
秋田市	○	<ul style="list-style-type: none"> ・演劇、演芸、服飾の発表会等に出演する者に対してその出演の直前に理容を行う場合 ・社会福祉施設、矯正施設その他これらに類する施設に入所している者に対して理容を行う場合 	○		<ul style="list-style-type: none"> ・秋田市において出張して理・美容を行う場合の衛生等指導要領に基づき、出張美容を行う者とする理容師および美容師すべてに事前に講習を受けてもらうこととしている。また、理容所および美容所に届出されているかどうか、台帳の確認を行う。台帳に記載がない場合は、変更届を提出するよう求め、確認している。 ・無店舗の場合は、講習のほか、免許証、医師の診断書(結核、皮膚疾患)、運搬する器具、消毒薬を確認している。
郡山市	○	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設の求めにより、当該社会福祉施設に入所し、又は収容されている者に対して理美容を行う場合 ・刑務所、少年院その他これらに類する施設において理美容を行う場合 ・規定を添付する。 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・出張美容届を保健所長に提出する。 ・規定を添付する。 	出張美容届に基づき、実施者、出張先、主な器具及び消毒設備を把握し、衛生上の措置が不十分と認めるときは指導を行う。
いわき市	○	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設の求めにより、当該社会福祉施設に入所し、又は収容されている者に対して理容又は美容を行う場合 ・刑務所、少年院その他これらに類する施設において理容又は美容を行う場合 ・停泊中の船舶において、当該船舶の船員であって上陸することができないものの求めにより理容又は美容を行う場合 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・理(美)容師出張理(美)容届により保健所長に届け出る。規定を添付する。 	提出された理(美)容師出張理(美)容届に基づき、実施者の氏名、実施場所、消毒方法等の状況を把握し、指導等を行う。
福島市	○	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設の求めにより、当該社会福祉施設に入所し、又は収容されている者に対して理容又は美容を行う場合 ・刑務所、少年院その他これらに類する施設において理容又は美容を行う場合 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・規則で定めるところにより、出張美容届をあらかじめ市長に届け出なければならない。 ・※福島市美容師法施行条例、及び福島市理容師法施行条例を添付する。 	出張美容届の提出時に、実際に使用する器具及び消毒機材を持参してもらい、窓口に確認を行う。
宇都宮市	○	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設等からの要請によりその入所者に対して理容又は美容を行う場合 ・その他、市長が特別の事情があるものとして承認した場合 ・規定を添付する 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・理容師美容師出張営業届出書を保健所長に提出する。 ・規定を添付する。 	提出された理容師美容師出張営業届出書に基づき、理美容師名、免許証、営業区域、営業理由、消毒設備等設備の状況、指定する伝染性疾患の有無を把握し、指導等を行う。
前橋市	○	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項に規定する第一種社会福祉事業として経営される施設に入所している者に対して理(美)容を行う場合 ・その他市長がやむを得ない事情があると認める場合 ・加えて、出張理(美)容を行う際、衛生上必要な措置として、使用する器具、タオル等を専用に消毒する機械器具又は設備を有し、かつ理(美)容により生ずるおそれのある外傷の応急の処置に必要な薬品及び用品を携帯すること。 ・前橋市理容師法等施行条例 https://www1.g-reiki.net/maebashi/reiki_honbun/e202RG00001180.html ・前橋市美容師法等施行条例 https://www1.g-reiki.net/maebashi/reiki_honbun/e202RG00001318.html ・前橋市美容師法等施行条例 https://www1.g-reiki.net/maebashi/reiki_honbun/e202RG00001323.html 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・出張理(美)容を行おうとする理(美)容師は、保健所長に理(美)容師出張業務届を提出する。 ・前橋市理容師法施行細則 https://www1.g-reiki.net/maebashi/reiki_honbun/e202RG00001180.html ・前橋市美容師法施行細則 https://www1.g-reiki.net/maebashi/reiki_honbun/e202RG00001192.html 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規で届出を行う者に対して、器具類の消毒設備や外傷の応急処置に必要な薬品等を携帯していることを確認している。
高崎市	○	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法第2条第2項に規定する第一種社会福祉事業として経営される施設その他これに類する施設に入所している者に対して当該施設において理容・美容を行う場合 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・法第7条ただし書きの規定により理容所・美容所以外の場所において美容の業を行おうとする者は、理容師・美容師出張業務届により市長に届け出なければならない。 	提出された理容師美容師出張業務届に基づき、出張業務をする者の住所氏名、業務を行う場所出張業務をする理由、伝染性疾患の有無等の状況を把握する。
川越市	○	<ul style="list-style-type: none"> ・刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成十七年法律第五十号)第二条第一号に規定する被収容者又は同条第二号に規定する被留置者に対して美容を行う場合 ・演劇、演芸等に出演する者に対してその出演の直前に美容を行う場合 ・社会福祉施設等において、その入所者に対して美容を行う場合 ・前三号に掲げる場合のほか、市長が特に必要と認める場合(現在なし。) 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・あらかじめ出張美容美容業務届を保健所長に届け出なければならない。規定を添付する。 	提出された出張美容美容業務届に基づき、実施者の名称、営業区域、従業員等の状況を把握し、必要に応じ指導等を行う。
越谷市	○	<ul style="list-style-type: none"> ・刑務所に留置されている者に対して、理容又は美容を行う場合 ・演劇、演芸等に出演するものに対してその出演の直前に理容・美容を行う場合 ・その他、市長が特に必要と認める場合 ・規定を添付する。 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・出張美容・美容業務届出書を管轄する保健所長に提出する。規定を添付する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・越谷市内において理容師法第11条の2に基づく確認を受けた理容所に従事していない理容師又は美容師法第12条に基づく確認を受けた美容所に従事していない美容師については、当該届出に際し、次に掲げる書類等を添付しなければならないと規定している。 (1) 理容師免許証の写し、又は美容師免許証の写し (2) 結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患の有無に関する医師の診断書 (3) 携行品及び消毒設備等が確認できるもの ・さらに、越谷市理容師法施行条例第7条および越谷市美容師法施行条例第7条に規定する出張美容・美容を行う場合における衛生上必要な措置に関する知識を修得するための講習を受けなければならないと規定している。規定を添付する。

川口市	○	(1) 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成17年法律第50号)第2条第2号の被留置者に対して理容又は美容を行う場合 (2) 演劇、演芸等に出演する者に対してその出演の直前に理容又は美容を行う場合 (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が特に必要と認める場合 ・規定を添付する。	○	・一部の出張理容又は美容を行うにあたっては、出張理容又は美容届を市長に提出する。規定を添付する。	・提出された出張理美容届に基づき、器具等の消毒方法や保管方法を確認し、必要に応じ指導を行う。
船橋市	○	船橋市理容師法に基づく衛生に必要な措置等を定める条例第四条 (1) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホームその他これに類するものに入所している者に対して理容を行う場合 (2) 演芸等(演芸、音楽、講演その他の公衆に見せ、又は聞かせるものをいう。)に出演する者に対して、その演芸等の直前に理容を行う場合 (美容師法についても同様の市条例があり、その第四条にて同様に規定されている。)	○	船橋市出張理容・出張美容に関する衛生管理指導要綱 第4条 出張業務を行うことができる者は、理容師又は美容師(以下「理・美容師」という。)であって、次の各号に該当する者とする。 ① 船橋市内において理容師法第11条の2の規定による確認を受けた理容所又は美容師法第12条の規定による確認を受けた美容所(以下「理・美容所」という。)の従業者であって、当該理・美容所の洗浄、消毒設備を利用できる者 ② 出張業務に必要な器具類の洗浄、消毒設備を有する者 第6条 第4条第2号に規定する者が市内において出張業務を行おうとする場合は、出張業務届(様式第1号)に結核、感染性の皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患の有無に関する医師の診断書(発行1か月以内のもの)を添付し、出張業務を行う際の携行品及び消毒用品を提示し、あらかじめ船橋市保健所長(以下「保健所長」という。)に届けなければならない。	出張業務届(様式第1号)に理・美容師免許証原本、結核、感染性の皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患の有無に関する医師の診断書を添付し、出張業務届に記載された内容通りに携行品、及び消毒用品があるかどうかを窓口に持参してもらい、確認する。 その他、必要があると認めるときは、出張業務を行う理・美容師に対し、当該業務に関して必要な報告をさせ、又は利用者等の同意のもとに出張業務の場所等に環境衛生監視員を立ち入れさせ、その衛生措置の状況を確認する。
柏市	○	(1) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホームその他これに類するものに入所している者に対して理容又は美容を行う場合 (2) 演芸等(演芸、音楽、講演その他の公衆に見せ、又は聞かせるものをいう。以下この号において同じ。)に出演する者に対してその演芸等の直前に理容又は美容を行う場合 (3) 前2号に掲げるものほか、市長が特に必要があると認める場合	○	-	-
八王子市	○	・社会福祉施設等において、その入所者に対して施術を行う場合 ・演劇に出演する者等に対して、出演等の直前に施術を行う場合 ・規定を添付する。	○		本市HPにより、講ずべき衛生管理について理美容師への周知徹底を図っており、確認までは行っていない。
横須賀市	○	・養護老人ホーム、児童養護施設その他これらに類する施設において、その入所者に対し業務を行う場合 ・港湾に停泊中の船舶において、船舶の乗組員に対し業務を行う場合 ・興行場等において、演芸を行う者等に対し、出演等の直前に業務を行う場合 ・規定を添付する。	○		・出張理容・出張美容の状況の把握はしていない。ホームページ等で講ずべき衛生措置等を周知している。
富山市	○	・興行場において、演芸を行う場合 ・社会福祉施設に入所している場合 ・特別に事情があるものとして、あらかじめ承認する場合	○	・「理容所・美容所以外の場所における業の承認申請書」及び、出張先の施設管理者からの「理(美)美容師の出張業務に関する要請書」を併せて富山市保健所長に提出する。	・申請時に窓口に携行品を持ってきてもらい(はさみ、くし、消毒薬、消毒器具、タオル等)確認している。 ・消毒場所所在地を記載しているので、必要に応じ立会、指導等を行う
金沢市	○	・留置施設に留置されている者に対して、理容又は美容を行う場合 ・第1種社会福祉事業に係る施設の入所者に対して理容又は美容を行う場合 ・演芸を業とする者に対して理容又は美容を行う場合 ・山間へき地に居住する者に対して理容又は美容を行う場合 ・その他市長が特に必要と認める場合	○	・出張理容業務届又は出張美容業務届を金沢市保健所長に提出する。 ・有効期間は所属の理容師又は美容師は3年とし、無所属の者は1年とする。 ・無所属の理容師又は美容師は、初回の届出時に理容師又は美容師免許証の写し及び医師の診断書を添付書類として提出する。 https://www4.city.kanazawa.lg.jp/23820/kankyousyucchou_ribi.html	出張理容業務届又は出張美容業務届の提出時に、消毒器具など携行品の持参を求め、窓口で担当者が確認する。
長野市	○	・社会福祉施設等に出張して入所者に対して出張業務を行う場合 ・演芸等の出演者に対して出演の直前に出張業務を行う場合 ・市長が特別な理由があるものとして承認した場合 ・条例、規則を添付する。(理容師法施行条例第4条、美容師法施行条例第4条)	○	・理容師美容師出張営業承認申請書を管轄する保健所長に提出する。 規定を添付する。(理容師法施行細則第6条、美容師法施行細則第6条)	・提出された理容師美容師出張営業承認申請書に基づき、実施者の名称、免許証、携行品、営業区域、従業員等の状況を把握し、必要に応じ立ち合い、指導等を行う。
岐阜市	○	・社会福祉施設その他の入所施設において、その入所者に対して理美容を行う場合 ・市長が特別な事情があるものとして認める場合	○	市内で出張理美容を行おうとする理美容師は、規則で定めるところにより、あらかじめその旨を市長に届けなければならない。	・提出された出張理美容届書に基づき、実施者の業務を行う拠点に立入り、消毒設備等の衛生確保状況を確認する。
豊橋市	○	・港内に停泊中の船舶内において、その乗組員に対して理容又は美容を行う場合 ・社会福祉施設に入所している者に対して理容又は美容を行う場合 ・その他保健所長が特別な事情があると認めた場合	○	-	当市では、「出張理容・出張美容に関する衛生管理要領について」(平成19年10月4日付け健発第1004002号厚生労働省健康局長通知)のとおり、理容所又は美容所の開設者が出張理容・美容の実施主体としてふさわしいと考え、そのように指導を行っていますが、その実施者の衛生確保の確認は行っていません。出張理容・美容において講ずべき措置等については、ホームページにて周知を行っています。
岡崎市	○	・社会福祉施設に入所している者に対して理容又は美容を行う場合 ・市長が特別な事情があるものとして承認した場合	○		
豊田市	○		○		出張理容・出張美容の実施主体は理容所又は美容所の開設者に限定している
大津市	○	・社会福祉施設に入所している者及び警察署等に収容されている者に対して理容又は美容を行う場合 ・災害の際に避難所において被災者に対して理容又は美容を行う場合 ・興行場等において出演者に対して理容又は美容を行う場合 ・その他、やむを得ない事情があるものとして市長が認める場合	○		特に確認していませんが、ホームページ等で出張理美容業を行おうとしている者に対しては、「出張理容・出張美容に関する衛生管理要領」を遵守し、当該事業を衛生的に行うよう啓発している。
豊中市	○	(1) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項第1号から第4号まで及び第6号に掲げる事業を行う施設に入所している者に対して美容を行う場合 (2) 災害救助法(昭和22年法律第118号)第4条第1項第1号に規定する避難所又は応急仮設住宅に避難している者に対して美容を行う場合	○		確認していない。
高槻市	○	・社会福祉法第2条第2項第1号から第4号まで及び第6号に掲げる事業を行う施設に入所している者に対して理容又は美容を行う場合	○		実施に関する相談があった場合には衛生管理に関する案内を実施している。
枚方市	○		○		保健所へ相談・問合せがあった際に厚生労働省衛生管理要領を踏まえ、消毒薬の携行等、適切な衛生管理の実施について指導等を行う。
東大阪市	○	・社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項第2号から第4号までに掲げる事業の用に供する施設その他これに類する施設に入所している者に対して理(美)容を行う場合	○		・出張理(美)容の届出を規定していないため、積極的に衛生の確保状況の把握は行っていないが、行政に寄せられる出張理(美)容に関するご相談の内容に応じて、指導等を行っている。
八尾市	○	条例にて規定 ・社会福祉法第2条第2項第1号から第4号まで又は第6号に掲げる事業を行う施設に入所している者に対して理容又は美容を行う場合	○		確認していない

姫路市	○	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設等からの求めに応じて理容又は美容を行う場合 ・災害時における衛生確保のために理容又は美容の行為を必要とする被災者に対して理容又は美容を行う場合 ・理容所又は美容所がない山間へき地、離島等に居住する者の求めに応じて理容又は美容を行う場合 ・演芸に付随して理容又は美容の行為を必要とする者に対して理容又は美容を行う場合 ・前各号に掲げる場合のほか、やむを得ない理由があると市長が認める場合 	○	<p>姫路市理容・美容出張業務取扱要綱において次のように規定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出張業務届出書(記載内容:拠点となる理容所又は美容所の所在地及び名称、出張業務を行う理容師又は美容師の住所及び氏名、免許番号及び免許取得日)を年に1回市長あてに提出すること。 ・毎年度終了後に出張実績報告書を提出すること。 <p>https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/cmsfiles/content/0000007/7632/201672610312.pdf</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・提出された出張業務届出書に基づき、実施者の名称、出張先の状況及び出張理容美容を行う者の理美容師免許を確認し、必要に応じ指導等を行う。
尼崎市	○	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉事業に係る施設の長等の依頼に応じて当該施設において当該施設に入所している者等に対して理容又は美容を行う場合 ・災害が発生した地域における衛生の確保のために被災者又はこれを支援する者に対して理容又は美容を行う場合 	○		
西宮市	○	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第62条第1項に規定する社会福祉施設その他入所を伴う施設で、入所者が理容所又は美容所に通うことに支障があると認められる施設をいう。)等からの求めに応じて理容又は美容を行う場合 ・災害時の衛生確保のために理容又は美容の行為を必要とする被災者に対して理容又は美容を行う場合 ・理容所又は美容所がない山間へき地に居住する者の求めに応じて理容又は美容を行う場合 ・演芸に付随して理容又は美容の行為を必要とする者に対して理容又は美容を行う場合 ・その他理容所又は美容所以外において理容又は美容を行うことにやむを得ない理由があると認められる場合 	○		<ul style="list-style-type: none"> ・電話等により出張理容美容の相談があった際には、本市で定めている「西宮市出張理容・出張美容に関する衛生管理要綱」(以下、要綱という。)に基づき衛生指導している。また、本市HPIに要綱を掲載し、周知徹底を行っている。
明石市	○	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第1項に規定する社会福祉事業に係る施設に入所している者であって、美容所に来ることができないもの又は美容所に来ることが困難なものに対して美容を行う場合 ・災害時において、被災者に対して美容を行う場合 ・演芸に出演する者に対して、その出演の直前に美容を行う場合 ・その他、市長が特に必要と認める場合 	○		<ul style="list-style-type: none"> ・出張理容・出張美容の実施に関する問い合わせがあった場合は、衛生の確保に努めるように指導を行う。
奈良市	○	<ul style="list-style-type: none"> ・理容所又は美容所のない山間又はへき地に居住する者の求めに応じて、その自宅で美容を行う場合 ・児童養護施設、養護老人ホームその他これらに類する施設からの求めに応じて、その入所者に対して理容又は美容を行う場合 ・前2号に掲げるもののほか、特に出張して業を行うことがやむを得ないものとして市長が定める場合 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・理容又は美容出張営業届に、省令第19条第1項第6号に規定する疾病の有無に関する医師の診断書を添えて市長に届け出なければならない。ただし、省令又はこの規則の規定により既に当該診断書が提出されている者については、当該診断書の添付を要しないものとする。 ・届出書を提出する場合には、理容師又は美容師免許証又は美容師免許証明書を提示しなければならない。 ・規定を添付する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、奈良県内の理容所又は美容所に所属する理容師又は美容師に限る。
和歌山市	○	<ul style="list-style-type: none"> (1) 社会福祉施設その他これらに類する施設において理容を行う場合 (2) 興行場において出演者に対して理容を行う場合 (3) 避難所において災害による被害者に対して理容を行う場合 (4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認める場合 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・出張理容又は出張美容を行おうとする者は、出張理容又は出張美容を開始する日の10日前までに理容師・美容師出張業務届(別記様式第1号)により、市長に届け出なければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・届出(開設者の証明のある理容師及び美容師が行う場合を除く。)を行う場合には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 (1) 理容師免許証又は美容師免許証の写し (2) 結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患の有無に関する医師の診断書(発行後3月以内のもの) (3) 消毒設備等携行品を確認できるもの(持参によることも可能) ・市長は、第1項の規定による届出をした出張理容師又は出張美容師が無所属理容師又は無所属美容師である場合は、当該届出をした者(以下「届出者」という。)に対し、必要に応じ衛生措置に係る指導を行うことができる。
鳥取市	○	<ul style="list-style-type: none"> ・出張して業を行う必要がある場合(出張して業を行うことを常態とする場合を除く。) 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・出張理容(美容)を行う7日前までに市長に届出をし、市長の検査を受け、それらが理容師法第9条(美容師法第8条)の措置を講ずるに適する旨の確認を受けなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・届出後、出張理容(美容)に使用する設備、用具等について検査を行う。また、必要に応じて用具等を管理する場所や出張理容(美容)を行う場所等に立ち入りをし、衛生措置の実施状況を検査する。
松江市	○	<ul style="list-style-type: none"> ・理美容所がない山間地に居住するものの求めに応じ、出張して業を行う場合 ・社会福祉施設に出張して、入所している者に対して業を行う場合 ・災害救助法に規定する避難所又は応急仮設住宅に出張して、避難している者に対して業を行う場合 ・そのほか市長が特別の事情があると認めた場合 ・規定を添付する。 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・出張理容・出張美容開始届を保健所長に提出する。 ・規定を添付する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・理美容所に所属する理美容師の場合は、所属の状況等を確認している。 ・理美容所に所属しない理美容師の場合は、医師の診断書を提出させている。
倉敷市	○	<ul style="list-style-type: none"> ・留置施設、拘留所、刑務所等に収容されている者に対して出張して理容を行う場合 ・社会福祉施設等に入所している者等に対して出張して理容を行う場合 ・災害救助法(昭和22年法律第118号)第4条第1項第1号に規定する避難所及び応急仮設住宅に避難している者に対して出張して理容を行う場合 ・その他市長が特別の理由があると認める場合 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・条例ではなく、取扱要領として、届出を規定している。 ・対象者は、倉敷市内在住者のみであり、市外在住者は届出を要しない。又、当市管内の理・美容所に勤務する理・美容師は届出を要しない。 ・倉敷市出張理容・出張美容に関する取扱要領を添付する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・提出された出張理容・出張美容開始届に基づき、実施者の氏名、営業区域、従業員等の状況を把握し、必要に応じ立会、指導等を行う。 ・申請書提出時に担当者から、健発第1004002号を使用して衛生管理を指導するだけでなく、出張理・美容対象者が限定されていることや福祉施設における出張理・美容登録確認時の留意事項等、必要事項について口頭指導する。
呉市	○	<ul style="list-style-type: none"> ・疾病その他の理由により、理容所・美容所に来ることができないものに対して理容・美容を行う場合 ・婚礼その他の儀式に参列するものに対してその儀式の直前に理容・美容を行う場合 ・特別養護老人ホームなど、社会福祉法(昭和26年法律第45条)に規定する社会福祉事業に係る施設に入所しているものに行う場合 ・少年院、刑務所、拘留所等の施設に収容されているものに行う場合 ・興行場に出演するものに対してその出演の直前に行う場合 ・停泊中の船舶の船員で上陸することができないものに対して行う場合 ・災害救助法に規定する避難所に避難している者または応急仮設住宅に入居している者に対して行う場合 	○		<ul style="list-style-type: none"> ・届出等の規定がないので、確認していない ・ホームページ等により周知している
福山市	○	<ul style="list-style-type: none"> (1) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第1項に規定する社会福祉事業に係る施設に入所している者に対して理容又は美容を行う場合 (2) 少年院、刑務所、拘留所等の施設に収容されている者に対して理容又は美容を行う場合 (3) 興行場法(昭和23年法律第137号)第1条第1項に規定する興行場に出演する者に対してその出演の直前に理容又は美容を行う場合 (4) 停泊中の船舶の船員で上陸することができないものに対して理容又は美容を行う場合 (5) 災害救助法(昭和22年法律第118号)第4条第1項第1号に規定する避難所に避難している者又は同号に規定する応急仮設住宅に入居している者に対して理容又は美容を行う場合 (6) 前各号に掲げるもののほか、市長がやむを得ないと認める場合 	○		<ul style="list-style-type: none"> ・把握していない。相談があった場合は、出張理容・出張美容の範囲、衛生的措置について説明している。 ・ホームページで出張理容・出張美容の範囲、衛生管理要領の周知をしている。

下関市	○	<ul style="list-style-type: none"> ・理容所(美容所)のない交通至難の島に出張して業を行う場合 ・社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第1項に規定する社会福祉事業に係る施設に入所している者に対して理容(美容)を行う場合 ・少年院、刑務所、拘置所等の施設に収容されている者に対して理容(美容)を行う場合 ・興行場法(昭和23年法律第137号)第1条第1項に規定する興行場に出演する者に対してその出演の直前に理容(美容)を行う場合 ・停泊中の船舶の船員で上陸することができないものに対して理容(美容)を行う場合 ・災害救助法(昭和22年法律第118号)第4条第1項第1号に規定する避難所又は応急仮設住宅に避難している者に対して理容(美容)を行う場合 ・その他下関市立下関保健所長が特別の事情があるものとして承認した場合 	○			<ul style="list-style-type: none"> ・実施主体は理容所(美容所)を開設又は理容所(美容所)に所属していることが望ましいこととしている ・理容所(美容所)への通常の立入検査時に聞き取りを行い、出張理容・出張美容の状況の把握をしている ・理容所(美容所)に所属していない理容師(美容師)から出張理容・出張美容を行う旨の申し出があった場合は、理容師(美容師)免許の確認と、必要に応じ窓口又は電話での指導を行っている
高松市	○	<p>(1) 理容所又は美容所のない地域に居住する者に対して、その地域において理容又は美容を行う場合</p> <p>(2) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第62条第1項に規定する社会福祉施設の入所者に対して、その施設において理容又は美容を行う場合</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別の事情があるものとして承認した場合</p> <p>条例を添付する</p>	○	問1-2回答(3)に該当する場合、出張理容美容承認書を保健所長に提出する。	細則を添付する	<ul style="list-style-type: none"> ・要綱を制定し、理容師美容師出張業務届出書を保健所長に提出することとしている。実施者の名称、営業区域、従業員等の状況を把握し、必要に応じ立会、指導等を行う。
松山市	○	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の避難所等で行う場合 ・社会福祉施設などの施設内で、入所している方に対して行う場合 ・育児・介護により、理容所・美容所に来ることが著しく困難である場合 	○			<ul style="list-style-type: none"> ・理容所・美容所に従事していない理容師・美容師の方には、「松山市理容師及び美容師の出張業務指導要領」に基づき、理容師・美容師出張業務届出書の提出を求め、使用器具の保管場所、消毒方法、営業区域等について状況を把握に努め、必要に応じて管理施設への立入や業務実施状況の報告を求めようとしている。
高知市	○	<ul style="list-style-type: none"> ・司法警察職員等の求めにより、被疑者等に対して理容又は美容を行う場合 ・社会福祉法第2条第2項に規定する第一種社会福祉事業に係る施設に入所している者に対して理容又は美容を行う場合 ・上記のほか、市長が特別の事情があると認めた場合 ・規定を添付する。 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・出張理容を行うおとする者は、あらかじめ出張理容届により高知市保健所長に届けなければならない。 ・出張美容を行うおとする者は、あらかじめ出張美容届により高知市保健所長に届けなければならない。 ・規定を添付する。 		<ul style="list-style-type: none"> ・提出された出張理容届及び出張美容届に基づき、実施者の名称、出張理美容を行う場所、従業員等の状況を把握し、必要に応じ監視・指導等を行う。
久留米市	○	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法(昭和22年法律第164号)第41条に規定する児童養護施設、老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに同法第29条に規定する有料老人ホームをいう。)その他これらに類する施設に入所している者に対し、出張して業を行う場合 ・演芸を行う者等に対し、出演等の直前に業を行う場合 ・その他市長が特別の事情があるものとして承認した場合。 	○			<ul style="list-style-type: none"> 相談のあった際には「出張理容・出張美容に関する衛生管理要領」に基づく衛生管理を行うよう指導を行い、状況に応じて立入調査を実施する。
長崎市	○	<p>(1) 社会福祉施設(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第62条第1項に規定する施設をいう。)その他これに類する施設に出張して理容の業を行う場合</p> <p>(2) 公演等において、その出演者に対して出演直前に理容の業を行う場合</p> <p>(3) 前2号に定めるもののほか、市長が特別の事情があるものとして承認した場合</p>	○	<ul style="list-style-type: none"> ・理容所・美容所に従事していない理容師・美容師は、理容師・美容師出張業務届出書を管轄する保健所長に提出する。 ・既定を添付する。 		<ul style="list-style-type: none"> ・出張理容・出張美容の実施主体は理容所・美容所の開設者に限定していない。理容所・美容所に従事していない者で出張理容・出張美容を行うおとする理容師・美容師については、保健所長への届出により衛生措置を図るための所要の基準を満たしているか確認している。
佐世保市	○	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設その他これに類する施設に出張して業を行う場合 ・公演等において、その出演者に対して出演直前に業を行う場合 ・市長が特別の事情があるものとして承認した場合 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・理容所及び美容所に従事していない理美容師が出張業務を行う場合、理容師・美容師出張業務届出書を保健所長に提出する。(佐世保市理容師及び美容師の出張業務指導要領により規定) (http://www.city.sasebo.lg.jp/hokenhukusi/seikat/20140613syuttuyouribiyoyoukouhtml) ・市長が特別の事情があると承認して出張業務を行う場合、理容業及び美容業出張営業承認申請書を保健所長に提出する。(佐世保市理容師法取扱規則及び佐世保市美容師法取扱規則により規定) (http://www3.e-reikin.jp/sasebo/d1w_reiki/reikhtml) 		<ul style="list-style-type: none"> 提出された理容師・美容師出張届出書に基づき、実施者名、出張業務の理由、営業場所、消毒方法、管理施設等の状況を把握し、必要に応じ指導等を行う。
大分市	○	<p>※要領で規定している。</p> <p>1 利用者が在宅の場合 疾病や事故等により概ね1カ月以上にわたり寝たきり或いは自力では起床できない状態にあって、当面その状態が続くことが見込まれ、業務の必要があると認められる者。なお、主治医が治療に当たっている在宅患者については、事前にその主治医の了解を得ること。</p> <p>2 利用者が入院の場合 入院中の医療機関等に理・美容所が設置されておらず、かつ前項の状態にある入院患者。なお、事前に当該医療機関等の長の承諾を得ること。</p> <p>3 利用者が入所の場合 生活保護施設、婦人保護施設、児童福祉関係施設、身体障害者福祉関係施設、老人福祉関係施設、知的障害者福祉関係施設等に入所している者のうち、やむを得ない理由により理・美容所に来ることができない者。なお、事前に当該施設の長又は管理者の承諾を得ること。</p> <p>4 利用者が収容の場合 刑務所、警察署、留置場等司法関係機関の施設に収容されている者。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規定を添付する。 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・出張業務届出書を管轄する保健所長に提出する。なお、理・美容所に所属していない者が出張業務届出書を提出する場合にあっては、出張業務管理施設設置届も併せて提出する。規定を添付する。 		<ul style="list-style-type: none"> ・提出された出張業務届出書及び出張業務管理施設設置届に基づき、実施者の名称、営業区域、従業者等の状況を把握し、管理施設については、衛生設備等について立会い確認を行う。
宮崎市	○	<ul style="list-style-type: none"> ・理美容所がない山間へき地において、その居住者に対して理美容を行う場合。 ・社会福祉施設、介護老人保健施設その他これらに類する施設において、その入所者に対して理美容を行う場合。 ・刑務所その他これに類する施設において、その被収容者に対して理美容を行う場合。 ・公演等において、その出演者に対して出演直前に理美容を行う場合。 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・出張理美容届を市長に届け出なければならない。(宮崎市理美容師施行条例・細則) ・出張理美容届を保健所長に提出する。規定を添付する。(理容師・美容師出張業務取扱要領) 		<ul style="list-style-type: none"> 要領では、『携行する消毒器具及び消毒薬品等を保管し、消毒等を行うための専用の管理施設(出張業務管理施設)を設けなければならない。』『出張業務管理施設の措置について検査を受け合格しなければ、出張理美容を行ってはならない。』としている。そのため、出張業務管理施設設置届を提出してもらい、施設の検査を行っている。
鹿児島市	○	<p>(1) 警察官署、刑務所又は拘置所の長の求めに応じてこれらの施設に収容されている者に対して理(美)容を行う場合</p> <p>(2) 社会福祉施設の管理者の求めに応じて当該社会福祉施設に入所している者に対して理(美)容を行う場合</p> <p>(3) 興行場において演劇等に出演する者等に対してその出演等の直前に理(美)容を行う場合</p> <p>(4) 理(美)容所がないへき地又は離島に居住している者に対してその居住地において理容又は美容を行う場合</p> <p>(5) 前各号に掲げる場合のほか、市長がやむを得ない事情があると認める場合</p>	○	<ul style="list-style-type: none"> ・出張理(美)容届出及び出張理(美)容消毒設備等検査申請書を鹿児島市保健所長に届け出る。(鹿児島市理容師法施行条例) http://g-reiki.city.kagoshima.lg.jp/kagoshima2/reiki_honbun/q702RG0001392.html (鹿児島市美容師法施行条例) http://g-reiki.city.kagoshima.lg.jp/kagoshima2/reiki_honbun/q702RG0001397.html 		<ul style="list-style-type: none"> ・届け出された出張理(美)容届出及び出張理(美)容消毒設備等検査申請書に基づき、検査及び確認を行う。
那覇市	○	<ul style="list-style-type: none"> ・刑事収容施設及びこれに類する施設に収容されている者に対して美容を行う場合 ・社会福祉施設及びこれに類する施設に入所している者に対して美容を行う場合 ・美容所がない山間へき地、離島等に居住する者の求めに応じて美容を行う場合 ・前3号に掲げる場合のほか、特別の事情があると市長が認めた場合 ※別紙参照。 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・理容師出張業務届、美容師出張業務届を那覇市保健所に提出する。 ※別紙参照。 		<p>—</p>

山形市		○	社会福祉施設その他収容施設においてその入所者に対して、理容又は美容を行う場合。その他市長が特に必要と認める場合としています【山形市理容師・美容師法施行条例第2条】	○	・山形市内で出張して理美容業を行う場合、出張理容・出張美容業務届を保健所長に届出ることとしています。	・理美容師ごとに出張理容・出張美容業務届を届出し、届出時に器具・携行品の確認、衛生指導を行っています。
福井市		○	・司法警察職員の求めにより、留置施設において、留置されている者に対し、美容の業を行う場合 ・興行場法第1条第1項に規定する興行場において、演芸を行う者に対し、美容の業を行う場合 ・社会福祉法第2条第2項第1項から第4号までに規定する第一種社会福祉事業に係る施設に入所している者に対し、美容の業を行う場合 ・上記に掲げる場合のほか、特別の理由により美容所以外の場合において美容の業を行う場合であって、市長がやむを得ないと認めるとき。 (福井市美容の業を行う場合の衛生措置等を定める条例第4条)	○	理(美)容師出張営業承認申請書を提出する。	理(美)容所を開設(従事)していない者の出張営業は認めていない。
甲府市		○	・社会福祉施設等に入所している者であって、理容所又は美容所に来るためには介助が必要となるものに対して理容又は美容を行う場合 ・その他市長がやむを得ない事情があると認める場合	○		・立会等の確認は行っていないが、「甲府市出張理容又は出張美容に関する衛生管理要領」に基づいて出張理容・出張美容を行うよう指導している。 ※上記要領にて、出張理容・出張美容を行う者は検査を受けた理容所又は美容所の開設者(当該理容所又は美容所に所属する理容師又は美容師を含む)としている。
寝屋川市		○	・社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項第1号から第4号まで及び第6号に掲げる事業を行う施設に入所している者に対して理容を行う場合 ・災害救助法(昭和22年法律第118号)第4条第1項第1号に規定する避難所又は応急仮設住宅に避難している者に対して理容を行う場合	○		・出張理容・出張美容の実施にあたり届出等を必要としていないため、実施者の状況を把握していない。実施の相談があれば必要に応じ指導を行う。
小樽市		○	・交通条件に恵まれない山間地その他の地域であって、理美容所のない地域に居住する者に対して、その居住地において理容又は美容を行う場合 ・演劇、映画等に出演等をする者に対して、その出演等をする直前に理容又は美容を行う場合 ・社会福祉施設、医療施設、刑務所等において、当該施設の求めに応じ、その入所者等に対して理容又は美容を行う場合 ・規定を添付する。	○		・出張理美容の実施主体を理美容所の開設者に限定していないが、出張理美容のみを行う際には届出等の提出を求めておらず、実態を把握していない。
町田市		○	・社会福祉施設において、その入所者に対して美容を行う場合 ・演劇に出演する者等に対して、出演等の直前に美容を行う場合	○		・個別に相談があれば、衛生管理要領に基づいた衛生上の措置を講じるよう指導している。
藤沢市		○	(1) 養護老人ホーム、児童養護施設その他これらに類する施設において業務を行う場合 (2) 港湾に停泊中の船舶において、船舶の乗組員に対し業務を行う場合 (3) 興行場等において、演芸を行う者等に対し、出演等の直前に業務を行う場合 (4) 前各号に定めるもののほか、市長が特に必要と認める場合	○		出張理容・出張美容を行うにあたり、特に届出制度等を設けていないが、相談があった際には「出張理容・出張美容に関する衛生管理要領について」に基づき指導を行っております。
四日市市		○	・(1) 社会福祉施設その他の施設に入所している者に対して理容又は美容を行う場合 ・(2) 前号に掲げるもののほか、市長が衛生上支障がないものとして承認した場合	○	・条例第2条第2号の承認を受けようとする者(問1-2回答の(2)に該当する場合は、出張業務承認申請書を保健所長に提出する。 ○四日市市理容師等の衛生上必要な措置に関する条例第2条 https://www.city.yokkaichi.mie.jp/reiki/reiki_honbun/i603RG00001098.html ○四日市市理容師法施行細則第7条 https://www.city.yokkaichi.mie.jp/reiki/reiki_honbun/i603RG00000598.html ○四日市市美容師等の衛生上必要な措置に関する条例第2条 https://www.city.yokkaichi.mie.jp/reiki/reiki_honbun/i603RG00001103.html ○四日市市美容師法施行細則第7条 https://www.city.yokkaichi.mie.jp/reiki/reiki_honbun/i603RG00000596.html	・条例第2条第2号の承認を受けようとする者(問1-2回答の(2)に該当する場合は)が提出した出張業務承認申請書に基づき、本籍地、免許証番号、免許年月日、出張業務地、出張期間、携行品目及び数量等の状況を把握し、必要に応じ立会、指導等を行う。 ・上記以外の場合、問い合わせがあれば、「出張理容・出張美容に関する衛生管理要領」(平成19年10月4日付け健発第1004002号厚生労働省健康局長通知の別添)を指針として活用し、衛生管理の指導を行う。
大牟田市		○	(1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第41条に規定する児童養護施設、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の4に規定する養護老人ホームその他これらに類する施設に入所している者に対し、出張して業を行う場合 (2) 演芸を行う者等に対し、出演等の直前に業を行う場合 (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別の事情があるものとして承認した場合	○		出張理容・出張美容を把握しておらず、確認等行っていない。
茅ヶ崎市		○	(1)養護老人ホーム、児童養護施設その他これらに類する施設において業務を行う場合 (2)興行場等において、演芸を行う者等に対し、出演等の直前に業務を行う場合 (3)その他市長が特に必要と認める場合	○		
千代田区		○	・社会福祉施設等において、その入所者に対して理容を行う場合 ・演劇に出演する者等に対して、出演等の直前に理容を行う場合 ・規定を添付する。	○		・出張理容・出張美容の実施主体を理容所又は美容所の開設者に限定する規定はないが、平成19年10月4日健発第1004002号厚生労働省健康局長通知「出張利用・出張美容に関する衛生管理要領について」に基づき、実施主体は理美容所の開設者であること、及び「出張理容・出張美容に関する衛生管理要領」に則った衛生管理を行うことを指導している。
中央区		○	・区内の社会福祉施設において、社会福祉施設に入所する者に対して行う場合 ・医療法に規定する病院又は診療所のうち、区内の病院又は診療所において、病院等の入院患者に対して行う場合 ・区内の劇場において、劇場に出演する者等に対して、出演するための理容又は美容を行う場合 ・前に掲げるもののほか、区長が特別の事情があると認める場合 ※規定を添付する。	○		・ホームページ上の出張理容・美容において講ずべき衛生措置や衛生上の問題が生じた場合の相談先等について掲載し、周知を行う予定。
港区		○	・社会福祉施設等において、その入所者に対して理容・美容を行う場合 ・演劇等に出演する者に対して、出演等の直前に理容・美容を行う場合	○		・出張の実施について開設者に限定しているわけではないが、衛生面の確保等を目的として、店舗を拠点として出張行為を行うことが望ましい旨指導している。
新宿区		○	・規則で定める社会福祉施設その他の物件において、その利用者を対象として美容を行う場合 ・演劇に出演する者等に対して、その出演等の直前に美容を行う場合 ・条例及び規則を添付する。	○		・現在まで事例がない。
文京区		○	・社会福祉施設等において、その入所者等に対して施術を行う場合 ・演劇に出演する者等に対して、出演等の直前に施術を行う場合	○		・相談時に助言・指導等を行う。
台東区		○	・社会福祉施設等において、その入所者に対して施術を行う場合 ・演劇に出演する者等に対して出演等の直前に施術を行う場合	○		出張理容・出張美容の実施主体を理容所又は美容所の開設者及び従事者が実施するよう指導している。

墨田区	○	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法第62条第1項に規定する社会福祉施設及びその他の施設で墨田区規則(※)で定めるものにおいて、その入所者に対して理容を行う場合 ・演劇に出演する者等に対して出演等の直前に理容を行う場合 <p>※規則で定める施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援(生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を提供するものに限る。)、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を行う施設 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム ・身体障害者福祉法に規定する身体障害者福祉センター ・児童福祉法に規定する児童発達支援及び放課後等デイサービスを行う施設、乳児院、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童自立支援施設 ・老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム ・介護保険法に規定する介護老人保健施設 ・生活保護法に規定する救護施設、更生施設 ・医療法に規定する病院 ・刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に規定する刑事施設及び少年院法に規定する少年院 	○			相談があった場合には、衛生的取り扱いについて説明している。
江東区	○	<ul style="list-style-type: none"> ・規則で定める施設において、その入所者に対して理容又は美容を行う場合 ・演劇に出演する者等に対して、出演等の直前に理容又は美容を行う場合 <p>※規定(江東区理容師法施行条例、江東区美容師法施行条例施行規則、江東区美容師法施行条例、江東区美容師法施行条例施行規則)を添付する</p>	○			・衛生の確保状況について確認は行っていない。しかし、衛生を確保するために、出張理容・出張美容の相談があった際には理容師法第9条及び美容師法第8条「理容・美容の業を行う場合に構すべき措置」を講じるよう指導している。
品川区	○		○			届出・承認などを規定していないため、実施者の衛生の確保状況の確認おこなっていないが、実施者から相談があった場合は要領に従って指導をおこなう。
目黒区	○	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設等において、その入所者に対して施術を行う場合 ・演劇に出演する者等に対して、出演等の直前に施術を行う場合 	○			
大田区	○	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設等において、その入所者に対して理容を行う場合 ・演劇に出演する者等に対して、出演等の直前に理容を行う場合 	○			・要領に基づく衛生措置が確保されるよう、ホームページにより出張理容・出張美容において講ずべき衛生措置の周知を図っている。
世田谷区	○	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設その他の施設等でその入所者に対して美容を行う場合 ・演劇に出演する者その他これに類する者に対してその出演等の直前に美容を行う場合 	○			・保健所に出張理容・出張美容の相談があった場合は、その衛生管理について指導を行っている。
渋谷区	○	<ul style="list-style-type: none"> ・区規則で定める社会福祉施設等において、その入所者に対して理容又は美容を行う場合 ・演劇に出演する者等に対して、出演等の直前に理容又は美容を行う場合 	○			
中野区	○	<ul style="list-style-type: none"> ・規則で定める社会福祉施設等において、その入居者に対して理容又は美容を行う場合 ・演劇に出演する者等に対して、出演等の直前に理容又は美容を行う場合 <p>(規定) 中野区理容師法施行条例 第4条 中野区理容師法施行細則 第5条 中野区美容師法施行条例 第4条 中野区美容師法施行細則 第5条</p>	○			出張理容・出張美容に関する届出等についての規定がないため、把握しておりません。
杉並区	○	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設等において、その入所者に対して施術を行う場合 ・演劇に出席する者等に対して、出演等の直前に施術を行う場合 	○			出張美容に関し、届出等を規定していないため、実施者の衛生の確保状況については確認できません。
豊島区	○	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設等において、その入所者に対して施術を行う場合 ・演劇に出演する者等に対して、出演等の直前に施術を行う場合 	○			社会福祉施設等の入浴施設調査時に、必要に応じて確認している。
北区	○	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設等において、その入所者に対して美容を行う場合 ・演劇に出演する者等に対して、出演等の直前に美容を行う場合 	○			・出張理容・出張美容に当たり事前指導を実施し、実施者の名称、連絡先、出張施設名称を把握し、必要に応じ指導等を行う。
荒川区	○	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設等において、その入所者に対して施術を行う場合 ・演劇に出演する者等に対して、出演等の直前に施術を行う場合 	○			・出張業務に関する理美容所等からの問合せに対し、法令の遵守や器具等の消毒・取り扱いなどについて指導等を行う。
板橋区	○	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設等において、その入所者に対して施術を行う場合 ・演劇に出演する者等に対して、出演等の直前に施術を行う場合 	○			・出張理容・出張美容の実施者は、区が発行する理美容券を扱う理容・美容組合に所属する理・美容師が主なため、各組合に対して指導を実施している。 ・社会福祉施設等に対しては、東京都板橋区美容師法施行条例にて開設時の施設基準(面積)を緩和することで届出を促し、一斉検査時等に指導を行っている。
練馬区	○	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設等において、その入所者に対して施術を行う場合 ・演劇に出演するものに対して、出演等の直前に施術を行う場合 <p>・規定を添付する</p>	○			実施していない。
足立区	○	<ul style="list-style-type: none"> (1) 社会福祉施設等において、その入所者に対して施術を行う場合 (2) 演劇に出演する者等に対して、出演等の直前に施術を行う場合 	○			確認していない。
葛飾区	○		○			出張理容・出張美容に関する相談があった場合は、衛生管理要領に規定する講ずべき衛生措置等について説明を行っている。
江戸川区	○	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設等において、その入所者に対して理容又は美容を行う場合 ・演劇に出演する者等に対して、出演等の直前に理容又は美容を行う場合 	○			・届出等の規定はしていないが、ホームページにより出張理容・出張美容において講ずべき衛生措置等について周知している。

事務連絡

平成30年6月28日

各〔都道府県
政令市
特別区〕生活衛生担当課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

公衆浴場における入浴着を着用した入浴等への理解の促進について（周知）

標記については、「公衆浴場における入浴に関する対応について」（平成30年2月13日厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課事務連絡）により報告をお願いしましたが、その結果について別添1及び2のとおりとりまとめましたので、情報提供いたします。

今般の調査によると、公衆浴場における入浴着を着用した入浴等に関して、事業者等への周知が十分とは言えないケースもあることから、既に周知を実施している都道府県・政令市・特別区（以下「都道府県等」という。）におかれては、その取組を継続いただくとともに、未実施の都道府県等におかれては、下記好事例などを参考に、管内の入浴施設等の事業者に対し周知の徹底を図り、適切な対応がとられるようご協力をお願いいたします。

また、消費者の理解も十分に促進されるよう、都道府県等のがん対策主管部局や障害保健福祉主管部局等の関係部署とも連携しつつ、都道府県等のホームページなどにおいて情報提供を図るとともに、管内の入浴施設等の事業者に対し、積極的な情報発信を行うよう依頼する等のご協力をよろしくお願いいたします。

記

（好事例）

- ・自治体が月に一度発行する情報誌に、記事を掲載した。
- ・管内公衆浴場・旅館業者を対象として開催する衛生講習会において、周知を併せて実施した。

- ・自治体のホームページにパンフレットを掲載するとともに、管内事業者に対し、当該パンフレットを配布した。
- ・衛生部局だけでなく、関係部局のホームページにおいても周知を行った。
- ・監視の際に、併せて周知も行った。
- ・患者団体の周知活動に協力を行った。

○入浴施設における入浴着の着用の周知状況及び入浴拒否事例について

別添1

周知を行っている 自治体数	周知方法	
	事例	件数 (※重複あり)
56 /144	管内事業者に対し文書等で通知	37 /144
	管内事業者に対しチラシ等を作成して配布	15 /144
	ホームページで周知	15 /144
	セミナー等の実施	6 /144
	その他	17 /144

入浴拒否事例		
年度	件数	概要
平成25年度	0	
平成26年度	2	・専用入浴着での入浴を拒否された。 ・支配人が変わってから入浴着の利用を断られた。最終的に施設側が貸し出す入浴着の着用は認められた。
平成27年度	1	・他の利用者から、入浴着を脱がせて入浴させて欲しいとのクレームが施設側に寄せられ、施設側から入浴着着用の方に対し、入浴は腰までで胸から上はシャワーを利用することを提案した事例があった(その後、保健所から施設側及び他の利用者に対し、入浴着着用者への理解と配慮を求めたところ納得いただいた。)
平成28年度	0	
平成29年度	1	・入浴着を着用しての入浴が可能か照会したところ、他の利用者の同意が必要と言われ、入浴を拒否された。

※調査時点は、平成30年1月31日(平成30年度のみ2月、3月は計上対象外)。

※調査対象は、公衆浴場法及び旅館業法の許可を受けた施設。

○入浴施設におけるオストメイト、入れ墨(タトゥー)がある外国人旅行者等の入浴に関する周知状況及び入浴拒否事例について

別添2

周知を行っている自治体数	周知方法	
	事例	件数 (※重複あり)
77 /144	管内事業者に対し文書等で通知	41 /144
	管内事業者に対しチラシ等を作成して配布	11 /144
	ホームページで周知	9 /144
	セミナー等の実施	6 /144
	その他	33 /144

入浴拒否事例			
年度	オストメイト／ 入れ墨(タトゥー)	件数	概要
平成25年度	オストメイト	0	
	入れ墨 (タトゥー)	0	
平成26年度	オストメイト	3	・利用を断られたことについて相談があり、施設に対して口頭で説明を行った。 ・公衆浴場営業者より、利用者からオストメイトが入浴しているが不衛生でないのかとの苦情を受けてオストメイトの入浴を拒否したため、今後どのように対応すべきか問合せがあり、オストメイトの入浴は衛生上問題ないことから、入浴を拒否することは適切ではない旨指導した。 ・オストメイトがストーマが人目に触れないよう入浴着を着用して入浴したことに対し、他利用者からクレームを受けた営業者から退出を求められた。
	入れ墨 (タトゥー)	0	
平成27年度	オストメイト	1	・オストメイトである友人が入浴拒否されたとのことで、事実を確認したところ、別の入浴者からクレームがあり、店側が入浴を断った事例があった。店側は、差別的な意識は全くなく、申し訳なく思う、今後は状況に応じて配慮していきたいとのことであった。友人に指導状況を説明したところ納得され、本人にも伝えるとのことであった。
	入れ墨 (タトゥー)	4	・宿泊予約していた外国人客が、浴室入口の「タトゥーお断り」の掲示を見て立腹し、宿泊をキャンセルした。 ・「入れ墨を理由に入浴拒否をされた」という苦情電話があった(2施設2件)。 ・タトゥーがあることを理由とした入浴拒否があった。
平成28年度	オストメイト	1	・関係者から、オストメイトが公衆浴場で入浴拒否された旨の文書の郵送があった。
	入れ墨 (タトゥー)	0	
平成29年度	オストメイト	1	・浴場施設でオストメイトの入浴拒否に関する申立があり、指導を行うとともに公衆浴場法又は旅館業法の営業許可を得ている全施設にチラシの送付を行った。
	入れ墨 (タトゥー)	4	・入れ墨をしていると入浴を拒否されるため、保健所が指導すべきという苦情。 ・タトゥーがあることを理由とした入浴拒否があった。 ・外国人に限らず、入れ墨のある方全てについて、入浴を不可とするスーパー銭湯あるが、小さい入れ墨であれば、シール等で隠すことにより可とする対応を検討中。 ・日本人男性から、入れ墨を理由に入浴拒否されたと相談があった。

※調査時点は、平成30年1月31日(平成30年度のみ2月、3月は計上対象外)。

※調査対象は、公衆浴場法及び旅館業法の許可を受けた施設。

※入浴拒否事例のうち利用者側の衛生上の問題であると思われる事例については除外。

平成30年度 クリーニング師研修の受講者数

平成31年3月31日

都道府県名	27年度				28年度				29年度				30年度				参考						
			うち2型				うち2型				うち2型		特管(外数)				うち2型		特管(外数)		対平成27年度増減		第10クール
	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	増減数	増減率(%)	受講率(%)
1 北海道	6	222	2	46	5	143	2	37	6	208	2	41			6	234	2	55			12	5.4	36.6
2 青森県	4	115			2	49	1	30	4	91	1	30	1	16	5	119	1	15	4	23	4	3.5	38.8
3 岩手県	4	127	1	14	4	76	1	10	5	43	1	4			4	143	1	42			16	12.6	70.1
4 宮城県	5	89	1	7	4	83			5	95	1	9			5	89	1	12			0	0.0	47.0
5 秋田県	3	98			3	76			3	79					3	106					8	8.2	56.3
6 山形県	2	65			2	73			2	86					3	84					19	29.2	51.9
7 福島県	1	66			2	137			1	37					1	59					-7	-10.6	33.9
8 茨城県	3	154			3	141			4	213					3	132					-22	-14.3	49.0
9 栃木県	3	104			2	71			2	88					3	117					13	12.5	37.3
10 群馬県	2	77			2	59			2	83					2	72					-5	-6.5	27.2
11 埼玉県	3	210			3	170			3	103					3	263					53	25.2	29.7
12 千葉県	7	316			7	189			7	256					7	289					-27	-8.5	40.0
13 東京都	11	683	1	1	7	299	1	1	7	295	1	2	1	32	11	615	1	1	1	50	-68	-10.0	20.2
14 神奈川県	5	321	1	23	5	255	1	25	5	342	1	37			5	318	1	36			-3	-0.9	30.0
15 新潟県	6	216	1	12	7	182	1	9	7	215	1	3			7	209	2	37			-7	-3.2	54.7
16 富山県	1	47			2	109			1	56					2	81	1	12			34	72.3	60.3
17 石川県	2	74			2	51			2	31					1	80					6	8.1	35.1
18 福井県	1	34			1	41			2	59					3	42	2	1			8	23.5	42.1
19 山梨県	1	57			1	44			1	54					1	52					-5	-8.8	36.2
20 長野県	5	128	1	9	5	99	1	5	5	80	1	8			5	112	1	8			-16	-12.5	37.2
21 岐阜県	3	120			3	113			3	106					3	120					0	0.0	39.9
22 静岡県	3	217			1	116			3	336					3	220					3	1.4	39.5
23 愛知県	11	667			6	191	1	3	6	162	1	8	1	11	11	537	1	10	1	4	-130	-19.5	39.9
24 三重県	2	44			2	68			3	80					2	46					2	4.5	32.5
25 滋賀県	2	28	1	4	2	37	1	20	2	36	1	14			2	43	1	8			15	53.6	38.8
26 京都府	2	146	1	61	2	110	1	37	2	139	1	71			2	140	1	64			-6	-4.1	38.0
27 大阪府	4	110			4	115			3	170					3	113					3	2.7	14.0
28 兵庫県	9	305			5	156			7	218					8	259					-46	-15.1	36.6
29 奈良県	1	32			1	52			1	30					1	33					1	3.1	36.7
30 和歌山県	3	76			1	63			2	58					3	71					-5	-6.6	63.6
31 鳥取県	1	31			1	37			1	36			1	3	1	34					3	9.7	51.0
32 島根県	3	46	1	10	3	41	1	13	3	52	1	15			3	42	1	12			-4	-8.7	47.0
33 岡山県	2	121			1	92			1	57					1	85					-36	-29.8	42.3
34 広島県	2	111			3	115			3	105					3	104					-7	-6.3	36.5
35 山口県	1	37			1	73			1	62					1	38					1	2.7	48.5
36 徳島県	1	7			1	14			1	38					1	22					15	214.3	29.5
37 香川県	2	50			1	31			2	52					2	47					-3	-6.0	44.8
38 愛媛県	2	63			1	54			1	43					1	60					-3	-4.8	29.1
39 高知県	2	38	1	23	2	50	1	31	2	23	1	16			2	38	1	19			0	0.0	44.0
40 福岡県	4	130			4	110			4	116					4	134					4	3.1	27.6
41 佐賀県	1	36			2	107			1	10					1	27					-9	-25.0	49.0
42 長崎県	2	69	1	41	3	102	1	50	2	85	1	60	1	14	3	73	1	43			4	5.8	49.1
43 熊本県	5	87	2	10	1	30	1	30	3	88	1	24	1	19	5	104	2	11			17	19.5	28.5
44 大分県	1	30			4	44	1	3	3	43	1	4	1	1	2	24	1	8			-6	-20.0	34.2
45 宮崎県	3	47	2	8	2	65	1	9	2	66	1	12			2	43	1	13			-4	-8.5	41.8
46 鹿児島県	5	118	2	34	4	69	2	23	4	119	2	49	1	10	4	130	1	40	1	4	12	10.2	52.2
47 沖縄県	1	19	1	19	1	0	1	0	2	63	1	24			1	34	1	34			15	78.9	39.3
計	153	5,988	20	322	131	4,402	20	336	142	4,907	21	431	8	106	155	5,837	25	481	7	81	-151	-2.5	34.8

注1:全国生活衛生営業指導センター調べ

注2:第10クールの受講率算出のための従業クリーニング師数は平成29年3月末の数値である。

平成30年度 業務従事者講習の受講者数

平成31年3月31日

都道府県名	27年度				28年度				29年度				30年度				参考	
			うち2型				うち2型				うち2型				うち2型		対平成27年度増減	
	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	増減数	増減率(%)
1 北海道	6	202	2	76	5	197	2	67	6	201	2	66	6	189	2	78	-13	-6.4
2 青森県	3	39			2	62	1	28	4	79	1	65	5	60	1	23	21	53.8
3 岩手県	4	46	1	6	4	89	1	17	5	44	1	15	4	41	1	6	-5	-10.9
4 宮城県	5	157	1	17	4	127			5	142	1	16	5	166	1	28	9	5.7
5 秋田県	3	67	1	7	3	65	1	11	3	46	1	12	3	51	1	5	-16	-23.9
6 山形県	3	126			3	83			3	79			3	105			-21	-16.7
7 福島県	1	62			2	109			1	33			1	64			2	3.2
8 茨城県	3	93			3	106			2	107			3	100			7	7.5
9 栃木県	3	178			2	103			2	56			3	126			-52	-29.2
10 群馬県	2	67			2	55			2	56			2	34			-33	-49.3
11 埼玉県	3	185			3	139			3	164			3	169			-16	-8.6
12 千葉県	6	360			6	328			6	298			6	308			-52	-14.4
13 東京都	9	734	1	5	10	762	1	0	13	866	1	3	13	915	1	3	181	24.7
14 神奈川県	5	402	1	54	4	449	1	47	5	486	1	102	5	491	1	84	89	22.1
15 新潟県	6	150	1	2	7	127	1	4	7	162	1	4	7	181	2	28	31	20.7
16 富山県	1	12			3	12	1	1	2	19	1	0	2	42	1	5	30	250.0
17 石川県	1	33	1	33	1	23	1	23	1	7	1	7	1	29	1	29	-4	-12.1
18 福井県	2	2	2	2	2	21	2	21	2	1	2	1	2	3	2	3	1	50.0
19 山梨県	1	11			1	14			1	11			1	15			4	36.4
20 長野県	5	186	1	30	5	178	1	29	5	158	1	31	5	159	1	32	-27	-14.5
21 岐阜県	1	34	1	34	1	34	1	34	1	21	1	21	1	44	1	44	10	29.4
22 静岡県	3	152			3	130			3	160			3	133			-19	-12.5
23 愛知県	7	347	1	2	6	189	1	3	6	232	1	6	7	337	1	20	-10	-2.9
24 三重県	1	42	1	42	1	72	1	72	1	56	1	56	1	46	1	46	4	9.5
25 滋賀県	2	59	1	16	2	29	1	17	2	24	1	12	2	43	1	15	-16	-27.1
26 京都府	2	106	1	53	2	81	1	36	2	116	1	75	2	108	1	49	2	1.9
27 大阪府	2	101	1	46	2	141	1	80	2	85	1	30	2	143	1	92	42	41.6
28 兵庫県	4	116			5	244			6	216			4	102			-14	-12.1
29 奈良県	1	22			1	10			2	21	1	14	1	19	1	19	-3	-13.6
30 和歌山県	1	11	1	11	1	7	1	7	1	28	1	28	1	6	1	6	-5	-45.5
31 鳥取県	2	54	1	39	2	45	1	24	2	48	1	39	2	50	1	34	-4	-7.4
32 島根県	2	62	1	32	2	64	1	22	2	57	1	31	2	62	1	30	0	0.0
33 岡山県	2	26			1	49			1	21			1	29			3	11.5
34 広島県	1	40	1	40	1	60	1	60	1	53	1	53	1	61	1	61	21	52.5
35 山口県	1	24			1	41			1	33			1	38			14	58.3
36 徳島県	1	26			1	7			1	63			1	38			12	46.2
37 香川県	1	50	1	50	1	34	1	34	1	47	1	47	1	36	1	36	-14	-28.0
38 愛媛県	2	59			1	39			1	62			1	48			-11	-18.6
39 高知県	1	21	1	21	1	9	1	9	1	18	1	18	1	37	1	37	16	76.2
40 福岡県	2	95			2	84			3	112			3	142			47	49.5
41 佐賀県	2	42											2	40			-2	-4.8
42 長崎県	1	6	1	6	1	6	1	6	1	7	1	7	1	1	1	1	-5	-83.3
43 熊本県	2	56	2	56	1	29	1	29	2	76	1	40	2	57	1	23	1	1.8
44 大分県	1	16	1	16	1	11	1	11	1	11	1	11	1	12	1	12	-4	-25.0
45 宮崎県	1	9			2	18	1	0	2	39	1	9	2	40	1	5	31	344.4
46 鹿児島県	5	40	2	1	4	10	2	2	4	31	2	7	4	30	1	3	-10	-25.0
47 沖縄県	1	35	1	35	1	10	1	10	1	2	1	2	1	34	1	34	-1	-2.9
計	124	4,763	31	732	119	4,502	32	704	129	4,654	34	828	131	4,984	34	891	221	4.6

注: 全国生活衛生営業指導センター調べ

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局 生活衛生課長
（ 公 印 省 略 ）

クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の受講促進について

クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習（以下「クリーニング師研修等」という。）は、クリーニング業法（昭和25年法律第207号）の規定に基づき、公益財団法人全国生活衛生営業指導センター（以下「全国指導センター」という。）が主催者として都道府県知事の指定を受け、公益財団法人都道府県生活衛生営業指導センター（以下「都道府県指導センター」という。）に委託し実施しているところである。

クリーニング師研修等の実施については、貴職をはじめ管下保健所に受講勧奨等のご尽力をいただいているところであるが、依然として受講率の低下が課題であり、クリーニング業における衛生水準の確保等が懸念されつつある。

クリーニング師研修等は法令に基づき3年を超えない期間ごとの受講が義務とされており、対象となる者を適切に受講させるためには、研修受講予定者名簿の精緻化を図り、全国指導センター及び都道府県指導センターと連携して的確かつ効果的に受講勧奨を進めていく必要がある。

また、近年の受講者の高齢化等も踏まえ、会場に来ることが困難である者に対する第2型研修及び講習の活用も積極的に進めていく必要がある。

そのため、都道府県におかれては、

- （1）クリーニング師に関する正確な情報の把握・台帳の整備（免許証返納の確実な反映等）
- （2）都道府県指導センターへの情報提供（登録番号、氏名、住所等）
- （3）第2型研修及び講習も含めた受講勧奨

等について実施いただくよう、特段の御配慮をお願いする。

なお、（2）の情報提供については氏名等の個人情報が含まれるものではあるが、個人情報の関係条例等の適用にあたっては本事業の趣旨、目的並びに情報を管理する法人等の特性について十分斟酌の上、特段の御配慮をお願いする。

生活衛生関係営業における生産性向上推進事業

令和2年度予算額(案) 128,757千円(124,360千円)

※ 令和元年度補正予算額 75,675千円

1 事業目的

○政府においては、「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)に基づき、2020年までを「生産性革命・集中投資期間」とすることで、中小企業・小規模事業者に対して集中的支援を行うこととされており、本事業により生活衛生関係営業における生産性向上を強力に推進していく。

2 事業概要

【経営者に対して改善行動を促す(自走する)ためには、各種ガイドライン・マニュアルの提示・配布だけでなく、各店の状況に合わせて具体的な行動や手法を「伴走型」で示すことが重要である。】

<個店の生産性革命>

- 生産性向上に当たって経営者が抱える課題の解決に向け、具体的な助言や提案を通じて、経営者に経営改善行動を促すことを目指す。
 - ・ 都道府県生活衛生営業指導センター経営指導員と中小企業診断士との連携による生産性向上ガイドライン・マニュアルを活用した個別相談
 - ・ ICT活用研修など生衛業の生産性向上を図るための取組

<地域における生衛業の生産性革命>

- 個店ごとの経営改善行動を共有し、地域単位における生衛業について、各業種もしくは業種横断的に取り組むべき生産性向上に向けた仕掛けづくりを促す場を設けることで、地域における生衛業の生産性革命を目指す。

<ガイドライン・マニュアルの更新、コンサルティング能力の向上>

- ・ 各地域において個別相談会を実施するとともに、そこで集積した課題の調査・検証を踏まえ、ガイドライン・マニュアルの更新の実施
- ・ 経営コンサルティング業者と指導センター等の関係機関が連携し、コンサルティング能力の向上に向けた取組を実施

3 実施スキーム



「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画」

一第2章 Society5.0時代にふさわしい仕組みづくりー (令和元年6月21日閣議決定)

生産性向上に意欲をもって取り組む中小企業・小規模事業者に対して、きめ細かな伴走型の支援を粘り強く行っていくことをはじめ、思い切った支援策を講じる

生活衛生同業組合活動推進月間について

趣 旨

生衛組合を通じた同業者のネットワークは公衆衛生の維持・向上においても重要な社会的な基盤であり、生活衛生関係営業における衛生確保を効果的に進めていくためには、行政と生衛組合の活動の連携が不可欠。

しかしながら、生衛法の制定後60年が経過する中で、生衛組合の設立趣旨に対する組合員の意識の希薄化や、組合員の減少による組織基盤の脆弱化が生じていることも否めない状況にある。

このため、「生活衛生同業組合活動推進月間」(以下「月間」という。)を定め、関係機関や関係団体の連携のもとに、新規営業者等の組合加入の促進のための生衛組合の周知広報や組合活動の活性化のための取組みを重点的に展開するもの。

これによって、生衛組合の活動の意義や地域で果たしている役割を再確認し、組合活動の基盤強化及び組合のネットワークの拡充を図るものとする。

活動推進月間

毎年11月1日から11月30日までの1か月間

主 催

(一社)全国生活衛生同業組合中央会、全国生活衛生同業組合連合会、都道府県生活衛生同業組合

後 援

厚生労働省、(株)日本政策金融公庫

重点活動項目

- ① 衛生基準の遵守に向けた自主点検活動等の衛生活動の推進
- ② 生活衛生同業組合に関する周知広報の推進
- ③ 生活衛生同業組合を中心としたネットワークの拡充
- ④ 後継者・若手人材の育成及び若手による組合活動の活性化
- ⑤ 営業者、消費者及び行政等の関係機関による連携・対話の推進

標準営業約款制度について



全国生活衛生営業指導センターは、利用者又は消費者の選択の利便を図るため、厚生労働大臣の認可を受けて、約款を定めることができる。

安全・安心を約束
する3つのS

安全
Safety

清潔
Sanitation

安心
Standard

Sマーク

厚生労働大臣認可

1 目的

標準営業約款は、消費者保護の観点から、提供する役務の内容や施設や設備の表示の適正化等を図ることにより、利用者や消費者が営業者からサービスや商品を購入する際の、選択の利便を図ろうとするものである。

2 設定

標準営業約款は、厚生労働大臣が指定する業種について、全国生活衛生営業指導センターが、厚生労働大臣の許可を受けて設定する。

○クリーニング業(昭和58年3月26日認可)	1,833店舗(クリーニング所1,703店舗・取次店130店舗)		
○理容業(昭和59年10月18日認可)	23,739店舗	○美容業(昭和59年10月18日認可)	12,045店舗
○めん類飲食店営業(平成16年11月30日認可)	315店舗	○一般飲食店営業(平成16年11月30日認可)	286店舗

(注)現在、5業種で設定。店舗数は、平成30年3月末現在。

3 内容

- ① 役務の内容又は商品の品質の表示の適正化に関する事項
- ② 施設又は設備の表示の適正化に関する事項
- ③ 損害賠償の実施の確保に関する事項

4 登録等

- ① 営業者は標準営業約款に従って営業を行おうとする時は、都道府県生活衛生営業指導センターに登録する。
- ② 登録を受けた業者は、全国生活衛生営業指導センターが定めた様式の標識及び標準営業約款の要旨を掲示することになっている。
- ③ 登録期間は3年となっており、再登録することになる。
なお、登録業者が引き続き、登録を継続する場合の有効期限は、5年となっている。

5 融資上の恩恵

振興事業貸付の運転資金の利率は基準金利であるが、標準営業約款登録営業者は特別利率が適用される。

振興指針及び振興計画のあらまし

I 振興指針

1 振興指針の目的

生衛業の振興を計画的に推進して、公衆衛生の向上及び利用者の利益の増進に資することを目的とし設定する。

2 振興指針の性格

振興指針は、業界全体の振興を図るために設定されるものであり、組合又は小組合が策定する振興計画の基準になるものである。

3 設定業種の指定

厚生労働大臣が生衛業のうち、16業種を指定して設定する。(法第56条の2第1項)

4 振興指針の告示

振興指針を設定した場合には、厚生労働大臣は告示を行う。

III 振興事業に対する国の特別配慮

・融資上の恩恵（法第56条の4）

振興事業に基づいて整備する施設設備については、日本政策金融公庫（生活衛生資金貸付）の融資が、有利な条件で適用される。また、振興事業を実施するのに必要な運転資金についても貸付の対象とされる。

・税制上の恩恵（法第56条の5）

振興計画に係る共同施設について、特別償却することができる。

II 振興計画

1 振興計画の策定目的

組合等がその組合員たる営業者の営業の振興を計画的に推進するため策定するものであり、振興指針の内容を具体化するもの。

2 策定者

組合及び小組合

3 振興計画の記載事項

- (1) 振興事業の目標
- (2) 振興事業の内容及び実施時期
- (3) 振興事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法等

4 振興計画の認定

組合又は小組合は、振興計画に基づいて営業の振興を図るときは、都道府県知事の認定を受けなければならない。

【各業種の認定状況 -平成30年3月末現在-】

クリーニング業	47件	飲食店営業（すし店）	40件
理容業	47件	美容業	47件
飲食店営業（めん類）	23件	旅館業	47件
簡易宿所	3件	食肉販売業	44件
飲食店営業（一般飲食業）	36件	飲食店営業（中華料理業）	22件
飲食店営業（料理業）	28件	飲食店営業（社交業）	38件
喫茶店営業	26件	食鳥肉販売業	16件
興行場営業	30件	浴場業	25件
氷雪販売業	5件	合計	524件

5 実施状況の報告

振興計画の認定を受けた組合等は、事業年度経過後3箇月以内に、実施状況について都道府県知事に報告しなければならない。

令和元年度審議状況

- 元年11月27日 第33回厚生科学審議会生活衛生適正化分科会
 ・振興指針改正(興行場営業、旅館業)を調査審議
- 12月10日 第34回厚生科学審議会生活衛生適正化分科会
 ・振興指針改正(浴場業、飲食店営業(めん類))を調査審議
- 2年1月8日 第35回厚生科学審議会生活衛生適正化分科会
 ・第33回及び第34回分科会の審議を踏まえ、全体を調査審議

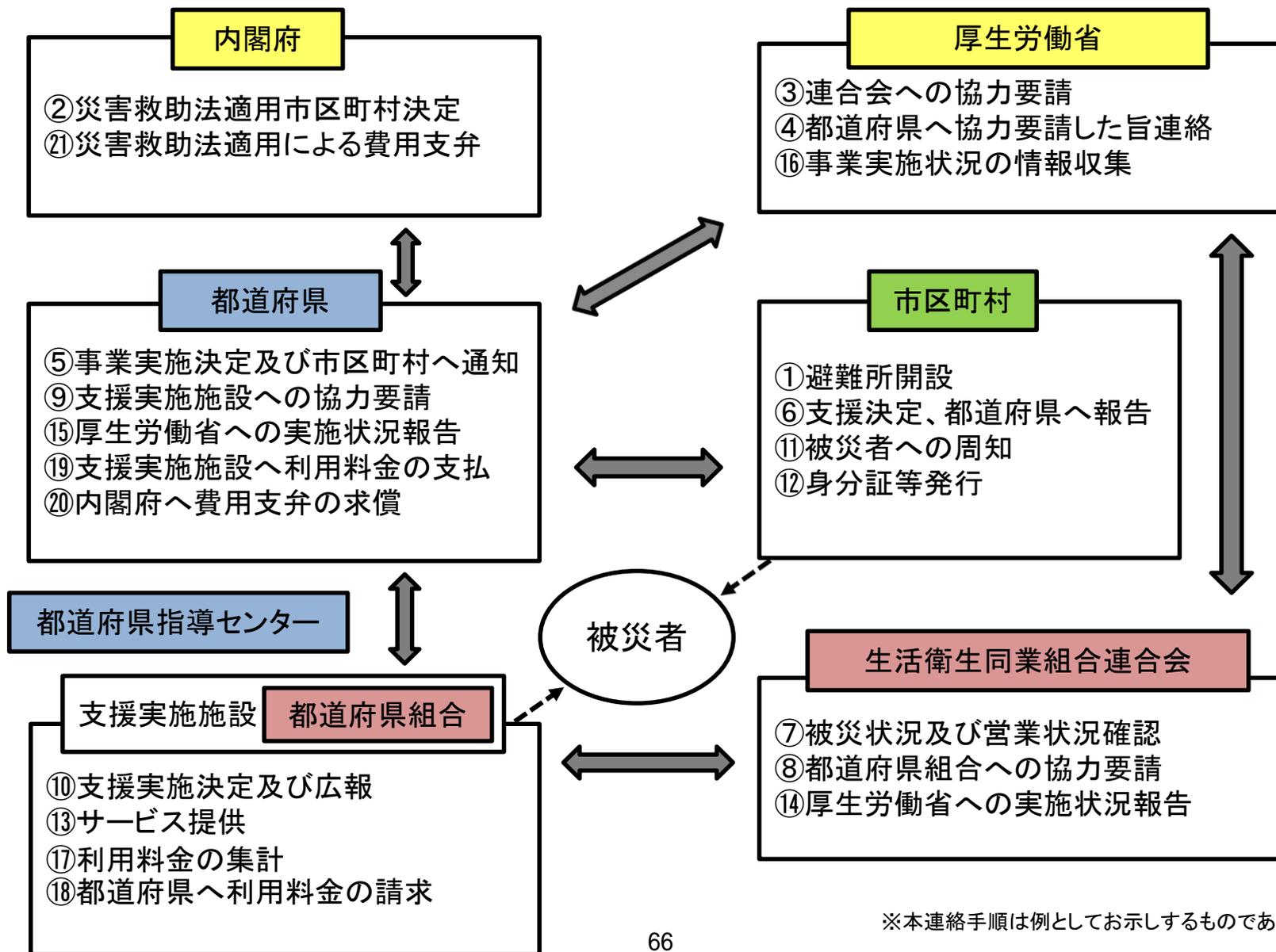


3月5日 改正振興指針(興行場営業、旅館業、浴場業、飲食店営業(めん類))を告示

今後の改正スケジュール (第35回厚生科学審議会生活衛生適正化分科会資料 (R2.1.8) より)



災害発生時における支援連絡体制例について



ビルクリーニング分野における新たな外国人材の受入れ

外国人材受入れの必要性

- 建築物衛生法の適用対象となる特定建築物が年々増加する中、ビル・建物清掃員の有効求人倍率は近年高い水準で推移し、平成30年度には3.03に達しており、人材の確保が困難な状況。（ビル・建物清掃員の人数：約80万人（平成27年国勢調査））

※ ビル・建物清掃員の有効求人倍率の推移

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
1.94	2.24	2.64	2.95	3.03

※ 特定建築物の推移（件）

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
44,353	44,801	45,251	45,679	46,210

ビルクリーニング分野特定技能の概要

- **対象となる業務**：建築物内部の清掃
- **技能水準及び日本語能力水準等**：
 - ① **技能水準等**：多数の利用者が利用する建築物（住宅の専有部分を除く。）の内部を対象に、場所、部位、建材、汚れ等の違いに対し、作業手順に基づき、自らの判断により、方法、洗剤及び用具を適切に選択して清掃作業を遂行できるレベルであること
 - ・試験名称：ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験（実技試験）
 - ・実施主体：（公社）全国ビルメンテナンス協会
 - ② **日本語能力水準等**：ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有することを、国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験（N4以上）により評価
- ※ ビルクリーニング職種ビルクリーニング作業の技能実習2号修了者は、技能評価試験及び日本語能力評価試験のいずれも免除。
- **受入れ見込み数**：最大37,000人を向こう5年間の最大値として運用（※14分野合計では最大345,150人）

特定技能の施行状況

- ビルクリーニング分野特定技能協議会を平成31年4月23日に設置。今後は特定技能所属機関以外を構成員とする運営委員会を定期的開催する予定。（制度の趣旨や優良事例の周知、大都市圏その他特定地域への集中防止策等について、協議等を行うもの。）
（※特定技能所属機関は本協議会の構成員となり、厚生労働省等が行う調査又は指導に対し必要な協力を行う。）
- ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験の実施状況
 - ① 国内試験は、令和元年11月16日～12月2日の日程で、受験申請のあった北海道、東京、愛知、大阪、徳島、福岡の計6か所において、295人が受験し、合格者は204人（合格率 69.2%）。次回は令和2年4月～5月に750人規模で実施予定。
 - ② 国外試験は、ミャンマーにおいて令和元年12月7、8日の日程で177人が受験し、合格者は113人（合格率 63.8%）。令和2年2月28日～3月1日には、フィリピンにおいて300人規模で実施。この他、試験実施環境が整った国から試験実施を検討。
- 技能実習2号修了者による特定技能への在留資格変更をする者も徐々に増加している。

ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドラインについて

- 各発注者（ビルメンテナンス業務※に関する業務を発注する国、特殊法人等及び地方公共団体）がビルメンテナンス業務に係る発注関係事務を適切に実施するために、①維持管理計画策定、②業務発注準備、③入札契約、④業務実施、⑤業務完了後の各段階で、取り組む事項について記載。
- 各発注者は本ガイドラインを参照し、発注関係事務を行う。

※ 主としてビルなどの建築物を対象として、建築物等の点検・保守、運転・監視、衛生管理(清掃、害虫防除など) その他の維持管理に関する業務

各段階における発注者の取組事項

① 維持管理計画策定段階

- ✓ 維持管理計画の策定
- ✓ 維持管理台帳の整備

② 業務発注準備段階

- ✓ 業務の性格等に応じた入札契約方式の選択
- ✓ 現場条件等を踏まえた適切な仕様書等の作成
- ✓ 適正利潤の確保のための予定価格の適正な設定
 - 積算に用いる価格は、可能な限り最新の労務単価等を適切に反映
- ✓ 適切な発注時期の設定

③ 入札契約段階

- ✓ 適切な競争参加資格の設定、ダンピング受注の防止等
 - 低入札価格調査制度又は最低制限価格制度を適切に活用
 - 入札に参加しようとする者に対し、最低賃金に係る制度について周知
- ✓ 業務の性格等に応じた技術提案の評価内容の設定
- ✓ 競争参加者の業務実施能力の適切な評価項目の設定等
- ✓ 入札不調・不落時の見積りの活用等
- ✓ 公正性・透明性の確保、不正行為の排除

④ 業務実施段階

- ✓ 業務履行条件の変化等に応じた適切な仕様書等の変更
 - 最低賃金額の改定、労務、資材等の価格変動を注視し、賃金水準又は物価水準の変動により必要があると認める場合は、代金の額の変更を検討
- ✓ 業務履行中の実施状況の確認等
- ✓ 維持管理に関する情報共有

⑤ 業務完了後

- ✓ 業務完了後の適切な履行検査・評価等
- ✓ 施設機能に関する現況確認

●公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律 概要

<審議の経緯>
R1.5.28 衆議院本会議可決（全会一致）
R1.6.7 参議院本会議可決（全会一致）
R1.6.14 公布・施行

背景・必要性

1. 災害への対応

- 全国的に災害が頻発する中、災害からの迅速かつ円滑な復旧・復興のため、災害時の緊急対応の充実強化が急務

2. 働き方改革関連法の成立

- 「働き方改革関連法」の成立により、公共工事においても長時間労働の是正や処遇改善といった働き方改革の促進が急務

3. 生産性向上の必要性

- 建設業・公共工事の持続可能性を確保するため、働き方改革の促進と併せ、生産性の向上が急務

4. 調査・設計の重要性

- 公共工事に関する調査等の品質が公共工事の品質確保を図る上で重要な役割

法案の概要

1. 災害時の緊急対応の充実強化

【**基本理念**】災害対応の担い手の育成・確保、災害復旧工事等の迅速かつ円滑な実施のための体制整備

【発注者の責務】

- ①緊急性に応じて随意契約・指名競争入札等適切な入札・契約方法を選択
- ②建設業者団体等との災害協定の締結、災害時における発注者の連携
- ③労災補償に必要な保険契約の保険料等の予定価格への反映、災害時の見積り徴収の活用

2. 働き方改革への対応

【**基本理念**】適正な請負代金・工期による請負契約の締結、公共工事に従事する者の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の適正な整備への配慮

【発注者の責務】

- ①休日、準備期間、天候等を考慮した適正な工期の設定
- ②公共工事の施工時期の平準化に向けた、債務負担行為・繰越明許費の活用による翌年度にわたる工期設定、中長期的な発注見通しの作成・公表等
- ③設計図書の変更に伴い工期が翌年度にわたる場合の繰越明許費の活用等

【**公共工事等を実施する者の責務**】適正な額の請負代金・工期での下請契約の締結

3. 生産性向上への取組

【**基本理念、発注者・受注者の責務**】情報通信技術の活用等を通じた生産性の向上

4. 調査・設計の品質確保

公共工事に関する調査等（測量、地質調査その他の調査（点検及び診断を含む。）及び設計）について広く本法律の対象として位置付け

5. その他

(1) 発注者の体制整備

- ①発注関係事務を行う職員の育成・確保等の体制整備【**発注者の責務**】
- ②国・都道府県による、発注関係事務に関し助言等を適切に行う能力を有する者の活用促進等

(2) 工事に必要な情報（地盤状況）等の適切な把握・活用【**基本理念**】

(3) 公共工事の目的物の適切な維持管理【**国・特殊法人等・地方公共団体の責務**】

法改正の理念を現場で実現するために、地方公共団体、業界団体等の意見を聴き、基本方針や発注者共通の運用指針を改正

表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律の概要

令和元年5月17日成立、5月24日公布、令和元年法律第15号

第1 表題部所有者不明土地とは

旧土地台帳制度下における所有者欄の**氏名・住所の変則的な記載**が、昭和35年以降の土地台帳と不動産登記簿との一元化作業後も引き継がれたことにより、**表題部所有者(※)欄の氏名・住所が正常に記録されていない登記**となっている土地(表題部所有者不明土地)となり、それがそのまま解消されていない土地が全国に多数存在(全国約50万筆調査の結果、約1%存在)

(平成29年9月～平成30年5月調査)

(※)表題部所有者とは…所有権の登記(権利部)がない不動産について、登記記録の表題部に記録される所有者をいう。

当事者の申請により所有権の登記がされると、表題部所有者に関する登記事項は抹消される。

表題部 (土地の表示)		調製	除 白	不動産番号	○○○○○○○○○○○○○○
地図番号	除 白	筆界特定	除 白		
所在	特別区南都町一丁目			除 白	
① 地番	② 地目	③ 地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
101番	宅地	300	00	不詳 〔平成20年10月14日〕	
所有者	特別区南都町一丁目1番1号 甲 野 太 郎				

(例)

① 住所の記載がない土地 (単有・共有)

「A」

② 字持地

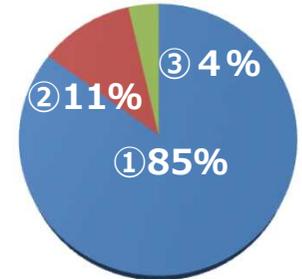
「大字○○」

③ 記名共有地

「A外○名」 等

墓地, 山林, 畑等

種類別の内訳



第2 現状

● 所有者不明土地の中でも、氏名や住所の記録がないため、戸籍や住民票等による所有者調査の手掛かりがなく、**所有者の発見が特に困難**

→自治体における用地取得や民間取引において、交渉の相手方が全く分からず、用地取得や民間取引の**大きな阻害要因**に

● 表題部所有者不明土地を解消するためには、
 ・ 公的資料や歴史的な文献(例えば、寺で保管されている過去帳や、地域内の土地に関する歴史書等)を調査
 ・ その土地の経緯を知る近隣住民等からの聴き取り

などによる所有者の特定が必要

→今後、**歴史的資料の散逸や地域コミュニティの衰退により、所有者の特定がますます困難になるおそれ**

(政府方針)

○経済財政運営と改革の基本方針2018(平成30年6月15日閣議決定)

「変則的な登記(表題部所有者の氏名・住所が正常に記載されていない登記)の解消を図るため、必要となる法案の次期通常国会への提出を目指すとともに、必要となる体制を速やかに整備する。」

第3 法律のポイント

1 表題部所有者不明土地について、所有者の探索に関する制度を設ける(令和元年11月22日施行)

・登記官に所有者の探索に必要な調査権限を付与(各種台帳情報の提供の求め等)
 ・所有者等探索委員制度(必要な知識・経験を有する者から任命される委員に、必要な調査を行わせ、登記官の調査を補充する制度)を創設

2 探索の結果を登記簿に反映させるための不動産登記の特例を設ける(令和元年11月22日施行)

・探索の結果を踏まえて、表題部所有者の登記を改めるための規定を整備

3 探索の結果、所有者を特定することができなかった土地について、適切な管理を可能とする制度を創設する(令和2年11月1日施行予定)

・登記官が探索を行ってもなお所有者を特定することができなかった土地について、新たな財産管理制度(裁判所の選任した管理者による管理)を創設

第4 手続の流れ

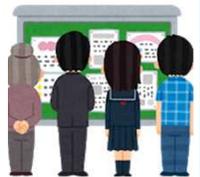
対象土地の選定

- 表題部所有者不明土地の解消を実施する地域の選定
- 所有者等の探索を行う表題部所有者不明土地の選定

所有者等(※)の探索の開始(第3条)

- 職権で所有者等の探索を開始
- 探索を開始する旨を公告

※所有者等
現在又は過去の所有者(又は共有者)



登記官による調査(第4条～第8条、第17条・第18条)

- 利害関係人による意見等の提出
- 各種台帳(旧土地台帳, 戸除籍謄本等)の調査, 実地調査, 占有者・関係者からの聞き取り調査
- 立入調査
- 地方公共団体等に対する情報提供の求め

必要な場合に指定

所有者等探索委員(※)による調査(第9条～第13条)

- 各種台帳の調査
- 占有者・関係者からの聞き取り
- 実地調査等

※所有者等探索委員
…必要な知識・経験を有する者から任命



所有者等探索委員としての意見を報告

登記官による表題部所有者の登記(第15条・第16条)

- 特定された所有者等を表題部所有者とする登記

< 登記の例 >

- ① 「A」→「住所 A」
- ② 「大字〇〇」→「〇〇市」
- ③ 「A外2名」→「住所 持分△ A
住所 持分△ B
住所 持分△ C」



- 例外的に、表題部所有者として登記すべき者がいないときは、その旨及びその理由(所有者等が特定できなかったこと等)を登記

登記官による所有者等の特定(第14条)

- 所有者等を特定することができた場合

- 1 特定された所有者
住所 〇〇県… 氏名 法務太郎
- 2 特定の理由
～の資料(及び所有者等探索委員の意見)を踏まえ、対象土地の所有者を〇〇に特定した。
- 3 調査した資料
戸除籍謄本, 各種台帳…

※ 所有者等の特定に関する記録を作成し、登記所に備え付け

所有者等を特定できなかった表題部所有者不明土地等の管理(第19条～第30条)

所有者等の探索を行った結果、所有者等を特定することができなかった表題部所有者不明土地(所有者等特定不能土地)については、裁判所の選任した管理者による管理を可能とする(※)。

- 当該土地の繁茂した草木の伐採の許可
- 当該土地の買取りに応ずる権限⇒売却代金は所有者のために供託(供託金が時効消滅した後は、国庫に帰属)

※所有者等の探索を行った結果、法人でない社団等に帰属していることが判明したものの、その全ての構成員を特定することができず、又はその所在が明らかでない表題部所有者不明土地についても、同様の措置を講ずる。

参照条文

- 表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）
（所有者等の探索の開始）

第3条 登記官は、表題部所有者不明土地（第15条第1項第4号に定める登記があるものを除く。以下この章において同じ。）について、当該表題部所有者不明土地の利用の現況、当該表題部所有者不明土地の周辺の地域の自然的社会的諸条件及び当該地域における他の表題部所有者不明土地の分布状況その他の事情を考慮して、表題部所有者不明土地の登記の適正化を図る必要があると認めるときは、職権で、その所有者等の探索を行うものとする。

- 2 登記官は、前項の探索を行おうとするときは、あらかじめ、法務省令で定めるところにより、その旨その他法務省令で定める事項を公告しなければならない。

（情報の提供の求め）

第8条 登記官は、第3条第1項の探索のために必要な限度で、関係地方公共団体の長その他の者に対し、表題部所有者不明土地の所有者等に関する情報の提供を求めることができる。

別記第3号様式（第2の2(4)ア関係）

第 号
令和 年 月 日

長 殿

法務局 出張所
登記官 職印

表題部所有者不明土地の所有者等に関する情報の提供について（依頼）
表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律
第15号）第8条に基づき、下記の表題部所有者不明土地に関する〇〇台帳及
び〇〇台帳の写しの提供を依頼します。

記

- 1 手続番号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
- 3 地目
- 4 地積
- 5 表題部所有者不明土地の登記記録の表題部の所有者欄に記録されている事
項